令和４年度 山形県保健医療推進協議会

日　時：令和５年３月２日（木）１５：００～１６：３０
場　所：ＷＥＢ会議（県庁１５０２会議室）

次　　第

１　開　　会

２　あいさつ

３　委員紹介

４　協　　議

(1)　会長及び副会長の選任について

(2)　各種計画における取組み状況について

・第７次山形県保健医療計画　≪資料１－１～２≫

・第３期山形県医療費適正化計画　≪資料２－１～２≫

・山形県アルコール健康障害対策推進計画　≪資料３－１～３≫

(3)　地域医療構想の進捗状況と今後の進め方について　≪資料４－１～８≫

(4)　地域医療介護総合確保基金に係る令和４年度事業概要及び令和３年度実施事業の事後評価について　≪資料５－１～４≫

(5)　第８次山形県保健医療計画の策定に向けて　≪資料６－１～６≫

５　そ の 他

６　閉　　会

＜Zoom 情報＞

【 ID 】86321011877

【PASS】118346

令和４年度　山形県保健医療推進協議会　出席者名簿

≪委員≫

所属団体名・職名		氏　名	備考	
委員	山形県医師会　会長	中　目　千　之	出席	会場
委員	山形県歯科医師会　会長	冨　田　　滋	出席	会場
委員	山形県食生活改善推進協議会　会長	荒　木　公　子	欠席	―
委員	山形県立保健医療大学　助教	井　上　　香	出席	Ｗｅｂ
委員	山形県地域包括支援センター等協議会 副理事長 〈代理：東海林かおり〉	大　江　祥　子	代理出席	Ｗｅｂ
委員	山形県薬剤師会　会長	岡　嵜　千賀子	出席	Ｗｅｂ
委員	山形県立米沢栄養大学　講師	金　谷　由　希	欠席	―
委員	特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド 事業リーダー	黒　木　正　美	欠席	―
委員	山形大学医学部　教授	櫻　田　　香	出席	Ｗｅｂ
委員	山形県市長会　会長	佐　藤　孝　弘	欠席	―
委員	山形県病院協議会　理事長	武　田　弘　明	出席	Ｗｅｂ
委員	山形県社会福祉協議会　会長	玉　木　康　雄	出席	Ｗｅｂ
委員	山形県保険者協議会　副会長	丹　野　晴　彦	出席	Ｗｅｂ
委員	山形県訪問看護ステーション連絡協議会　委員	冨　樫　美　帆	欠席	―
委員	日本精神科病院協会山形県支部　副支部長	沼　田　由紀夫	出席	Ｗｅｂ
委員	山形県町村会　会長	原　田　俊　二	欠席	―
委員	山形県消防長会　会長 〈代理：山形市消防本部救急救命課　課長　武田聡〉	松　田　和　巳	代理出席	Ｗｅｂ
委員	山形県医師会　副会長	間　中　英　夫	出席	Ｗｅｂ
委員	山形大学大学院　教授	村　上　正　泰	欠席	―
委員	山形県栄養士会　研究教育事業部員	矢　口　友　理	出席	Ｗｅｂ
委員	山形県保健所長会　会長	山　田　敬　子	出席	Ｗｅｂ
委員	山形県看護協会　会長	若　月　裕　子	出席	Ｗｅｂ

≪県≫

所属名・職名	氏　名	備考	
健康福祉部長	堀　井　洋　幸	出席	会場
医療統括監	阿　彦　忠　之	出席	会場
みらい企画創造部 企画調整課長	黒　田　あゆ美	出席	Ｗｅｂ
防災くらし安心部 消防救急課長	長谷川　宏　哉	出席	Ｗｅｂ
しあわせ子育て応援部 子ども家庭支援課 課長補佐(総括・母子保健担当)	庄　司　壮　哉	代理出席	会場
健康福祉部 健康福祉企画課長	築　達　秀　尚	出席	会場
健康福祉部 医療政策課長（兼）地域医療支援室長	菅　原　正　春	出席	会場
健康福祉部 コロナ収束総合企画課長	安　達　晃　司	出席	会場
健康福祉部 地域福祉推進課長	松　田　康　宏	出席	会場
健康福祉部 がん対策・健康長寿日本一推進課長	音　山　優　子	出席	会場
健康福祉部 高齢者支援課長	佐　藤　敦　宏	出席	会場
健康福祉部 障がい福祉課長	保　科　孝　宏	出席	会場
健康福祉部 障がい福祉課　障がい者活躍・賃金向上推進室長	東海林　靖　志	出席	会場
病院事業局 県立病院課長	竹　田　幸　弘	出席	会場
教育庁 スポーツ保健課　保健・食育主幹	伊　藤　由美子	出席	Ｗｅｂ
村山総合支庁　保健福祉環境部 保健企画課長	渡　辺　博　幸	出席	Ｗｅｂ
最上総合支庁　保健福祉環境部 保健企画課長	村　山　雄　典	出席	Ｗｅｂ
置賜総合支庁　保健福祉環境部 保健企画課長	伊　藤　裕　之	出席	Ｗｅｂ
庄内総合支庁　保健福祉環境部 保健企画課長	佐　藤　あゆみ	出席	Ｗｅｂ

資料１－１

第７次山形県保健医療計画における取組みについて（概要）

１　趣旨

○　平成 30 年３月に策定した第７次山形県保健医療計画（H30 年度～R5 年度）では、毎年度の目標の達成度や事業の実施状況等について、点検・評価を行うこととしている。

○　このたび、令和３年度の主な取組みをとりまとめたところであり、本協議会において協議いただき、今後の施策展開に向けた御意見を頂戴するもの。

２　令和３年度の主な取組み、評価及び今後の推進方向

⇒　資料１－２のとおり。

《主なもの》

(1) 疾病・事業ごとの医療連携体制の整備関係（第２章）

（がん）

・　がんの地域連携パス運用拡大と改善に向け、県がん診療連携協議会地域連携パス部会を開催し、運用状況と課題を把握し、パスの改善や運用課題についての協議を行った。

　山形県がん総合相談支援センターにおいて、病院外の相談窓口であることを活かし、様々な相談対応を実施した。また、ピアサポーターによるがん患者サロンを開催した。

・　引き続き、切れ目のない緩和ケアを提供できる体制の充実を図るとともに、がん患者の必要とする支援につなげていく。

（脳卒中及び心筋梗塞等の心血管疾患）

・　生活習慣病予防のため、「減塩・ベジアッププロジェクト」を展開したほか、禁煙標識の掲出促進等、飲食店における受動喫煙防止対策を実施した。

・　昨年度策定した、山形県循環器病対策推進計画に基づき、発症予防や重症化予防等の循環器病対策を総合的に推進していく。

（精神疾患）

・　認知症サポート医養成研修受講を支援することにより、認知症サポート医６名を養成したほか、精神保健福祉センターを依存症相談拠点に位置付け、相談対応と回復支援を実施した。

　引き続き、医療機関相互の連携を推進し、患者の状況に合わせて適切な医療を提供できる体制の構築を図っていく。

（災害時における医療）

・　大規模災害発生時に備え、東北ブロックＤＭＡＴ参集訓練、政府総合防災訓練等に県内ＤＭＡＴが参加した。また、ＤＰＡＴ先遣隊研修に県立こころの医療センターの職員２名が参加した。

　ＤＭＡＴ新規養成研修に県内病院の医師等を派遣するとともに、ＤＭＡＴ技能維持研修に県内ＤＭＡＴの隊員を派遣したが、今後も関係機関に対し各研修・訓練への参加を促し、災害時の医療提供体制の強化を図っていく。

⑵ 在宅医療の推進関係（第３章）

・　在宅医療提供体制を整備するため、在宅医療の担い手育成や多職種連携を図る研修会の開催をはじめ在宅医療の拡充に取り組む団体に対する支援を行ったほか、地域における退院調整ルールの策定や看取りの普及啓発など、在宅医療の拡充に向けた取組みを実施することにより、取組みが進められた。

　また、在宅医療の充実に取り組む医療機関の設備整備に対する支援実施した。

　今後、医療機関における在宅医療の取組みを促すため、在宅医療の拡充に取り組む団体への支援などを継続するとともに、医療機関における設備整備への助成や在宅医療への理解を深める取組みを強化していく。

・　自立支援型地域ケア会議の普及・定着のため、市町村への専門職の派遣調整、助言者のスキルアップ研修等を実施した。新型コロナ感染症の影響により、会議を中止する市町村もあり、地域ケア会議の市町村での普及・定着に向け、引き続き支援事業に取り組む。

⑶ 感染症対策の推進関係（第４章）

・　新型コロナ感染症の感染拡大を可能な限り抑制するため、検査体制・医療提供体制の整備を進めた。

　新興・再興感染症も含め、感染者急増時に対応可能な受入体制の構築や専門人材の育成・確保の取組みを推進していく。

⑷ 医療従事者の確保関係（第５章）

（医師）

・　総合的な医師確保対策を行う地域医療支援センターのもと、医師修学資金の貸与、研修医確保のための各種ガイダンスの実施、ドクターバンク事業などの医師確保対策を推進した。

　人口 10 万対医師数は着実に増加しているものの、依然として全国平均を下回っていることから、「山形県医師確保計画」に掲げた目標値の達成に向けて、より実効的な医師確保対策を推進する。

（保健師・助産師・看護職員等）

・　山形県ナースセンターによる就業斡旋及び潜在看護師等の掘り起こしを行うとともに、「山形県保健師活動指針」及び「山形県保健師人材育ガイドライン」に基づき、研修会等を行った。

　看護職員の従事者数は増加傾向にあるが、目標には到達していない。山形方式･看護師等生涯サポートプログラムにおける各施策の充実・強化を図り、看護職員確保に向けた取組みを推進していく。

第７次山形県保健医療計画における主な取組みについて

目標及び進捗状況	令和３年度の主な取組み、評価 及び今後の推進方向

第２部　各論
第１章　県民の視点に立った医療提供体制の整備
　第１節　保健医療圏における医療提供体制の整備

■　医療提供体制の体系的整備

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
「かかりつけ医」の普及率	75.1% (H28)	－	－	－	－	80%	－
		－	－	－	－		
「かかりつけ歯科医」の普及率	80.2% (H28)	－	－	－	－	80%	－
		－	－	－	－		

【医療政策課・がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・チラシやホームページ等により「かかりつけ医」及び「かかりつけ歯科医」の普及に向けた県民への啓発を実施

・「やまがた健康ガイド」で「かかりつけ歯科医」を持つことや定期的な歯科健診を受けることの重要性について啓発

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・かかりつけ歯科医の普及率は平成 28 年度目標を達成しており、高水準の普及率であるが、現状値を維持できるよう引き続き様々な広報媒体や機会を捉えた啓発を実施する。

・「かかりつけ医」の普及に向け、チラシやホームページ等により県民への啓発を行う。

■　地域医療連携の仕組みづくり

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域医療情報ネットワークへの登録累計患者数の合計	66 千人 (H29.9)	76 千人	86 千人	96 千人	106 千人	116 千人	126 千人
		90 千人	108 千人	124 千人	140 千人		
地域医療情報ネットワークを参照した件数（４地域のネットワークにおけるアクセス数の合計）	1,370 千件 (H28)	1,524 千件	1,585 千件	1,646 千件	1,707 千件	1,768 千件	1,829 千件
		1,626 千件	1,989 千件	2,001 千件	2,077 千人		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・地域医療構想調整会議や専門部会の開催を通して、地域医療構想の実現に向けた地域医療連携の取組を推進

・地域医療情報ネットワークを中心とした、切れ目のない医療・介護提供体制の構築を推進

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・令和３年度は、登録累計患者数、アクセス数とも目標を達成した。

・引き続き、地域医療構想の実現に向けた地域医療連携の取組を推進していく。

■　地域医療支援病院の整備

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域医療支援病院の数	5 (H29)	5	5	6	6	6	6
		5	5	6	7		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・地域医療支援病院に興味のある病院からの問い合わせに対し、助言等を実施

・新たに山形済生病院を地域医療支援病院として承認

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・地域医療支援病院を目指している病院からの問い合わせに対して、適切に対応した。

・地域医療支援病院を目指す病院の支援及び県民への地域医療支援病院に関する情報提供を行うとともに、地域の医療機関との機能分化・連携を推進していく。

第２節　地域医療構想の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
各病院の改革プラン等に基づく病床機能の分化・連携や規模適正化を実施した数（累計）	３施設 （H29）	７施設	14 施設	21 施設	28 施設	35 施設	42 施設
		８施設	14 施設	18 施設	18 施設		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・二次保健医療圏ごとに設置した地域医療構想調整会議を開催し、関係者との連携を図りつつ、地域医療構想の実現に向けた協議を推進

・病床の機能分化、連携を推進するため、新たに１施設に対して施設・設備の整備を支援

・新たに創設された国の「病床機能再編支援補助金」を活用し、医療機関の病床機能分化・連携を支援

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・地域医療構想調整会議において、病床の機能分化･連携の具体的計画について意見交換し、地域の関係者の合意を得た。

・引き続き、地域医療構想調整会議において、関係者との連携を図りつつ、地域医療構想の実現に向けた協議を進める。

・地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の規模や機能の見直し及び診療機能の役割分担と連携の取組を促進する。

第３節　患者の視点に立った安心な医療の確保

■県における医療機関情報の提供

（１）医療機能情報提供制度による医療機関情報の提供

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
医情ネットへのアクセス数	93,960 （H28）	93,960	95,000	96,000	97,000	98,000	99,000
		91,743	82,218	―	―		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・インターネットを活用し県民に医療機関情報を提供（医療機関は最低年１回情報更新）

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・全国統一システムの稼働が令和５年度に予定されており、都道府県の枠を超えた医療機関等の検索が可能になるなど、効率・利便性の向上が見込まれ､今後移行作業を進めていく。

（２）保健医療計画における地域の医療機能や連携の状況の明示

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
「第２章第２節　地域における医療連携体制」及び「第３章　在宅医療の推進」に記載した医療機関の更新	１回 （H28）	１回	１回	１回	１回	１回	１回
		１回	１回	１回	１回	１回	

【健康福祉企画課】

【令和３年度の主な取組み】

・二次保健医療圏ごと、疾病・事業ごとの医療連携体制を構築する病院の表を更新するとともに、県ホームページに掲載

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・引き続き、年１回の更新を行い、最新の情報を県民に提供していく。

■　患者の安心に配慮したサービスの提供

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
医療安全相談窓口への相談者の満足度	88.9% （H26～28）	89%	90%	90% 以上	90% 以上	90% 以上	90% 以上
		81.2%	83.1%	93.3%	91.1%		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・医療安全相談窓口に寄せられた相談状況について、関係機関に対し情報を提供

・医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく、病院・診療所等に対する立入検査を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・相談終了時における相談者から感謝の言葉や後日解決した旨の報告をいただくなど、満足度の高い相談を行った。

・引き続き、医療安全相談窓口を運営し、苦情・相談に対応するとともに、医療法に基づく立入検査を実施していく。

■　医療機関における入退院時の患者等に対する情報の提供

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域連携パスに参加している医療機関等の数	277 (H28)	285	290	295	300	305	310
		284	285	286	284		
退院支援に係る施設基準を取得している病院数	28 (H29.10)	29	30	31	32	33	34
		27	30	33	33		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・多職種連携による退院支援や地域連携パスの普及拡大など、地域における医療連携体制構築の取組を支援

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・引き続き、多職種連携による退院支援、地域連携パスの運用改善などの医療連携体制構築の取組を支援していく。

第４節　医療安全対策の推進

■　医療安全相談窓口の役割、医療安全確保対策、院内感染防止対策の徹底

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
医療安全相談窓口への相談者の満足度	88.9% (H26～28)	89%	90%	90% 以上	90% 以上	90% 以上	90% 以上
		81.2%	83.1%	93.3%	91.1%		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・医療安全相談窓口に寄せられた相談状況について、関係機関に対し情報を提供
・医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく、病院・診療所等に対する立入検査を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・相談終了時における相談者から感謝の言葉や後日解決した旨の報告をいただくなど、満足度の高い相談を行った。
・引き続き、医療安全相談窓口を運営し、苦情・相談に対応するとともに、医療法に基づく立入検査を実施していく。

■　患者本位の医薬分業の推進、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
かかりつけ薬剤師を配置している薬局の割合	44.2% (H29.8)	51%	58%	65%	72%	79%	85%
		47.2%	48.2%	49.6%	50.3%		
後発医薬品使用割合（新指標・数量ベース）	71.6% (H28)	77%	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上	80% 以上
		79.9%	82.7%	85.0%	85.4%		

【コロナ収束総合企画課】

【令和３年度の主な取組み】

・病院と調剤薬局における薬薬連携の促進
・山形県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を開催
・後発医薬品の採用に役立てるため、「汎用ジェネリック医薬品リスト」を作成、情報提供の実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・かかりつけ薬剤師の配置については、目標達成には至らないものの、増加傾向にある。
・県薬剤師会と連携し、算定要件の１つである研修認定薬剤師の取得を推進する。
・後発医薬品使用割合については、増加傾向にある。
・病院等の医療機関と薬局との連携情報共有体制の構築を推進する。
・引き続き、県民に対し後発医薬品の理解を促進し、周知していくとともに、品質への不安解消に向けた取組みを行っていく。

■　医薬品等の安全対策、適正使用の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
薬局・医薬品製造販売業等における販売体制等の不適率（※１）	5.5% (H28)	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%
		8.9%	6.5%	6.3%	3.2%		

【コロナ収束総合企画課】

※１　医薬品医療機器等法に係る行政処分の件数÷監視施設数

【令和３年度の主な取組み】

・薬局、医薬品等販売業に対する監視指導を実施

・年度当初に重点監視項目を策定し、医薬品医療機器等法の遵守状況の確認及び不適の場合、指導を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・偽造医薬品流通防止のための体制及び手順書整備について不適事例が多かった。

・不適率は減少傾向にあるが、引き続き、不適率の高い項目を重点監視項目として設定し、監視指導を継続して実施する。

■　血液確保、血液製剤の適正使用の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
献血者目標人数達成率	94.3% (H28)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		98.4%	100.3%	101.0%	104.4%		

【コロナ収束総合企画課】

【令和３年度の主な取組み】

・主として高校生を対象に献血セミナーを実施

・各種広報媒体を活用し、献血の普及啓発を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・献血者数が伸びてきており、取り組みに対する成果が表れ、目標を達成した。

・引き続き、関係機関と連携し、特に若年層への普及啓発を強化する。

第５節　医療に関する情報化の促進

■　医療機関における医療情報の電子化の促進と総合的なネットワーク化の推進

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域医療情報ネットワークへの登録累計患者数の合計	66 千人 (H29.9)	76 千人	86 千人	96 千人	106 千人	116 千人	126 千人
		90 千人	108 千人	124 千人	140 千人		
地域医療情報ネットワークを参照した件数（４地域のネットワークにおけるアクセス数の合計）	1,370 千件 (H28)	1,524 千件	1,585 千件	1,646 千件	1,707 千件	1,768 千件	1,829 千件
		1,626 千件	1,989 千件	2,001 千人	2,077 千人		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・参加医療機関や利用に同意する患者の増加を図るための、地域医療情報ネットワーク協議会の取組を支援

・県境を越えて秋田県内の医療機関と患者情報を共有する「秋田・山形つばさネット」の運用を令和２年４月より開始

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・令和３年度は、登録累計患者数、アクセス数とも目標を達成した。

・引き続き、地域医療構想の実現に向けた地域医療連携の取組を推進していく。

第２章　疾病・事業ごとの医療連携体制の整備

第１節　医療機関相互の機能分担と連携

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
「第２章第２節　地域における医療連携体制」及び「第３章　在宅医療の推進」に記載した医療機関の更新	１回 (H28)	１回	１回	１回	１回	１回	１回
		１回	１回	１回	１回	１回	

【健康福祉企画課】

【令和３年度の主な取組み】

・二次保健医療圏ごと、疾病・事業ごとの医療連携体制を構築する病院の表を更新するとともに、県ホームページに掲載

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・引き続き、年１回の更新を行い、最新の情報を県民に提供していく。

第２節　地域における医療連携体制

１　がん

（１）がんの予防、がんの早期発見

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
成人の喫煙率	20.2% (H28)	—	—	—	—	12%	12%
		—	—	—	—		
胃がん検診の受診率	56.1% (R1)	—	59%	—	—	60%	60%
		—	56.1%	—	—		
肺がん検診の受診率	62.2% (R1)	—	60%	—	—	60%	60%
		—	62.2%	—	—		
大腸がん検診の受診率	56.0% (R1)	—	57%	—	—	60%	60%
		—	56.0%	—	—		
子宮頸がん検診の受診率	46.5% (R1)	—	53%	—	—	60%	60%
		—	46.5%	—	—		
乳がん検診の受診率	47.3% (R1)	—	53%	—	—	60%	60%
		—	47.3%	—	—		
精密検査受診率 （住民健診）	79.1～92.6% (R1)	84%	88%	92%	96%	100%	100%
		79.0～ 92.1%	79.1～ 92.6%	76.3～ 89.9%	—		
がん登録集計罹患数に対する病院等からの届出率	98.5% (H30)	90% 以上	90% 以上	90% 以上	90% 以上	90% 以上	90% 以上
		98.5%	98.2%	—	—		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・受動喫煙防止対策について、事業者関係団体と連携した周知・啓発や、リーフレット配布、個別訪問等を実施
・望まない受動喫煙の防止に関し、広報媒体等を活用し、県民に対する普及啓発を実施
・屋内禁煙とした飲食店等に禁煙標識を交付:1,365 件(R4.3 月末現在)
・禁煙治療実施医療機関の情報提供を実施
医療機関数 191 施設(R4.5 月現在)
・がん検診の事業評価及び精度管理に向け、生活習慣病検診等管理指導協議会の各がん部会（子宮、肺、消化器、乳がん部会を各１回）及び生活習慣病検診等従事者講習会を開催
・がん検診受診啓発活動の実施
・女性のがん検診受診機会の拡大のため、市町村、検診機関、医師会等の協力を得て休日検診事業を実施
・がん診療連携協議会がん登録部会を通じ、院内がん登録の精度向上を推進
・院内がん登録全国集計（2019）のデータからがん診療連携拠点病院等の医療の実態を把握
・がん登録実務者の資質向上に向けた研修会を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・「山形県受動喫煙防止条例」及び改正健康増進法が令和２年４月に施行され、県民の受動喫煙に関する理解の浸透が進んでいる。
・望まない受動喫煙を生じさせることのない

地域社会の実現に向け、「改正健康増進法」及び「山形県受動喫煙防止条例」に基づく受動喫煙防止対策の周知など、一層の取組みを推進する。
・がん検診受診率は、全ての検診において全国上位にあるものの、最終的な目標値には達しておらず、引き続き取組を進める。
・届出率はがん登録の精度の高さの国際的目安である 90%を超えている。更なる登録精度の向上に取り組む。

（２）がん医療の充実

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
緩和ケア研修会修了者数（累計）	1,566 人 (R2)	1,250 人	1,375 人	1,500 人	1,625 人	1,750 人	1,750 人
		1,390 人	1,502 人	1,566 人	1,673 人		
地域連携パス運用件数（累計）	1,753 件 (R2)	1,240 件	1,430 件	1,620 件	1,810 件	2,000 件	2,000 件
		1,354 件	1,538 件	1,753 件	1,924 件		
がんの 75 歳未満年齢調整死亡率（人口 10 万対）	男女計 67.4 (R1)	—	—	—	—	67	67
		70.6	67.4	69.9	65.6		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】
・がんの地域連携パス運用拡大と改善に向け、県がん診療連携協議会地域連携パス部会を開催
・当該パス部会でパスの運用状況と課題を把握し、パスの改善や運用課題についての協議
・医療従事者向け緩和ケア研修会を開催（累計：医師 1,673 人、看護師等 913 人修了）
・山形県がん診療連携指定病院が実施する在宅療養や緩和ケア等の連携事業への支援を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】
・連携パスの運用件数や緩和ケア研修会修了者の数は増加している。パスの運用、研修とも診療所の参加をさらに拡大していく。
・当該パス部会を定期的に開催し、引き続き、パスの改善や運用課題について協議する。
・当該パス部会のメーリングリストを活用し、運用実績や登録医療機関の情報共有を図る。

・都道府県がん診療連携拠点病院を中核として、県内どこでも質の高いがん医療を受けることができる体制の充実に努める。
・切れ目のない緩和ケアを提供できる体制の充実を図る。

（３）がんに関する相談支援と情報提供

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
がん相談窓口における相談受理件数	6,743 件 (R1)	5,400 件	5,900 件	6,400 件	6,900 件	7,400 件	7,400 件
		5,418 件	6,743 件	6,179 件	6,414 件		
がん罹患を理由に失職する勤労者の割合	25% (H23)	―	―	―	―	25%未満	25%未満
		―	―	―	―		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・山形県がん総合相談支援センターにおいて、病院外の窓口であることを活かし、様々な相談対応を実施
・山形県がん総合相談支援センターと各がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターとが協力して相談窓口の周知を行ったほか、ピアサポーターによるがん患者サロンを実施
・がん患者就労・生活支援関係機関連絡会議を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・無料で様々な相談ができる窓口の存在は少しずつ認知度が上がってきているものの、まだ十分とは言えないため、今後も医療機関の診療部門と連携して周知に力を入れていく。
・がんの治療と仕事の両立のため、労働局等関係する支援機関と情報を共有し、がん患者の必要とする支援につなげていく。

２　脳卒中

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健康診査の受診率	65.2% （R1）	62%	64%	66%	68%	70%	70%以上
		63.9%	65.2%	—	—		
特定保健指導の終了率	29.2% （R1）	29%	33%	37%	41%	45%	45%以上
		28.9%	29.2%	—	—		
脳梗塞発症後 4.5 時間以内の来院者数の割合	30% （H27）	—	—	35%	—	—	40%
		—	—	—	—		
脳梗塞患者に占める rt-PA 治療患者の割合	7% （H27）	—	—	9%	—	—	10%
		—	—	—	—		
脳卒中（脳血管疾患）による年齢調整死亡率（人口 10 万対）	男性　43.8 女性　27.4 （H27）	—	—	—	—	41.6 24.7	41.6 24.7
		—	—	—	—		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・患者実態の把握に向け、脳卒中・心筋梗塞発症登録を実施
・特定保健指導従事者の資質向上のための研修会を実施
・脳卒中の危険因子である生活習慣病予防に関する出前講座を実施
・生活習慣病予防のため、減塩と野菜摂取を推進する「減塩・ベジアッププロジェクト」を展開したほか、禁煙標識の掲出促進等、飲食店における受動喫煙防止対策を実施
・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を対象に、脳卒中・心筋梗塞発症登録評価研究事業の分析評価結果に基づく脳血管疾患の特徴や予防等について学ぶ研修会を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・年齢調整死亡率は年々下がってきているが、引き続き上記の取組を実施する他、山形県対脳卒中治療研究会と連携し、県民に対して脳卒中発症時の症状や早期受診（救急要請）に関する啓発を行う。
・循環器病対策基本法及び循環器病対策推進基本計画に基づき、山形県循環器病対策推進計画を策定し、発症予防や重症化予防等の脳卒中対策を総合的に推進していく。

３　心筋梗塞等の心血管疾患

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健康診査の受診率	65.2% (R1)	62%	64%	66%	68%	70%	70%以上
		63.9%	65.2%	—	—		
特定保健指導の終了率	29.2% (R1)	29%	33%	37%	41%	45%	45%以上
		28.9%	29.2%	—	—		
心筋梗塞患者に占める病院到着前死亡者の割合	46.3% (H27)	—	—	43%	—	—	40%
		40.5%	39.1%	—	—		
虚血性心疾患による年齢調整死亡率（人口 10 万対）	男性　34.5 女性　11.1 (H27)	—	—	—	—	31.8 13.7	31.8 13.7
		—	—	—	—		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・患者実態の把握に向け、脳卒中・心筋梗塞発症登録を実施
・特定保健指導従事者の資質向上のための研修会を実施
・心血管疾患の危険因子である生活習慣病予防に関する出前講座を実施
・生活習慣病予防のため、減塩と野菜摂取を推進する「減塩・ベジアッププロジェクト」を展開したほか、禁煙標識の掲出促進等、飲食店における受動喫煙防止対策を実施
・作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等を対象に、脳卒中・心筋梗塞発症登録評価研究事業の分析評価結果に基づく心血管疾患の特徴や予防等について学ぶ研修会を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・女性の年齢調整死亡率は目標に達しているが、引き続き上記の取組を実施する他、市町村はじめ関係機関と連携し、発症時の早期受診について啓発活動を推進する
・循環器病対策基本法及び循環器病対策推進基本計画に基づき、山形県循環器病対策推進計画を策定し、発症予防や重症化予防等の心血管疾患対策を総合的に推進していく。

４　糖尿病

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健康診査の受診率	65.2% (R1)	62%	64%	66%	68%	70%	70%以上
		63.9%	65.2%	—	—		
特定保健指導の終了率	29.2% (R1)	29%	33%	37%	41%	45%	45%以上
		28.9%	29.2%	—	—		
糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数	132 人 (R1)	—	—	—	—	—	90 人 以下
		140	132	114			

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラムに基づいた医療連携の実践となるモデル事業を、公立置賜総合病院を核として置賜地域で実施
・糖尿病重症化予防に関連する情報整理及び提供
・糖尿病等対策検討会の開催
・保健所における症例検討会等の開催（４保健所）
・市町村との連携による健診等データを活用したハイリスクアプローチ事業を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・置賜地域でのモデル事業では、介入した患者の重症化を遅らせるなど、一定の成果が出た。
・置賜地域でのモデル事業の成果を県内全域へ拡大していくとともに、引き続き重症化予防、人工透析への移行防止のためのハイリスク者への受診勧奨等に取り組む。
・糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラムの普及を推進する。

５　精神疾患

■精神保健福祉対策の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
県が実施又は支援する精神疾患に関する研修会の参加者数	831 人 （R1）	950 人	950 人	1,000 人	1,000 人	1,050 人	1,100 人
		929 人	831 人	437 人	354 人		
こころの健康に関する相談件数	1,068 件 （R2）	1,100 件	1,000 件	1,100 件	1,200 件	1,200 件	1,200 件
		871 件	1,277 件	1,068 件	840 件		
自殺死亡率 （人口 10 万人当たり）	17.0 （R2）	―	―	17.0	―	16.0	―
		18.1	18.2	17.0	20.1		

【地域福祉推進課・障がい福祉課】

【令和３年度の主な取組み】

・精神障がいに関する講演会や当事者家族を対象とした家族教室を開催

・身近な人の変化に気づき、声をかけ、見守っていく「心のサポーター」の養成

・コロナ禍における県民の心のケアのためのＳＮＳを活用した相談事業の開始

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・県や市町村、関係団体において各種相談業務に従事する職員の専門的スキルの向上が図られた。引き続き相談窓口の周知に努め、相談受付体制の充実を図る。

・行政や関係機関、民間支援団体等による人材養成や相談支援を継続して実施し、自殺者数の減少を図る。

■多様な精神疾患に対応した精神科医療体制の構築

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
認知症サポート医の養成数（累計）	78 人 （R2）	―	―	93 人	―	―	104 人
		67 人	76 人	78 人	84 人		
児童思春期精神疾患の専門診療実施病院	8 機関 （R2）	7 機関	7 機関	7 機関	8 機関	8 機関	8 機関
		8 機関	8 機関	8 機関	11 機関		
依存症専門医療機関数	6 機関 （R2）	―	―	―	6 機関	6 機関	6 機関
		―	6 機関	6 機関	6 機関		
精神病床における入院 1 年時点の退院率	91.7% （H29）	―	―	90% 以上	―	―	92% 以上
		92%	―	―	―		

【高齢者支援課・障がい福祉課】

【令和３年度の主な取組み】

・認知症サポート医養成研修受講を支援することにより、認知症サポート医６名を養成

・精神保健福祉センターを依存症相談拠点として、相談対応と回復支援を実施。

・県ギャンブル等依存症対策推進計画を策定。

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・認知症サポート医は目標に達しなかったが徐々に増加しており、引き続き養成に努める。

・依存症対策について、精神保健福祉センターが中心となり、引き続き医療機関相互の連携を推進し、患者状況に合わせて適切な医療を提供できる体制の構築を図る。

・ギャンブル等依存症対策を総合的に推進していくための課題や、具体的な取組が明確化された。

■地域移行・地域定着支援体制の構築

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
地域移行を推進するための医療・保健・福祉関係機関連携会議の設置地域数	3 地域 (R2)	0 地域	4 地域	4 地域	4 地域	4 地域	4 地域
		0 地域	0 地域	3 地域	3 地域		
県が実施又は支援する精神疾患に関する研修会の参加者数	831 人 (R1)	950 人	950 人	1,000 人	1,000 人	1,050 人	1,100 人
		929 人	831 人	437 人	354 人		
精神病床に在院５年以上の在院患者数	741 人 (R2)	―	―	760 人	―	―	700 人
		795 人	767 人	741 人	709 人		
精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数	304 日 (H28)	―	―	―	―	―	316 日
		―	―	―	―		

【障がい福祉課】

【令和３年度の主な取組み】

・精神障がい者の相談体制を強化するため、専門の相談員による出張相談会を実施
・相談支援事業所等の担当者を対象に精神障がい者の対応に特化した研修会を開催
・村山地域、置賜地域、庄内地域において、精神障がい者の地域移行推進のための関係機関連携会議を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・精神障がい者への対応技法や支援のあり方に関する研究などを支援者研修に取り入れ、相談支援事業所等の更なる対応力の向上を図る。
・圏域ごとの保健、医療、福祉関係者の協議の場において、長期入院者の退院の促進と地域生活への移行に向けた具体的な取組みの検討を進める。

■精神科救急医療体制の充実

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神疾患患者の救急搬送時における救急隊現場滞在時間	24.9 分 (R2)	22 分	22 分	21 分	21 分	20 分	20 分
		25.2 分	19.6 分	24.0 分			

【障がい福祉課】

【令和３年度の主な取組み】

・県内の９精神科病院を精神科救急医療施設に指定し、精神科救急患者の受入体制を整備。
・山形県精神科救急情報センターにおいて、休日夜間の精神科救急に関する相談対応を実施。

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・夜間・休日に精神科救急患者の受入れが可能な体制を整備することができた。
・引き続き、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、精神科救急患者の受入体制の整備を進めるとともに、関係者間の意見交換や事例検討を通して、救急搬送・受入業務の円滑な運用を図る。

６　小児救急を含む小児医療

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
小児科標榜診療所勤務医数（小児 10 万対）	48.0 人 (H30)	43.8 人以上	—	43.8 人以上	—	43.8 人以上	—
		48.0 人	—	48.2 人	—		
小児科標榜病院勤務医数（小児 10 万対）	63.0 人 (H30)	65.8 人以上	—	65.8 人以上	—	65.8 人以上	—
		63.0 人	—	68.2 人	—		
小児救急電話相談回線数	1 回線 (R2)	2 回線	2 回線	2 回線	2 回線	2 回線	2 回線
		2 回線	2 回線	1 回線(※)	1 回線		
NICU・GCU 長期入院児数（人口 10 万対）	0.1 人 (H30)	0.5 人以下	0.5 人以下	0.5 人以下	0.5 人以下	0.5 人以下	0.5 人以下
		0.1 人	0.3 人	0.2 人	—		
災害時小児周産期リエゾン認定者数	13 人 (R2)	9 人	12 人	15 人	17 人	19 人	21 人
		0 人	0 人	13 人	18 人		
乳児（1 歳未満）死亡率（出生千対）	2.6 (全国:2.0)	—	—	全国の過去 3 年間の平均値以下	—	—	全国の過去 3 年間の平均値以下
		—	2.3	2.3	1.0		
乳幼児（5 歳未満）死亡率（乳幼児人口千対）	0.7 (全国：0.5)	—	—	全国の過去 3 年間の平均値以下	—	—	全国の過去 3 年間の平均値以下
		—	0.6	0.6	0.3		
小児（15 歳未満）死亡率（小児人口千対）	0.3 (全国：0.2)	—	—	全国の過去 3 年間の平均値以下	—	—	全国の過去 3 年間の平均値以下
		—	0.2	0.3	0.2		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・初期救急医療に従事する小児科医以外の医師等に対する研修会を開催（天童市東村山郡医師会、北村山地区医師会、米沢市医師会、長井市西置賜郡医師会）
・県民の不安解消や二次・三次救急医療機関の負担軽減を図るため、救急電話相談事業（小児・大人）を実施
・保護者に対し小児救急に関するガイドブックを配布するとともに、講習会を開催
・ＮＩＣＵ長期入院児の退院後の在宅療養支援のため日中一時受入を実施する医療機関へ経費を助成

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・初期救急医療に従事する小児科以外の医師への研修会の実施等により、小児救急医療体制の充実が図られるとともに、電話相談の実施やガイドブックの配布により、保護者の不安解消及び適正受診が促進された。
・小児救急電話相談については、利用実態や関係者の意見を踏まえ、更なる普及啓発を行っていく。
・引き続き、ＮＩＣＵ長期入院児の退院後の在宅療養を支援するため、一時的に受入れを行う医療機関の運営を支援していく。

（※）令和元年７月から民間委託によるコールセンターへ移行

7　周産期医療

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
NICU 病床数（人口 10 万対）	2.7 床 (R2)	2.5 床 以上	—	2.5 床 以上	—	2.5 床 以上	—
		2.6 床 (H29)	2.7 床	2.7 床	2.7 床		
産科医及び産婦人科医の数	91 人 (H30)	101 人 以上	—	104 人 以上	—	107 人 以上	—
		91 人	—	95 人	—		
新生児専門医数	6 人 (R2)	4 人 以上	4 人 以上	5 人 以上	6 人 以上	7 人 以上	8 人 以上
		5 人	6 人	6 人	7 人		
母体・新生児県外搬送率	2.9% (R1)	3.2% 以下	3.2% 以下	3.2% 以下	3.2% 以下	3.2% 以下	3.2% 以下
		2.7%	2.9%	2.1%	—		
NICU・GCU 長期入院児数（人口 10 万対）	0.1 人 (H30)	0.5 人 以下	0.5 人 以下	0.5 人 以下	0.5 人 以下	0.5 人 以下	0.5 人 以下
		0.1 人	0.3 人	0.2 人	—		
災害時小児周産期リエゾン認定者数	13 人 (R2)	9 人	12 人	15 人	17 人	19 人	21 人
		0 人	0 人	13 人	18 人		
新生児死亡率(出生千対)	1.4 (全国:0.9)	—	—	全国の過去3年間の平均値以下	—	—	全国の過去3年間の平均値以下
		—	0.9	1.4	0.5		
周産期死亡率(出生千対)	4.3 (全国：3.4)	—	—	全国の過去3年間の平均値以下	—	—	全国の過去3年間の平均値以下
		—	3.7	3.5	2.9		
妊産婦死亡率（出生 10 万対）	4.1 (全国：3.3)	—	—	全国の過去3年間の平均値以下	—	—	全国の過去3年間の平均値以下
		—	0	0	0		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・県の周産期医療体制について協議するため、周産期医療協議会を１回開催
・周産期医療従事者等を対象とした症例検討会を開催
・総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターへの運営費を助成
・ＮＩＣＵ長期入院児の退院後の在宅療養支援のため日中一時受入を実施する医療機関へ経費を助成
・災害発生時における妊産婦や小児に係る医療提供体制の確保に向けた調整役として災害時小児周産期リエゾンを新たに委嘱

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・産科セミオープンシステム事業の実施により、病院・診療所の施設間連携が図られた。
・引き続き、高度周産期医療体制の充実強化、産科医や小児科医（新生児医療専門医）確保に向けた取組を継続していく。
・ＮＩＣＵ長期入院児の退院後の在宅療養を支援するため、一時的に受入れを行う医療機関の運営を支援していく。
・災害時における周産期医療提供体制の充実強化に向けて、災害医療コーディネーターと連携し、災害時小児周産期リエゾンの具体的な運用について検討・整備を進めていく。

８　救急医療

■救急医療体制の体系的な整備

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
二次・三次救急医療機関を受診する軽症患者数の割合	79.8% (R1)	80.0%	79.7%	79.4%	79.1%	78.8%	78.5%
		80.2%	79.8%	76.4%	77.4%		
救急医療機関、かかりつけ医、介護施設等の関係機関が参加したメディカルコントロール（MC）協議会等(県及び各地域)の開催回数（もしくは地域数)【MC協議会数】県１、地域５（庄内２）	0回 (R2)	0回	1回 (県)	4回 (県及び3地域)	4回 (県及び3地域)	6回 (県及び5地域)	6回 (県及び5地域)
		0回	0回	0回	0回		

【医療政策課・消防救急課】

【令和３年度の主な取組み】

・県民の不安解消や二次・三次医療機関の負担軽減を図るため、救急電話相談事業（小児・大人）を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・引き続き、関係機関と連携した取組みを実施し、適正受診や応急手当の普及啓発を推進していく。

・高齢者救急における救命期後の円滑な療養の場への移行を推進するため、医療・介護関係者が参画する地域全体での協議体制の構築に向け、引き続き検討していく。

■病院前救護体制の整備

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
救急救命士のうち薬剤投与認定者の割合	99.0% (R2)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		99.7%	98.4%	99.0%	99.7%		
脳卒中病院前救護(PSLS)コース講習を受講した救急救命士の延人数	272 人 (R1)	259 人	291 人	323 人	304 人	336 人	368 人
		255 人	272 人	272 人	272 人		
指導救命士数	35 人 (R2)	19 人	20 人	20 人	35 人	35 人	35 人
		25 人	33 人	35 人	36 人		
救急要請（入電）から医療機関収容までの平均所要時間	38.8 分 (R1)	38.8 分	39.1 分	39.3 分	39.3 分	39.3 分	39.3 分
		38.8 分	38.8 分	39.3 分	41.3 分		
各年における応急手当普及員の資格取得者数	145 人 (R1)	185 人	190 人	195 人	150 人	155 人	160 人
		96 人	145 人	66 人	73 人		
一般市民が目撃した心原性心肺機能停止傷病者に対し一般市民により除細動（AED）が実施された割合	4.8% (R1)	5.7%	5.7%	5.7%	4.8%	4.8%	4.8%
		5.4%	4.8%	2.7%	4.6%		
一般市民が目撃した心原性心肺機能停止疾病者の1か月後の生存率(直近5か年平均)	12.7% (R1)	—	—	11.3%	—	—	12.4%
		11.9%	12.7%	12.8%	12.3%		
一般市民が目撃した心原性心肺機能停止疾病者の1か月後の社会復帰率（直近5か年平均）	8.7% (R1)	—	—	7.4%	—	—	8.0%
		7.8%	8.7%	8.9%	8.1%		

【消防救急課】

【令和３年度の主な取組み】

・(一財) 救急振興財団に財政援助を行うことで県内の薬剤投与認定救急救命士及び指導救命士の計画的養成に対する支援を実施
・救急救命士を対象にＰＳＬＳコース講習を県内１箇所で開催（新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止）
・消防本部等と連携し、応急手当講習会受講推進キャンペーンを９月に実施するとともに、応急手当の普及に取組む事業所及び団体に応急手当講習受講優良証を交付する等応急手当普及啓発活動を展開
・通信指令員が通報者に対して行う心肺蘇生法などの口頭指導の対応強化を図るため、県ＭＣで作成した教育テキストを活用し、教育研修会を実施（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・救急救命士の養成・継続教育の実施、一般市民に向けた応急手当の普及啓発活動の展開により、病院前救護体制の充実強化が図られた。
・引き続き、県ＭＣ、消防機関、医療機関と連携し、さらなる救急業務の高度化を推進していく。

９　災害時における医療

■災害時における医療提供体制の整備

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
ＤＭＡＴチーム数	27 チーム （R2）	26 ﾁｰﾑ	27 ﾁｰﾑ	28 ﾁｰﾑ	29 ﾁｰﾑ	30 ﾁｰﾑ	31 ﾁｰﾑ
		26 ﾁｰﾑ	27 ﾁｰﾑ	27 ﾁｰﾑ	29 ﾁｰﾑ		
ＤＰＡＴ隊員登録者数	94 人 （R2）	78 人	92 人	106 人	106 人	106 人	106 人
		72 人	94 人	94 人	94 人		
病院における BCP 策定率	病院全体 22% （うち災害拠点病院のみ 100%） （H30）	30% （100%）	―	70% （100%）	80% （100%）	90% （100%）	100% （100%）
		22% （100%）	―	― （100%）	― （100%）		
災害医療コーディネーター数	30 人 （R2）	―	―	現状の 2 倍程度	―	―	現状の 4 倍程度
		―	―	30 人	30 人		
災害時小児周産期リエゾン認定数	13 人 （R2）	9 人	12 人	15 人	17 人	19 人	21 人
		0 人	0 人	13 人	18 人		

【医療政策課、障がい福祉課】

【令和３年度の主な取組み】

・大規模災害発生時に備え、東北ブロックＤＭＡＴ参集訓練、政府総合防災訓練等に県内ＤＭＡＴが参加
・ＤＭＡＴ新規養成研修に県内病院の医師等を派遣するとともに、ＤＭＡＴ技能維持研修に県内ＤＭＡＴの隊員を派遣
・災害時における医療提供体制構築のため、県地域災害医療コーディネーター等を対象とした研修会を開催
・ＤＰＡＴ事務局主催の全国訓練に県ＤＰＡＴ統括者等が参加

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・ＤＭＡＴ新規養成研修に県内病院の医師等を派遣し、目標どおり 29 チームを養成するとともに、関係機関に対し各研修・訓練への参加を促し、災害時の医療提供体制の強化を図った。
・ＢＣＰについて、災害拠点病院においては策定率 100％となっている。今後は、災害拠点病院以外の病院への働きかけを継続し、災害時の医療提供体制の強化を図る。
・ＤＰＡＴの新隊員の養成を行うとともに、先遣隊研修等の専門研修への隊員派遣などにより災害対応力の強化を図る。

■災害時医薬品等の供給体制の整備

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
市町村からの医薬品等の供給要請に対する供給率（災害時医薬品等供給業務訓練時に確認）	100% (H29)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
		—	100%	100%	100%		

【コロナ収束総合企画課】

【令和３年度の主な取組み】

・災害時医薬品等の供給訓練を実施
　県内６卸売販売業者が参加し、庄内地域（庄内町）で実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・引き続き、災害時の医療提供体制の充実強化に向けた取組みを実施していく。
・手順等の適正化を図りながら、災害時医薬品等の供給訓練を実施する。

10　へき地の医療

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
へき地医療拠点病院からの代診医派遣先数	9 か所 (R2)	7 か所	8 か所	9 か所	10 か所	11 か所	12 か所
		7 か所	7 か所	9 か所	10 か所		
へき地医療拠点病院の中で主要３事業の年間実績が合算で 12 回以上の医療機関の割合	100% (R2)	—	—	—	100%	100%	100%
					100%		
へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間１回以上の医療機関の割合	100% (R2)	—	—	—	100%	100%	100%
					100%		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・地域医療支援機構による医師派遣を実施（36 人）
・へき地診療所の運営費（飛島）や設備整備（金山、大蔵）を支援
・インターネットを利用して県内の病院等に勤務を希望する医師を登録し、紹介・斡旋を行う山形県ドクターバンク事業を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・自治医科大学卒業医師等の派遣により、へき地診療所等の診療体制を確保した。
・引き続き、へき地医療拠点病院等と連携して、医師派遣を実施していくなど、へき地診療を支援する体制の充実に取り組む。

第３章　在宅医療の推進

第１節　在宅医療提供体制の整備

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
訪問診療の実施件数（訪問診療を受けている患者数）	8,893 件/月 (H29)	―	―	8,017 件/月	―	―	9,671 件/月
		―	―	―	―		
訪問診療を実施する診療所・病院数	234 (H29)	―	―	―	―	―	234
		―	―	―	―		
在宅診療支援歯科診療所の数	98 (R3)	―	―	―	98	99	100
		―	―	―	98		
訪問歯科診療件数（月平均）	893 件/月 (R2)	―	―	―	1,050 件/月	1,150 件/月	1,250 件/月
		―	―	―	992		

【医療政策課・がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・在宅医療の担い手育成や多職種連携を図る研修会の開催をはじめ在宅医療の拡充に取り組む団体に対する支援
・地域における退院調整ルールの策定や看取りの普及啓発など、在宅医療の拡充に向けた取組みの実施
・二次保健医療圏単位で在宅医療専門部会・健康長寿安心やまがた推進本部地域協議会を開催し、医療・介護関係者及び市町村による協議の実施
・在宅医療の充実に取り組む医療機関の設備整備に対する支援

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・在宅医療の担い手育成や多職種連携、住民の理解促進への取組みが進められた。
・医療機関における在宅医療の取組みを促すため、在宅医療の拡充に取り組む団体への支援などを継続するとともに、医療機関における設備整備への助成や在宅医療への理解を深める取組みを強化する。

第２節　地域包括ケアシステムの深化・推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
自立支援型地域ケア会議の開催回数	363 回 （R1）	370 回	385 回	400 回	―	―	400 回
		371 回	363 回	284 回	327 回		
介護職員数	20,861 人 （H30）	21,167 人	―	22,259 人	―	―	22,372 人
		20,072 人	20,849 人	20,912 人			

【高齢者支援課】

【令和３年度の主な取組み】

（地域ケア会議分）

・自立支援型地域ケア会議の普及・定着のため、市町村への専門職の派遣調整、助言者のスキルアップ研修等を実施

（介護職員数分）

・県、関係機関等による介護人材を確保に向けた協議を行う「介護職員サポートプログラム推進会議」の開催。

・介護事業者の新たな認証制度「やまがた介護事業者認証評価制度」を構築。

・主に若年層に対して介護・介護職の正しい知識・情報等を発信する民間団体を助成する「介護のお仕事プロモーション」の実施

・介護人材の確保のため、介護福祉士を目指す学生等に対して修学資金を貸付

・定年退職予定者、高齢者・主婦・高校生等の介護未経験者を対象に介護の入門的研修を実施し、介護アシスタントを養成

【取組みの評価及び今後の推進方向】

（地域ケア会議分）

・市町村、関係団体への支援により、市町村における定期的な開催につながっているものの、新型コロナの影響により、会議を中止する市町村もあった

・地域ケア会議の市町村での普及・定着に向け、引き続き支援事業に取り組む。

（介護職員数分）

・今後も介護サービスの量的拡大に伴う介護職員の不足が見込まれるため、引き続き、介護職員の確保・定着に向けて取り組む。

第４章　その他の医療機能の整備

第１節　臓器移植等の特殊医療対策等の推進

１　臓器・骨髄移植の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
骨髄バンクドナー登録者数	7,677 人 (H28)	8,250 人	8,500 人	8,750 人	9,000 人	9,250 人	9,500 人
		8,068 人	8,271 人	8,236 人	8,214 人		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・１０月の臓器移植・骨髄バンク普及推進月間を中心に移植医療に関する啓発活動を実施（新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等への参加については、中止・縮小）
・医療機関における臓器提供体制の整備に向けた院内研修会等の開催を支援
・献血併行型骨髄ドナー登録会を開催
・骨髄ドナーの負担軽減のため、市町村と連携した骨髄提供者への助成事業を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・医療機関からの情報の収集等、相談対応を適切に行い、医療機関との連携強化を図っているが、臓器提供件数は少数に止まっている。
・臓器提供件数の増に向け、引き続き県民の理解促進を図るとともに、院内体制整備なの支援など、ウィズコロナを見据えた取り組みを行っていく。
・骨髄移植については、市町村と連携し、助成制度の活用促進を図るとともに、引き続き事業所へのドナー休暇制度導入等の普及啓発を行っていく。

２　難病患者への支援

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
難病医療協力医療機関	137 (H29)	140	142	144	146	148	150
		136	135	131	127		

【障がい福祉課】

【令和３年度の主な取組み】

・国とともに、指定難病患者の医療費の公費負担を継続。
・在宅重症難病患者の一時入院に対する支援及び受入先病院の調整を実施。
・山形県難病相談支援センターにおいて、難病患者及びその家族からの療養や介護等に関する相談対応や患者交流事業、研修会等を開催。
・難病診療連携拠点病院を指定し、当該病院を中心とした難病医療提供体制を整備。

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・上記の事業を実施し、難病患者の療養生活環境の整備を図った。
・難病は、多様かつ希少であるため、他者からの理解が得にくいほか、療養が長期に渡ること等により、生活上の不安が大きいことから、難病相談支援センターにおける療養相談や患者交流事業、研修会等を継続。
・難病医療等連絡協議会を開催し、県の難病医療提供体制について評価と協議を行っていく。

第２節　歯科保健医療提供体制の充実

■歯科医療提供体制及び連携体制の充実

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
「かかりつけ歯科医」の普及率	80.2% (H28)	—	—	—	—	80%	—
		—	—	—	—		
在宅療養支援歯科診療所の数	98 か所 (R3)	138 か所	141 か所	145 か所	98 か所	99 か所	100 か所
		141 か所 (H30.9)	141 か所 (R2.3)	97 か所 (R3.2)	98 か所 (R3.8)		
訪問歯科診療件数（月平均）	893 件 (R2)	850 件	900 件	950 件	1,050 件	1,150 件	1,250 件
		928 件	1,027 件	839 件	992 件		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・関係団体と連携し、「やまがた健康ガイド」やチラシ、ホームページ等を活用し、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科健診を受診することの重要性に関する普及啓発を実施
・山形県在宅歯科医療連携室の設置・運営を支援
・在宅歯科医師等養成研修会を開催
・在宅歯科診療を実施に必要な医療機器の初期設備の整備に係る経費の補助

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・かかりつけ歯科医の普及率は平成 28 年度目標を達成しており、高水準の普及率であるが、今後もかかりつけ歯科医を持つことや定期的な歯科健診を受けることの重要性についての啓発を実施する。
・在宅療養支援歯科診療所は施設基準の見直しにより R2 年度以降、数が減少している。また、訪問歯科診療件数も新型コロナウイルス感染症の影響で R2 年度は前年度と比較し減少したが、R3 年度は増加に転じている。
・今後も各関係機関と連携して上記の取組みを継続し、訪問歯科診療に取り組む歯科医院や歯科医師を支援する。

■歯と口腔の健康づくりの推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
むし歯のない３歳児の割合	79.8% (H27)	—	—	—	—	90%	—
		85.0%	86.3%	87.9%	—		
12 歳児の一人平均むし歯本数	0.7 本 (H28)	—	—	—	—	0.5 本	—
		0.5 本	0.6 本	0.6 本	—		
8020 運動達成者割合	48.5% (H28)	—	—	—	—	55%	—
		—	—	—	—		
過去１年間に歯科健診を受けた者の割合	44.6% (H22)	—	—	—	—	65%	—
		—	—	—	—		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・「やまがた健康ガイド」やポスター、リーフレット等を活用し、歯科に関する啓発活動を実施。
・特別支援学校でのフッ化物塗布の実施（17 校）。
・市町村が実施する歯周疾患検診への助成。
・県がん対策・健康長寿日本一推進課内に設置した『山形県口腔保健支援センター』（センター専任の非常勤歯科衛生士を配置）を中心に歯科口腔の健康づくり対策を総合的かつ計画的に実施。

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・むし歯のない 3 歳児の割合は毎年度目標に達している。
・8020 運動達成者の割合は年々増加傾向にあるが、県歯科医師会などの関係機関と連携して 8020 達成者表彰事業の継続や、歯科口腔の健康づくり対策に取り組む。
・今後も各関係機関と連携して上記の取組みを継続し、生涯を通じた切れ目ない歯科口腔保健に関する施策を実施する。

第３節　感染症対策の推進

■結核対策の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
結核罹患率 （人口 10 万対）	7.2 （H28）	7 以下	7 以下	7 以下	7 以下	7 以下	7 以下
		6.0	7.7	6.6	5.7		

【コロナ収束総合企画課】

【令和３年度の主な取組み】

・福祉施設や私立学校における結核定期健康診断に対する支援を実施
・保健所保健師が結核研究所の研修を受講

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・結核患者の早期発見と施設内感染防止の促進、患者の治療完遂による結核罹患率の低下を図っていく。
・患者等に指導、助言を行う保健師を結核研究所の研修に派遣し、知識、技術の習得に努める。

■肝炎対策の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
肝炎治療費助成受給者数 （累計数）	3,085 人 （H28）	3,200 人	3,300 人	3,400 人	3,500 人	3,600 人	3,700 人
		3,551 人	3,716 人	3,838 人	3,943 人		

【コロナ収束総合企画課】

【令和３年度の主な取組み】

・保健所及び委託医療機関において無料の肝炎ウイルス検査を実施
・肝炎ウイルス検査陽性者を対象に初回精密検査費用の助成を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・肝炎治療費助成受給者数は、着実に増加している。
・無料の肝炎ウイルス検査を継続して実施し、肝炎患者・感染者の早期発見を促進する。
・肝炎ウイルス検査の陽性者の検査費用及び治療費を助成することにより、早期治療を後押しする。

■新型インフルエンザ等対策の実施

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
新型インフルエンザの発生に備えた二次保健医療圏ごとの想定訓練・研修会等の実施回数	5 回 (H28)	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回
		10 回	11 回	0 回	0 回		

【コロナ収束総合企画課】

【令和３年度の主な取組み】

・医療従事者・行政担当者等を対象に本庁及び各保健所において訓練・研修会を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により、開催中止

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を可能な限り抑制するため、検査体制・医療提供体制の整備を進めた。

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・新型コロナウイルスの影響も踏まえつつ、必要に応じ、訓練・研修会を開催する。

・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び医療資器材の整備を計画的に進めていく。

・新型コロナウイルス感染拡大に備え、感染者急増時に対応可能な受入体制の構築や専門人材の育成・確保の取組みを推進する。

■エイズ対策の実施

項　目	現　状 (計画策定時)	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
各保健所における HIV 検査件数	523 件 (H28)	530 件	540 件	550 件	560 件	570 件	580 件
		513 件	540 件	213 件	182 件		

【コロナ収束総合企画課】

【令和３年度の主な取組み】

・保健所における無料匿名の迅速検査を実施。

・ＨＩＶ検査普及週間等における即日検査を実施

・エイズ治療中核拠点病院従事者を対象とした専門機関への研修派遣を実施

・イベント等における啓発資材の配布を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・各保健所において、新型コロナウイルス感染対策を講じたうえ、可能な範囲でＨＩＶ検査を実施した。

・ＨＩＶ感染及びエイズに関する正しい知識の普及啓発を推進していく。

・保健所における相談検査体制の充実による受検者数の増加を図る。

第４節　アレルギー疾患対策の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
アレルギー疾患医療拠点病院数	0 （H29）	1	1	1	1	1	1
		1	1	1	1		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・アレルギー疾患に関する医療従事者向け研修会を実施

・アレルギー疾患対策について情報を共有し、検討を加えるため、県アレルギー疾患医療拠点病院をはじめとした関係機関連絡会議を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・関係機関の課題を含む情報共有が図られた。

・引き続き人材育成や普及啓発等の対策に検討を加え、拠点病院、医師会、医療機関等の協力を得て、県のアレルギー疾患対策を推進していく。

第５節　高齢化に伴い増加する疾患対策の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
運動習慣のある高齢者（65 歳以上）の割合	男性　49.5% 女性　47.2% （H28）	—	—	—	—	男性 58% 女性 48%	—
		—	—	—	—		
栄養バランスを考えて食事をとっている高齢者（65 歳以上）の割合	77.5% （H28）	—	—	—	—	80%	—
		—	—	—	—		
地域活動に参加している高齢者（65 歳以上）の割合	40.3% （H28）	—	—	—	—	45%	—
		—	—	—	—		

【がん対策・健康長寿日本一推進課・高齢者支援課】

【令和３年度の主な取組み】

・高齢者が体操・運動などの介護予防活動等を行う場としての「通いの場」等に係る支援を実施

・元気な高齢者に地域活動の担い手として活躍していただくべく、生きがいづくりや生活支援活動を行う人材育成を目的とした研修を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・通いの場等は順調に増加しており、介護予防プログラムの普及等を通じ、活動の活性化を支援していく。

・高齢者の増加を踏まえ、高齢者の生きがいづくりや生活支援活動の担い手を養成する研修を引き続き実施していく。

第５章　保健医療従事者の確保と資質の向上

１　医師

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
本県の医療施設従事医師数	2,463 人 (H30)	―	―	―	―	―	2,523 人
		―	―	2,448 人			

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整のため、地域医療対策協議会を開催

・医師修学資金を貸与（新規22人、継続112人）

・研修医確保のための各種ガイダンスを実施

・ドクターバンク事業を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・人口 10 万対医師数は着実に増加しているものの、依然として全国平均を下回っている。

・「山形県医師確保計画」に掲げた目標値の達成に向けて、より実効的な医師確保対策を推進する。

２　歯科医師

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
本県の人口 10 万対歯科医師数	62.7 人 (H30)	63 人	―	65 人	―	67 人	―
		62.7 人	―	―	―		

【医療政策課・がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・在宅歯科医師等養成研修会を開催

・歯科医療安全管理体制に関する研修会を開催

・障がい者歯科保健研修会を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・本県の人口 10 万人対歯科医師数は増加傾向にあるものの、目標には到達していない。

・ほとんどが歯科診療所勤務であり、地域により専門性の高い歯科医師の偏在が見られる。

・県歯科医師会と連携し、要介護高齢者や障がい児（者）など、専門性が高い分野に対応可能な歯科医師の人材確保と資質向上を図る。

３　薬剤師

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
本県の人口 10 万対薬局、病院・診療所に従事する薬剤師数	160.1 人 (H30)	158 人	―	166 人	―	174 人	―
		160.1	―	167.7	―		

【コロナ収束総合企画課】

【令和３年度の主な取組み】

・薬剤師数不足施設に対する指導を継続実施
・本県出身者多数大学へ本県内への就職働き掛け
・薬学系大学の就職支援セミナーに積極的参加

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・取組の結果、県内の病院、薬局などで従事する薬剤師は、着実に増加している。
・引き続き、薬学系大学訪問や就職セミナーなどを活用し、県内の薬局、病院・診療所への就業の働きかけを行う。

４　保健師、助産師、看護師等

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
看護職員の従事者数（実人数）	15,639 人 (R2)	―	―	―	―	―	―
		―	―	―	―		

※令和７年度目標値：16,768 人以上

【医療政策課・がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・山形方式・看護師等生涯サポートプログラムによる関係機関との連携を強化
・看護職員修学資金を貸与（新規 80 人、継続 164 人）
・山形県ナースセンターによる就業斡旋及び潜在看護師等の掘り起こしを実施
・県内出身看護学生に対する看護関係情報の提供
・「山形県保健師活動指針」及び「山形県保健師人材育成ガイドライン」に基づき、研修会等を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・看護職員の従事者数は増加傾向にあるが、目標には到達していない。
・山形方式･看護師等生涯サポートプログラムにおける各施策の充実・強化を図り、看護職員確保に向けた取組みを推進する。
・「山形県保健師人材育成ガイドライン」に基づき、自治体の標準的キャリアラダーに沿った人材育成体制を推進していく。

５　管理栄養士、栄養士

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定給食施設の管理栄養士・栄養士の配置率	73.4% (H28)	76%	77%	78%	79%	80%	—
		76.3	75.9	77.2	79.3		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・栄養指導員（保健所の管理栄養士）による特定給食施設等に対する指導・監督の実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・各保健所において、計画的に特定給食施設等を巡回指導し、各施設における適正な栄養管理の実施につなげることができた。

・栄養指導員による指導等を継続し、給食施設における栄養管理の質の向上を図るとともに管理栄養士・栄養士の未配置施設で適切な栄養管理が行われるよう、配置を促していく。

６　歯科衛生士

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
就業歯科衛生士数	1,133 人 (H28)	1,200 人	—	1,250 人	—	1,300 人	—
		1,163 人	—	—	—		

【医療政策課・がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・歯科衛生士の復職支援のため研修会を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・就業歯科衛生士数は平成 30 年度目標に達成していない。

・出産や育児等様々な要因で臨床の現場を離れた歯科衛生士がスムーズに復職できるよう、ニーズに合った研修会の開催等により人材確保に取り組む。

７　理学療法士、作業療法士その他の保健医療従事者

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
県内の医療機関における理学療法士従事者数	547.2 人 (H26)	—	—	715 人	—	—	755 人
		—	—	659.6 人	—		
県内の医療機関における作業療法士従事者数	455.0 人 (H26)	—	—	570 人	—	—	615 人
		—	—	545.7 人	—		

【医療政策課】

【令和３年度の主な取組み】

・保健医療従事者団体が実施する研修会等への支援を実施

・県立保健医療大学において、県内の理学療法士、作業療法士を対象とした技術研修会を実施するとともに、大学院での社会人の受入を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・患者ニーズの多様化に対応できる質の高い保健医療従事者の養成を推進し、卒業生の県内定着を促進する。

第７章　保健・医療・福祉の総合的な取組
第１節　健康づくりの推進

（１）健康寿命の延伸

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
健康寿命の全国順位	男性全国第７位 女性全国第 23 位 (H28)	―	―	男女とも第 10 位以内	―	―	―
		―	男性 24 位 女性 23 位	―	―		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・健康づくりにインセンティブを設け健康づくり無関心層に働きかけるやまがた健康マイレージ事業を市町村と協働で実施
・糖尿病等の重症化を予防するための取組みを県、市町村、保険者、医師会と連携し促進
・やまがた健康ガイドにおいて「新・生活様式」に対応した健康づくりを推奨
・がんに関する普及啓発、8020 運動の啓発

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・全体的に県民の生活習慣改善意識は向上しているが、家庭や学校、職場などの活動領域やライフステージに応じた「食」や「運動」などの望ましい生活習慣の定着に向け、引き続き取り組んでいく必要がある。
・「健康やまがた安心プラン」、「みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例(H30.3 月制定)」及び「山形県誰もがんを知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例(H28.12 月制定)」に基づき、生活習慣の改善と早期発見早期治療、情報提供の充実、健康経営の促進、県民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境の整備の促進に重点的に取組んでいく。

（２）望ましい食生活の定着

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
40 歳代男性の肥満者（BMI25 以上）の割合	38.8% (H28)	—	—	—	—	28.0%	—
		—	—	—	—		
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が１日２回以上の日がほぼ毎日の者の割合（20 歳以上）	73.9% (H28)	—	—	—	—	80.0%	—
		—	—	—	—		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・「健康長寿日本一」の実現に向け、山形が誇る豊かな“食”を楽しみながら“オールやまがた”で食生活の改善に取り組む、「減塩・ベジアッププロジェクト」を展開し、県立米沢栄養大学や企業等と連携して、広く県民に減塩や野菜摂取を呼びかけるキャンペーンを実施
・やまがた健康ガイドを活用した健康づくりを推進
・食生活改善推進協議会リーダーを対象としたスキルアップの研修会の開催
・食による健康づくり情報等を発信（10 回）
・栄養、食生活をテーマにした出前講座を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・健康づくり情報の発信や出前講座等の継続、栄養成分表示の活用普及などによる、主食、主菜、副菜を組み合わせたバランスの良い食事の普及を図る。
・今後も、県立米沢栄養大学や企業等と連携し、健康に配慮した食事が選択できる環境整備を進める。
・やまがた健康フェアにおいて、「食」や「運動」をはじめとした健康のきっかけづくり、健康増進普及啓発を推進する
・食生活改善推進協議会のリーダーを対象に、「健康な食事」の理解につながる研修会を開催し、更なるスキルアップを図る。
・県民健康・栄養調査の結果を今後の県の施策に活用する。

（３）生活習慣病の予防・早期発見・早期治療

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
成人の喫煙率	20.2% (H28)	—	—	—	—	12%	12%
		—	—	—	—		
特定健康診査の受診率	65.2% (R1)	62%	64%	66%	68%	70%	70%以上
		63.9%	65.2%	—	—		
特定保健指導の終了率	29.2% (R1)	29%	33%	37%	41%	45%	45%以上
		28.9%	29.2%	—	—		
胃がん検診の受診率	56.1% (R1)	—	59%	—	—	60%	60%
		—	56.1%	—	—		
肺がん検診の受診率	62.2% (R1)	—	60%	—	—	60%	60%
		—	62.2%	—	—		
大腸がん検診の受診率	56.0% (R1)	—	57%	—	—	60%	60%
		—	56.0%	—	—		
子宮がん検診の受診率	46.5% (R1)	—	53%	—	—	60%	60%
		—	46.5%	—	—		
乳がん検診の受診率	47.3% (R1)	—	53%	—	—	60%	60%
		—	47.3%	—	—		
精密検査受診率	79.1～92.6% (R1)	84%	88%	92%	96%	100%	100%
		79.0～ 92.1%	79.1～ 92.6%	76.3～ 89.9%			

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】

・受動喫煙防止対策について、事業者関係団体と連携した周知・啓発や、リーフレット配布、個別訪問等を実施
・望まない受動喫煙の防止に関し、広報媒体等を活用し、県民に対する普及啓発を実施
・屋内禁煙とした飲食店等に禁煙標識を交付:1,365 件(R4.3 月末現在)
・禁煙治療実施医療機関の情報提供を実施
医療機関数 191 施設(R4.5 月末現在)
・がん検診の事業評価及び精度管理に向け、生活習慣病検診等管理指導協議会の各がん部会（子宮、肺、消化器、乳がん部会を各１回）及び生活習慣病検診等従事者講習会を開催
・がん検診受診啓発活動の実施
・女性のがん検診受診機会の拡大のため、市町村、検診機関、医師会等の協力を得て休日検診事業を実施
・がん診療連携協議会がん登録部会を通じ、院内がん登録の精度向上を推進
・院内がん登録全国集計（2018）のデータからがん診療連携拠点病院等の医療の実態を把握
・がん登録実務者の資質向上に向けた研修会を開催

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・「山形県受動喫煙防止条例」及び改正健康増進法が令和２年４月に施行され、県民の受動喫煙に関する理解の浸透が進んでいる。

・望まない受動喫煙を生じさせることのない地域社会の実現に向け、「改正健康増進法」及び「山形県受動喫煙防止条例」に基づく受動喫煙防止対策の周知など、一層の取組みを推進する。
・未成年者への喫煙防止等への取組や、市町・医療機関と連携し、妊産婦・乳幼児健診等の機会を捉え、禁煙支援に取り組む。
・がん検診受診率は、全ての検診において全国上位にあるものの、最終的な目標値には達しておらず、引き続き取組を進める。
・がん検診の事業評価及び精度管理の向上に引き続き取り組む。

（４）産業保健

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健康診査の受診率	65.2% (R1)	62%	64%	66%	68%	70%	70%以上
		63.9%	65.2%	—	—		
特定保健指導の終了率	29.2% (R1)	29%	33%	37%	41%	45%	45%以上
		28.9%	29.2%	—	—		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

【令和３年度の主な取組み】
・生活習慣病予防のための適切な食生活の実践、運動習慣の定着等生活習慣改善のための情報を提供
・健康経営に関する特別番組を放送し、職場における働き世代の健康づくりを啓発
・健康経営に取り組む事業所の拡大に向けて健康経営アドバイザーと連携し、健康経営の実践を支援
・事業者団体、医療保険者等と連携し、「健康経営」の普及、推進活動を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】
・健康経営に取り組む事業所は年々増加傾向にある。
・上記取組みを継続する他、事業者団体、業界団体、医療保険、保険者協議会等と連携を図り事業所における健康づくりを推進する。

（５）児童生徒の健康づくり

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
毎日朝食を摂っているいる児童生徒の割合	小学６年 89.1% (H29)	91.3%	93.4%	95.5%	95.5% 以上	95.5% 以上	95.5% 以上
		86.5%	88.9%	―	87.9%		
	中学３年 87.1% (H29)	89.4%	91.6%	93.8%	93.8% 以上	93.8% 以上	93.8% 以上
		84.3%	87.2%	―	85.9%		
学校医により「栄養不良」又は「肥満傾向」で特に注意を要すると判定された者の割合	2.0% (H29)	2.0%	1.9%	1.9%	1.8%	1.8%	1.7%
		1.9%	2.2%	2.6%	2.5%		

【スポーツ保健課】

【令和３年度の主な取組み】

・学校保健の現況による児童生徒の健康状況のまとめと各学校への情報提供
・養護教諭研修会において、本県の健康課題とその対応について説明
・地域関係機関と連携した子どもの健康づくりを推進（専門医の派遣等）
・栄養教諭等が中心となり家庭と協力し食育活動を実践するほか、学校給食を活用した栄養指導能力充実、食育の活動を推進

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・令和３年度の朝食摂取については、学力・学習状況調査より小中ともに令和元年度より数値が下がる結果となった。今後も学校を通じて、家庭・地域と連携を深め、食育を推進していく。
・肥満傾向の児童生徒は前年度より減少する結果となったが、引き続き、各校における保健管理や個別の保健指導の充実を図るとともに、積極的な成長曲線の活用を促し、取組みを推進する。
・児童生徒の成長については、今後も肥満傾向だけでなく、やせ傾向も含め、注視していく。
・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、自ら健康な生活を実践することができる力を育成していく。

第２節　高齢者保健医療福祉の推進

（１）健全で円滑な介護保険事業の運営

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
要介護認定の適正化に取り組む市町村数	18 市町村 (H29)	25 市町村	30 市町村	35 市町村	35 市町村	35 市町村	35 市町村
		23 市町村	27 市町村	30 市町村	28 市町村		

【高齢者支援課】

【令和３年度の主な取組み】

・市町村の認定調査員及び介護認定審査会委員を対象とした研修会を実施
（新規研修 179 人、現任研修 469 人）

・保険者（市町村）に対する技術的助言及び厚労省による介護認定審査課に対する技術的助言は、13 市町村に実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・引き続き、市町村を訪問して行う技術的助言等において個別の状況を確認するとともに、取組みを推進・支援していく。

・認定調査員、介護認定審査会委員への新規研修及び現任研修、主治医研修等の開催を通じて、今後も要介護認定に携わる人材を育成していく。

・厚生労働省の訪問による介護認定審査会に対する技術的助言の機会を活用しながら、市町村に対する支援を行っていく。

（２）介護予防・生活支援・社会参加の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
福祉型小さな拠点数	19 か所 (H29.8)	50 か所	75 か所	100 か所	100 か所	100 か所	100 か所
		53 か所	84 か所	92 か所	－	－	－
生活支援コーディネーター資質向上研修受講者	37 人 (H29)	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
		36 人	116 人	206 人	184 人		
介護アシスタント就労人数(累計)	17 人 (H28)	60 人	80 人	100 人	120 人	140 人	160 人
		39 人	53 人	59 人	61 人		

【高齢者支援課】

※ 福祉型小さな拠点事業については、概ね目標を達成し、令和２年度で終了

【令和３年度の主な取組み】

・市町村の生活支援コーディネーターの育成・支援のため、資質向上研修会や情報交換会を開催

・定年退職予定者、高齢者・主婦・高校生等の介護未経験者を対象に研修を実施し、介護職のアシスタントを養成

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・生活支援コーディネーターの資質向上研修は目標数を大きく上回った。引き続き研修会や情報交換会の開催により、スキルアップや好事例の横展開を図り、活動の活性化を支援する

・介護アシスタントの就業マッチング数は平成 28 年度からの累計で 61 人と目標を下回った。今後、研修の時期、内容等について、より適切な手法について検討し、研修参加者の増加及び就労人数の増加に繋げていく。

（３）高齢者虐待防止対策の充実

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
高齢者虐待対応窓口職員に対する研修の延受講者数（累計）	230 人 (H27～29)	295 人	365 人	440 人	520 人	605 人	695 人
		295 人	361 人	419 人	490 人		

【高齢者支援課】

【令和３年度の主な取組み】

・弁護士、司法書士、警察、福祉関係団体等の関係者で構成される「高齢者・障がい者虐待防止会議」を１月に開催

・介護施設職員等を対象とした高齢者虐待防止研修会を 10 月と 11 月に開催（計 801 人参加）

・市町村職員高齢者虐待防止情報交換会を９月と 12 月に開催（計 71 人参加）

・高齢者虐待防止パンフレットを作成し、介護施設、市町村等に配布（20,000 部）

・虐待事案の問題解決に向けた助言・指導を行うため、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士から構成される専門職チー

		ムを市町村に派遣 **【取組みの評価及び今後の推進方向】** ・虐待対応窓口職員に対する研修の受講者数について新型コロナの影響により、若干受講者数が伸び悩んだ。 ・市町村職員同士の情報交換会の開催や対応困難事例に対する専門職チームの派遣等を通じ、第一義的に高齢者虐待の対応にあたる市町村を支援していく。 ・高齢者虐待は、第三者からの相談・通報をきっかけに発見される場合が多いことから、今後も県民を対象とした啓発活動を行っていく。 ・全国的に介護施設での虐待事案が増加傾向にあるため、施設職員向けの研修会の開催や介護施設への実地指導等を通じて、虐待や不適切なケアの未然防止について指導を行っていく。 ・家族の介護負担を軽減させるため、市町村等と協力しながら介護サービスの利用促進を図っていく。

第３節　障がい者保健医療福祉の推進

（１）障がい者保健医療福祉対策の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談支援事業従事者の初任者研修及び現任者研修の受講者数	91 人 (R2)	280 人	330 人	330 人	330 人	350 人	350 人
		285 人	288 人	91 人	99 人		

【障がい福祉課】

【令和３年度の主な取組み】

・初任者研修、特別研修及び現任研修を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・新型コロナの影響で定員を絞らざるを得なかったものの、研修の実施により、相談支援従事者等の人材の育成及び資質の向上が図られ、障がい者の相談体制が強化された。
・人材の育成及び資質の向上のため、継続して研修を実施していく。

（２）二次保健医療圏における障がい者支援施設等の配置

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
グループホーム（共同生活援助）の利用人数	1,446 人 (R2)	1,371 人	1,459 人	1,547 人	1,510 人	1,579 人	1,636 人
		1,379 人	1,392 人	1,446 人	1,509 人		

【障がい福祉課】

【令和３年度の主な取組み】

・社会福祉施設整備補助事業により生活介護事業所の整備を促進
・県自立支援協議会相談支援推進員会議において、障がい者の地域移行の推進に向けた協議を実施。

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・グループホームの創設や改修により、障がい者が地域で生活する暮らしの場が確保され、グループホームの利用人数が増加したものの、目標は達成できなかった。
・障がい者の地域生活のため、今後見込まれるサービスの利用量を踏まえ、市町村と連携しながら、グループホーム等の創設や改修を支援していく。

（３）障がい児療育の充実

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童発達支援センターの設置数（累計）	４市町村 （H28）	10 市町村	20 市町村	全市町村に１か所以上設置	全市町村に１か所以上設置	全市町村に１か所以上設置	全市町村に１か所以上設置
		7 市町村	7 市町村	7 市町村	8 市町村		

【障がい福祉課】

【令和３年度の主な取組み】

・発達障がい児の早期発見・早期支援のため、各圏域で支援技術向上を図る研修会を開催するとともに、切れ目ない支援のため、やまがたサポートファイルの書き方講座を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・児童発達支援センターの設置数で目標を達成できなかった。
・地域における中核的な支援機関とし、障害児通所支援等を実施する事業所との緊密な連携による重層的な障がい児支援体制を構築するため、各市町村に対し設置を促す。
・発達障がい児への早期かつ切れ目のない支援のため、引き続き支援者の技術向上を図るとともに、身近な地域で相談・支援ができる体制づくりに取り組んでいく。

（４）障がい者差別解消及び虐待防止対策の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
障がい者虐待防止・権利擁護研修の受講者数	155 人 （R1）	165 人	165 人	165 人	165 人	165 人	165 人
		138 人	155 人	0 人	282 人		

【障がい福祉課】

【令和３年度の主な取組み】

・障がい者虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関等に配布

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・研修開催の周知を図りながら、引き続き研修や会議等の取組みを継続していく。

第４節　母子保健医療福祉の充実

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
子育て世代包括支援センターを設置する市町村数（母子保健コーディネーターを設置する市町村数）	11 市町村 (H28)	27 市町村	全 市町村	全 市町村	全 市町村	全 市町村	全 市町村
		28 市町村	全 市町村	全 市町村	全 市町村		

【子ども家庭支援課】

【令和３年度の主な取組み】

・市町村において妊産婦や子育て家庭等を対象に相談支援を行う拠点「子育て世代包括支援センター」に配置される母子保健コーディネーターが効果的な支援を実施できるよう、人材養成研修を行う等、センターの設置及び運営に係る支援を実施した。

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・令和元年度に「子育て世代包括支援センター」を全市町村が設置した。母子保健コーディネーター養成研修を年２回開催し、延べ 62 名が受講し、支援技術を獲得した。

・母子保健コーディネーターの支援技術のスキルアップのための研修等を実施し、引き続き、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援体制整備を促進する。

資料２－１

第３期山形県医療費適正化計画における取組みについて（概要）

１　趣旨

○　平成 30 年３月に策定した第３期山形県医療費適正化計画では、毎年度の目標の達成度や事業の実施状況等について、点検・評価を行うこととしている。

○　医療費適正化計画とは、住民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律第９条第１項の規定に基づき策定しているものであり、第３期山形県医療費適正化計画（計画期間平成 30 年度～令和５年度）では、以下の目標を設定するとともに、これらの目標達成に向けて県が取り組む施策等を定めている。

《住民の健康の保持の推進に関する目標》

①特定健康診査の実施率

②特定保健指導の実施率

③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率）

④成人の喫煙率

⑤予防接種広域実施市町村数

⑥年間新規透析導入患者数

⑦8020 運動達成者の割合

⑧運動習慣のある高齢者の割合

《医療の効率的な提供の推進に関する目標》

①後発医薬品の使用割合

②「かかりつけ薬剤師を配置している薬局」の割合

○　このたび、令和３年度の主な取組み等をとりまとめたところであり、本協議会から当該内容について御意見を頂戴するもの。

２　令和３年度の主な取組み、評価及び今後の推進方向

⇒　資料２－２のとおり。

資料２－２

第３期山形県医療費適正化計画における主な取組みについて

目標及び進捗状況	令和３年度の主な取組み、評価及び今後の推進方向

１　住民の健康の保持の推進

①　特定健康診査、特定保健指導関係

項　目	現　状（計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
特定健康診査の実施率	60.0% (H27)	－	－	－	－	－	70.0%以上
		63.9%	65.2	－	－		
特定保健指導の実施率	22.6% (H27)	－	－	－	－	－	45.0%以上
		28.9%	29.2	－	－		
平成 20 年度と比べたメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率）	20.1% (H27)	－	－	－	－	－	25.0%以上
		15.0%	16.2%	－	－		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

※資料：厚生労働省調べ（レセプト情報・特定健康診査等データベースをもとに分析）

【令和３年度の主な取組み】

・市町村、職域保健関係機関、医療保険者及びその他の関係機関により構成する「地域保健・職域保健連携推進協議会」において検討

・市町村、保健所、保険者等の保健師や管理栄養士を対象に、特定保健指導従事者研修会を開催

・保健所から各企業等へ出向いて行う健康教室（出前講座）を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・特定健康診査の受診率（R1：65.2%）は全国第２位、特定保健指導の実施率（R1：29.2%）は全国第 12 位、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率（R1：16.2%）は全国第 16 位と、上位の水準となっている。

・引き続き、特定健康診査や特定保健指導の実施率の向上に向けた取組みを実施していく。

<table>
<tr><th colspan="2">目標及び進捗状況</th><th>令和３年度の主な取組み、評価
及び今後の推進方向</th></tr>
<tr><td></td><td>

②たばこ対策

<table>
<tr><th rowspan="3">項　目</th><th rowspan="3">現　状
（計画策定時）</th><th colspan="6">目標（上段）
実績（下段）</th></tr>
<tr><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成人の喫煙率</td><td rowspan="2">20.2%
(H28)</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>12.0%
以下</td></tr>
<tr><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr>
</table>

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

※資料：山形県「県民健康・栄養調査」（概ね５年に１度調査実施）

</td><td>

【令和３年度の主な取組み】

・広報媒体等を活用し、県民に対する普及啓発を実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・「山形県受動喫煙防止条例」及び改正健康増進法が令和２年４月に施行され、県民の受動喫煙に関する理解の浸透が進んでいる。

・望まない受動喫煙を生じさせることのない地域社会の実現に向け、「改正健康増進法」及び「山形県受動喫煙防止条例」に基づく受動喫煙防止対策の周知など、一層の取組みを推進する。

</td></tr>
<tr><td></td><td>

② 予防接種

<table>
<tr><th rowspan="3">項　目</th><th rowspan="3">現　状
（計画策定時）</th><th colspan="6">目標（上段）
実績（下段）</th></tr>
<tr><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr>
<tr><td rowspan="2">予防接種広域実施市町村数</td><td rowspan="2">35 市町村
(H28)</td><td>35 市町村</td><td>35 市町村</td><td>35 市町村</td><td>35 市町村</td><td>35 市町村</td><td>35 市町村</td></tr>
<tr><td>35 市町村</td><td>35 市町村</td><td>35 市町村</td><td>35 市町村</td><td></td><td></td></tr>
</table>

【コロナ収束総合企画課】

</td><td>

【令和３年度の主な取組み】

・ホームページや市町村広報誌による県民への周知

・「予防接種広域実施の手引き」の作成と、全協力医療機関及び全市町村への配布

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・全市町村において広域実施体制が実現し、目標を達成した。

・引き続き県医師会及び市町村との連携を密にし、事業の円滑な実施に努める。

・県民への周知を強化していく。

</td></tr>
</table>

目標及び進捗状況	令和３年度の主な取組み、評価 及び今後の推進方向

④生活習慣病等の重症化予防の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間新規透析導入患者数	120 人 (H27)	－	－	－	－	－	90 人 以下
		140 人	132 人	114 人	125 人		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

※資料：社団法人日本透析医学会　統計調査委員会「わが国の慢性透析療法の現状」

【令和３年度の主な取組み】

・糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラムに基づいた医療連携の実践となるモデル事業を、公立置賜総合病院を核として置賜地域で実施
・糖尿病予防に関するリーフレットを使用した普及啓発活動
・糖尿病重症化予防に関連する情報整理及び提供
・糖尿病等対策検討会の開催
・保健所における症例検討会等の開催（４保健所）
・市町村との連携による健診等データを活用したハイリスクアプローチ事業を実施
・糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラムを改定

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・置賜地域でのモデル事業では、介入した患者の重症化を遅らせるなど、一定の成果が出た。
・置賜地域でのモデル事業の成果を県内全域へ拡大していくとともに、引き続き重症化予防、人工透析への移行防止のためのハイリスク者への受診勧奨等に取り組む。
・糖尿病及び慢性腎臓病重症化予防プログラムの普及を推進する。

⑤その他の予防・健康づくりの推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
8020 運動達成者の割合	48.5% (H28)	－	－	－	－	－	50.0% 以上
		－	－	－	－		
運動習慣のある高齢者（65 歳以上）の割合	男性 49.5% 女性 47.2% (H28)	－	－	－	－	－	男性 58.0% 女性 48.0% 以上
		－	－	－	－		

【がん対策・健康長寿日本一推進課】

※資料：山形県「県民健康・栄養調査」（概ね５年に１度調査実施）
※H28 が最新値

【令和３年度の主な取組み】

・関係団体と連携し、「やまがた健康ガイド」やチラシ、ホームページ等を活用し、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科健診を受診することの重要性に関する普及啓発を実施
・企業における歯科検診の受診を促進するためのモデル事業を実施
・県がん対策・健康長寿日本一推進課内に『山形県口腔保健支援センター』を設置（専任の非常勤歯科衛生士を配置）
・同センターを中心に歯科口腔の健康づくり対策を総合的かつ計画的に実施
・健康づくりにインセンティブを設け健康づくり無関心層に働きかけるやまがた健康マイレージ事業を市町村と協働で実施
・やまがた健康ガイドにおいて「新・生活様式」に対応した健康づくりを推奨。

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・8020 運動達成者の割合は年々増加傾向にある。
・県歯科医師会などと連携して 8020 達成者表彰事業やかかりつけ歯科医の普及等の歯科口腔の健康づくり対策に引き続き取り組む。
・「やまがた健康マイレージ事業」の普及促進による健康づくりの取組みを推進する。
・山形健康フェアを活用し、「新・生活様式」に対応した健康づくりの普及啓発を推進する。

目標及び進捗状況	令和３年度の主な取組み、評価 及び今後の推進方向

２　医療の効率的な提供の推進

①　後発医薬品の使用割合

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
後発医薬品の使用割合	71.6% (H28)	－	80.0% 以上	80.0% 以上	80.0% 以上	80.0% 以上	80.0% 以上
		79.9%	82.7%	85.0%	85.4%		

【コロナ収束総合企画課】

※資料：厚生労働省調べ（レセプト電算処理システムで処理された薬局における調剤レセプトデータより）

【令和３年度の主な取組み】

・山形県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を開催

・後発医薬品の採用に役立てるため、「汎用ジェネリック医薬品リスト」を作成、情報提供の実施

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・後発医薬品使用割合については、増加傾向にある。

・引き続き、県民に対し後発医薬品の理解を促進し、周知していくとともに、品質への不安解消に向けた取組みを行っていく。

②　医薬品の適正使用の推進

項　目	現　状 （計画策定時）	目標（上段） 実績（下段）					
		H30	R1	R2	R3	R4	R5
「かかりつけ薬剤師を配置している薬局」の割合	44.2% (H29.8)	－	－	－	－	－	85.0%
		47.2%	48.2%	49.6%	50.3%		

【コロナ収束総合企画課】

※資料：厚生労働省調べ（東北厚生局「かかりつけ薬剤師指導料届出薬局」をもとに分析）

【令和３年度の主な取組み】

・病院と調剤薬局における薬薬連携の促進

【取組みの評価及び今後の推進方向】

・かかりつけ薬剤師の配置については、増加傾向にある。

・病院等の医療機関と薬局との連携情報共有体制の構築を推進する。

資料３－１

山形県アルコール健康障害対策推進計画における取組みについて（概要）

１　趣旨

○　本計画は、「アルコール健康障害対策基本法（平成 26 年６月施行）」及び「アルコール健康障害対策推進基本計画（平成 28 年５月策定）」を受け、本県におけるアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 31 年４月に策定したもの。

＜計画概要＞

・計画期間　令和元年度から令和５年度までの５年間

・基本方針　「Ⅰ発生の予防」「Ⅱ進行の抑制」「Ⅲ再発の防止」の各段階に応じて４つの基本方針を設定

・重点課題（各重点課題について数値目標を設定）

（１）飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する

①　生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合

②　20 歳未満の者の飲酒割合

③　妊娠中の女性の飲酒割合

④　節度ある飲酒量の認知割合

（２）アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する

①　国の要綱によるアルコール健康障害に関する相談拠点の設置

②　アルコール依存症の専門外来を設置する医療機関数

③　国の要綱によるアルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関の選定

・基本的施策　「Ⅰ発生の予防」「Ⅱ進行の抑制」「Ⅲ再発の防止」「Ⅳ基盤整備」

２　令和３年度の主な取組み、評価及び今後の推進方向

⇒　資料３－２、３－３のとおり

資料３－２

山形県アルコール健康障害対策推進計画　重点課題に対応する評価指標の進捗状況

項目		計画策定時現状値	年度	直近値	年度	目標値	年度	備考
1　飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する								
①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	男性	18.2%	H28	—	—	13.0%	R5	
	女性	8.0%	H28	—	—	6.4%	R5	
②20歳未満の者の飲酒割合	高校３年生の男子	—	—	—	—	0%	R5	
	高校３年生の女子	—	—	—	—	0%	R5	
③妊娠中の女性の飲酒割合		0.6%	H28	0.7%	R2	0%	R5	
④節度ある飲酒量の認知割合		55.8%	H28	—	—	100%	R5	※Ｒ４県民健康・栄養調査では調査項目としていない
２　アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する								
①国の要綱によるアルコール健康障害に関する相談拠点の設置		—	—	1機関	R3	1機関	R5	R2.4.1から県精神保健福祉センターに設置
②アルコール依存症の専門外来を設置する医療機関数		7機関	H30	7機関	R3	10機関	R5	若宮病院、かみのやま病院、秋野病院、佐藤病院、山容病院、米沢こころの病院、三川病院
③国の要綱によるアルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関の選定		—	—	6機関	R3	1機関以上	R5	山形さくら町病院、若宮病院、かみのやま病院、秋野病院、佐藤病院、山容病院

資料３－３

山形県アルコール健康障害対策推進計画　関連施策の取組状況

・基本的施策

（単位：千円）

施策の展開方向（主な取組み）	担当課	事　業　名	事　業　の　内　容	令和3年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和3年度決算額	令和4年度予算額（当初）
Ⅰ　発生の予防							
1　アルコール健康障害に関する啓発の推進							
（1）学校 小中高校及び大学・短大等における20歳未満の者の飲酒に伴うリスクの理解の促進　等							
①学校教育において、飲酒が心身に及ぼす影響等を正しく理解させ、適切な意思決定や行動選択ができる判断力と態度を育成。	教育庁スポーツ保健課	子どもの健康づくり連携事業費（生命をつなぐ教育関係）	①専門的立場である医師を学校に派遣し講演や研修会を実施することで、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会をつくる。また、学校と関係機関や保護者との連携を推進する。	①専門医を県内40校に派遣し、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会の創出を支援した。	①引き続き、医師や関係機関と連携し、学校教育における児童生徒の飲酒に係る適切な意思決定や行動選択ができる判断力と態度の育成を支援、推進していく。	①925 ② ―	①915 ② ―
②学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議や研修会において、心身に及ぼす影響や相談窓口等について周知。			②本県における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の効果的な指導方法等の検討・実施の取組みに対して支援を行い、薬物乱用防止教育等を推進する。	②喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の在り方などを検討する協議会を7月と1月に実施。 薬物乱用防止教育に関わる研修会を11月に開催。	②引き続き、関係機関と連携し、学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議や研修会において、心身に及ぼす影響や相談窓口等について周知していく。		
大学生、短大生について、学校と連携し20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の啓発等正しい知識の普及啓発。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて大学等に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、20歳未満の者の飲酒に伴うリスク及び20歳以上の者に対する節度ある飲酒の理解を促進するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	―	―
（2）家庭 20歳未満の者の飲酒に伴うリスクを周知し、飲酒をさせないよう家庭において機運を醸成 成人の家族についてもアルコール健康障害に陥ることのないよう、互いに配慮し合う機運を醸成　等							
保護者や家庭の意識の高揚を図るなど、市町村、学校、医療機関、その他関係団体等と連携し、20歳未満の者に飲酒をさせない機運を醸成するよう環境整備を実施。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する意識啓発を含む健康関連の普及啓発を行う。	・20歳未満の者に飲酒をさせない機運の醸成を図るため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、20歳未満の者に飲酒をさせない機運の醸成を図るため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	―	―
	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・県精神保健福祉センターにおいて、依存症に関するリーフレットを作成、配布し、普及啓発を行った。 ・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、イオンモール天童のほか県内各地、各総合支庁ロビー等において、啓発パネル展示を行った。	・引き続き、県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	970	1,639
	教育庁スポーツ保健課	子どもの健康づくり連携事業費（生命をつなぐ教育関係）	・専門的立場である医師を学校に派遣し講演や研修会を実施することで、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会をつくる。また、学校と関係機関や保護者との連携を推進する。 ・本県における喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の効果的な指導方法等の検討・実施の取組みに対して支援を行い、薬物乱用防止教育等を推進する。	・専門医を県内40校に派遣し、児童生徒が自分自身の健康課題解決のための学びを深める機会の創出を支援した。 ・喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の在り方などを検討する協議会を7月と1月に実施。 ・教職員、警察、地域指導員、保健部局職員等の指導力向上を目的とした薬物乱用防止に係る研修会を11月に開催し、約50名が参加。	・引き続き、医師や関係機関と連携し、学校教育における児童生徒の飲酒に係る適切な意思決定や行動選択ができる判断力と態度の育成を支援、推進していく。	①925 ② ―	①915 ② ―
家族がアルコール健康障害に陥ることのないよう、家庭において互いに配慮し合う機運を醸成するとともに多量飲酒等不適切な飲酒習慣について、家族が早期に気づき改善のきっかけとなるよう節度ある飲酒量について周知を徹底する。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する意識啓発を含む健康関連の普及啓発を行う。	・家族がアルコール健康障害に陥ることのないよう節度ある飲酒について、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、家族がアルコール健康障害に陥ることのないよう節度ある飲酒について、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	―	―
	障がい福祉課（県精神保健福祉センター）	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・県精神保健福祉センターにおいて、依存症に関するリーフレットを作成、配布し、普及啓発を行った。 ・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、イオンモール天童のほか県内各地、各総合支庁ロビー等において、啓発パネル展示を行った。	・引き続き、県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	970	1,639

施策の展開方向（主な取組み）	担当課	事　業　名	事　業　の　内　容	令和3年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和3年度決算額	令和4年度予算額（当初）
（3）職場 健康経営の普及に併せたアルコールによる健康問題に関する啓発　等							
県内の事業所に対し、アルコールによる健康問題に関する情報の普及啓発の促進を図り、過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化の予防につなげる。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	・出前講座等 ・健康経営推進事業	・保健所が依頼を受けて企業の事業所に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。 ・健康経営の推進	・過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化予防を促進するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。 ・従業員の健康の保持・増進に対する経営者の意識改革を促すため、健康経営アドバイザーと連携し、事業所内での健康づくりを支援した。	・引き続き、過度な飲酒による生活習慣病の発症や重症化予防を促進するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。 ・引き続き、従業員の健康の保持・増進に対する経営者の意識改革を促すため、健康経営アドバイザーと連携し、事業所内での健康づくりを支援する。	―	―
職場や家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底など県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を年間を通じて実施。	消費生活・地域安全課	・交通安全総合対策費	・県民総ぐるみによる交通安全運動の展開	・職場や家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底など、県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を年間を通じて実施した。また、12月11日～12月20日の10日間、飲酒運転撲滅・冬道の交通事故防止強化旬間を実施し、飲酒運転を「しない、させない、許さない」の徹底を図った。	・引き続き、県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を実施していく。	7,806	7,780
職場、家庭に対する飲酒運転防止の声掛けを実施。	県警察交通企画課	―	―	・交通安全講話において、職場、家庭において飲酒運転防止を呼びかけるように啓発を実施した。	・引き続き、交通安全講話を通じて、職場、家庭において飲酒運転防止を呼びかける。	―	―
飲酒運転に係る刑罰・行政処分の広報を実施。	県警察交通企画課	―	―	・令和3年12月、飲酒運転の取締り状況に関するマスコミ広報を実施して、新聞報道された。	・令和4年度も、飲酒運転の現状について、タイムリーな広報を実施する。	―	―
（4）地域・県民 市町村との連携による推進体制の整備及び効果的な啓発 医療機関・その他関係団体等との連携によるアルコール健康障害についての正しい知識の普及啓発 性別・年齢・体質によって個人差のある「節度ある飲酒量」についての周知 飲酒運転防止の啓発　等							
①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進							
飲酒に伴うリスク、アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発や、専門医療機関・自助グループ・相談機関等の支援に向けた情報の発信。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて、地域や企業に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	―	―
	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・県精神保健福祉センターにおいて、依存症に関するリーフレットを作成、配布し、普及啓発を行った。 ・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、イオンモール天童のほか県内各地、各総合支庁ロビー等において、啓発パネル展示を行った。	・引き続き、県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	970	1,639
妊娠中及び出産後の女性の飲酒に伴うリスクについて正しい知識の普及啓発。	子ども家庭支援課	・妊娠・出産・子育て安心生活応援事業費	・母子保健コーディネーターの養成	・妊娠・出産・子育て期にわたる支援を実施する子育て世代包括支援センターに配置される母子保健コーディネーターを対象に人材育成研修を年2回開催した。延べ62名受講し、支援体制の強化を図った。	・引き続き、母子保健コーディネーター人材育成研修を実施し、妊娠中及び出産後の女性の飲酒に伴うリスクについて正しい知識の普及啓発を図っていく。	666 の一部	1,149 の一部
アルコール関連問題啓発週間に集中的な広報活動を実施し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を強化。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する意識啓発をはじめとした健康関連の普及啓発を行う。	・不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	―	―
	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	・依存症患者回復支援事業	・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・アルコール関連問題啓発週間に合わせ、イオンモール天童のほか県内各地、各総合支庁ロビー等において、啓発パネル展示を行った。	・引き続き、県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	970	1,639
一人ひとりのリスクに応じた、不適切な飲酒防止に向けた取組みを強化。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する意識啓発をはじめとした健康関連の普及啓発を行う。	・不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	―	―
職場や家庭、地域から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底など県民総ぐるみによる飲酒運転撲滅運動を年間を通じて実施。	消費生活・地域安全課	再掲（Ⅰ-1-(3)）					
職場、家庭に対する飲酒運転防止の声掛けを実施。	県警察交通企画課	再掲（Ⅰ-1-(3)）					
飲酒運転に係る刑罰・行政処分の広報を実施。	県警察交通企画課	再掲（Ⅰ-1-(3)）					

施策の展開方向（主な取組み）	担当課	事　業　名	事　業　の　内　容	令和3年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和3年度決算額	令和4年度予算額（当初）
②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発の推進							
飲酒に伴うリスク、アルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発や、専門医療機関・自助グループ・相談機関等の支援に向けた情報の発信。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	再掲（Ⅰ-1-(4)-①）					
	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	再掲（Ⅰ-1-(4)-①）					
アルコール関連問題啓発週間に集中的な広報活動を実施し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を強化。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	再掲（Ⅰ-1-(4)-①）					
	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	再掲（Ⅰ-1-(4)-①）					
③地方公共団体、関係団体、事業者等との連携による社会全体での取組							
リスクの高まる傾向のある者の特徴など対象に合わせた効果的な啓発活動を実施。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する正しい知識を含む健康関連の普及啓発を行う。	・不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、不適切な飲酒を防止するため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
アルコール関連問題啓発週間に集中的な広報活動を実施し、アルコール関連問題やアルコール依存症に関する正しい知識の普及啓発を強化。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	再掲（Ⅰ-1-(4)-①、②）					
	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	再掲（Ⅰ-1-(4)-①、②）					
2　不適切な飲酒の誘引の防止 20歳未満の者への酒類販売・提供をなくすための事業者向けの啓発活動の強化 飲食業者に対する指導・取締まりの徹底、街頭補導活動の強化　等							
20歳未満の者への酒類販売防止の徹底について、事業者向けの啓発活動を強化。	女性・若者活躍推進課	・青少年健全育成活動推進事業費	・令和3年度「青少年のための環境づくり懇談会」の開催と「青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項」の作成（山形県青少年育成県民会議事業・事務局：女性・若者活躍推進課）	・各業界の事業者や関係機関等が参集する「青少年のための環境づくり懇談会」を開催し、20歳未満の者への酒類販売防止等の徹底を含め、青少年を取り巻く社会環境の浄化に向けた「青少年のための環境づくり懇談会申し合わせ事項」を作成・配布し、関係事業者へ働き掛けを行った。	・引き続き、各種会議等を通じて、関係事業者に購入者の年齢確認の徹底等を促すなど、20歳未満の者への酒類販売・提供防止について協力を呼び掛ける。	7,201の一部	7,332の一部
	県警察人身安全少年課	—	—	・健全育成のための懇談会に参加し、業界団体とともに年齢確認を徹底するなどの申し合わせ事項を確認した。	・引き続き、左記取組を徹底する。	—	—
20歳未満の者の飲酒の誘引を防止する環境の整備するため、指導・取締りを徹底。	県警察生活安全企画課	—	—	・キャバレーやバーなどの風俗営業管理者に対し、管理者講習を通じ、18歳未満の者の営業所への立入禁止と20歳未満の者への酒類提供の禁止について指導した。	・引き続き、風俗営業管理者に対し、管理者講習を通じながら、18歳未満の者の営業所への立入禁止と20歳未満の者への酒類提供の禁止について継続的に指導していく。	—	—
	県警察人身安全少年課	—	—	・少年警察ボランティア等とともに店舗を巡回し、協力依頼するとともに、20歳未満の者に酒類を販売した事業者に指導した。	・引き続き、左記取組を徹底する。	—	—
20歳未満の者の飲酒行為に対する街頭補導活動の強化。	県警察人身安全少年課	—	—	・令和3年中、飲酒で57人を補導した。	・引き続き、左記取組を徹底する。	—	—
Ⅱ　進行の抑制							
1　健康診断等からの早期改善指導 市町村等が実施する特定保健指導において適切な指導ができるよう担当者を対象にした研修会の実施 相談支援の担当者等に屋いする早期改善指導・早期支援のための手法に関する情報提供　等							
特定保健指導の担当者を対象とした研修会等を実施し、飲酒による健康障害に関するハイリスク者へ適切な保健指導を実施できるよう支援。	がん対策・健康長寿日本一推進課	—	—	・特定健診の結果に基づき、適切な保健指導を実施できるよう、特定保健指導従事者研修会を開催した。	・引き続き、特定健診の結果に基づき、適切な保健指導を実施できるよう、特定保健指導従事者研修会を開催する。	—	—

施策の展開方向（主な取組み）	担当課	事　業　名	事　業　の　内　容	令和3年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和3年度決算額	令和4年度予算額（当初）
保健指導、相談支援に携わる関係者に対し、AUDIT、SBIRTS等について情報提供する。	がん対策・健康長寿日本一推進課	—	—	・特定保健指導従事者研修会において情報提供を行った。	・引き続き、早期の保健指導、相談支援へとつながるよう、研修会等において正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
	障がい福祉課	・依存症患者回復支援事業	・県内における依存症治療・相談対応体制の強化を図る。	・県精神保健センター、保健所、専門医療機関の職員が、依存症対策全国拠点機関が主催する指導者養成研修を受講した。	・引き続き、専門研修への関係機関の参加を促し、人材育成を図っていく。	970	1,639
2 アルコール健康障害に係る医療の充実等 アルコール依存症の疑いのある者を内科等の一般診療科の医療機関から専門医療機関へつなげるための連携体制の構築　等							
内科等の一般診療所の医療機関に対し、アルコール依存症や専門医療機関等に関する情報提供を行い、依存症者が早期治療につながるための連携体制を構築。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・令和2年2月10日に選定した山形県依存症専門医療機関（6医療機関）について、県ホームページ等により周知を行った。	・引き続き、一般診療所等に対し、アルコール依存症や専門医療機関等に関する情報提供を行っていく。	970	1,639
国の基準を満たす県内の専門医療機関を早期に選定し、その周知等、受診につながる環境を整備する。	障がい福祉課	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・令和2年2月10日に選定した山形県依存症専門医療機関（6医療機関）について、県ホームページ等により周知を行った。	・引き続き、専門医療機関について周知するとともに、連絡会議の開催等により、情報交換や連携を行っていく。	970	1,639
県内医療機関に対し、国等が実施するアルコール依存症に関する医療従事者向けの研修への積極的な参加を促し医療提供体制の充実を図る。	障がい福祉課	・依存症患者回復支援事業	・県内における依存症治療・相談対応体制の強化を図る。	・依存症対策全国拠点機関で開催される指導者研修等を案内し、医療機関から担当職員が参加した。	・引き続き、専門研修への関係機関の参加を促し、人材育成を図っていく。	970	1,639
アルコール依存症者及びその家族が早期に支援機関につながり回復支援を受けられるよう、支援体制の構築に努める。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	・依存症患者回復支援事業	・患者家族に対し、依存症の知識と本人への援助方法の学習機会を提供することで本人・家族の回復を支援する。 ・県民に対し、依存症に関する普及啓発を行い、予防や早期治療を推進する。	・R2年4月から、県精神保健福祉センターに依存症相談支援拠点を設置した。 ・県精神保健福祉センターにおいて、依存症相談会（7回）、家族ミーティング（45回）を実施した。また、依存症に関するリーフレットを作成、配布し普及啓発を行った。	・引き続き、県精神保健センター及び各保健所において、相談を受けていく。	970	1,639
3 アルコール健康障害に関連して飲酒運転をした者に対する対応等							
（1）飲酒運転をした者に対する指導 運転免許取消処分者講習における再発防止指導に併せた相談窓口等に関する情報提供等							
アルコール依存症の相談窓口や専門医療機関に関する情報提供を行う等連携を強化していく。	県警察運転免許課	—	—	・山形県精神保健福祉センターから提供されるパンフレット（うつ、自殺等の関連性や支援団体、医療機関名について記載）を各人に一枚ずつ説明して配付している。	・引き続き、左パンフレットの配布していく。	—	—
飲酒運転をした者及びその家族から相談があった際には医療機関の受診や自助グループの紹介を行う等必要な支援を行う。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	—	—	・県精神保健センター及び各保健所において、相談に応じた。	・引き続き、県精神保健センター及び各保健所において、相談を受けていく。	—	—
支援者等を対象に、アルコール関連問題に関する専門知識や対処法等の普及を図る。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	・出前講座等	・保健所が依頼を受けて地域や企業に出向き、飲酒に関する意識啓発を含む健康関連の普及啓発を行う。	・アルコール関連問題に関する専門知識や対処法等の普及を図るため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図った。	・引き続き、アルコール関連問題に関する専門知識や対処法等の普及を図るため、保健所による出前講座のほか、県ホームページを活用し、正しい知識の普及啓発を図る。	—	—
（2）暴力・虐待・自殺未遂をした者に対する対応 アルコール依存症が疑われる者による事案発生時の警察と県精神保健福祉センター・保健所の連携による対応　等							
消防、市町村、医療機関等の関係機関との連携を強化し、早期支援につながるよう対応。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	—	—	・県精神保健センター及び各保健所において、相談に応じた。	・引き続き、県精神保健センター及び各保健所において、相談を受けていく。	—	—
	県警察生活安全企画課	—	—	・泥酔又は酩酊状態で保護した者がアルコール依存症の疑いがある場合、本人や家族に対して、保健所等に相談するように助言指導している。 ・自殺未遂事案にあっては、自殺の再企図防止のため、本人や家族から同意が得られた場合、個人に関する情報を保健所に提供している。	・引き続き、関係機関と連携を強化し、アルコール依存者等の早期支援につながるような取組みを実施していく。	—	—
	県警察人身安全少年課	—	—	・保健所等関係機関の職員と顔の見える良好な関係作りに努め、有事の際の連携を強化することができた。	・今後も継続して関係機関と連携しながら対応していく。	—	—

施策の展開方向（主な取組み）	担当課	事　業　名	事　業　の　内　容	令和3年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和3年度決算額	令和4年度予算額（当初）
自殺防止の観点から、精神疾患等を抱えている人や家族に対し相談対応や事例検討、家庭訪問等の継続的な支援を行う。	地域福祉推進課（保健所）	・地域自殺対策強化事業費	・地域における自殺対策の推進	・各保健所において、対面、訪問、電話による相談を実施し、必要に応じて事例検討を行い、継続的な支援を行ったほか、各地域ごとに市町村など関係機関が参集し、専門家らの助言を受ける地域自殺対策推進検討会を開催した。	・引き続き相談活動を実施するとともに、地域における自殺対策を推進するための関係機関を集めた検討会等を開催していく。	286	714
自殺予防週間や自殺対策強化月間において、アルコール依存症と自殺の関連、相談窓口の周知を集中実施する。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	—	—	・保健所において、週間・月間に合わせて、パンフレットの配置や資料展示、街頭キャンペーン等を行い、相談窓口について普及啓発を行った。	・アルコールと自殺の関連についての啓発を強化していく。	—	—
	地域福祉推進課（保健所）	・地域自殺対策強化事業費（再掲）	・地域における自殺対策の推進	・自殺予防週間や自殺対策強化月間において、「全国こころの健康相談統一ダイヤル」等の相談窓口を各種メディア（SNS、ラジオ、テレビ、広報誌等）で周知したほか、大手コンビニチェーンでポスター掲示するなど集中的な広報を実施した。	・引き続き各種メディアや様々な機会を通して、効果的な広報活動を実施していく。 ・相談のつなぎ先の整理をし、相談窓口情報のわかりやすい発信へとつなげる。	367	621
支援者等を対象に、アルコール関連問題に関する専門知識や対処法の普及を図る。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	再掲（Ⅱ-3-(1)）					
4　相談支援等 相談窓口における専門医療機関や自助グループの紹介、相談体制強化に向けた相談拠点の整備等							
県精神保健センターや保健所において相談を受けた際は専門医療機関や自助グループ等を紹介する等回復に向けた支援を行う。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	—	—	・県精神保健福祉センター及び保健所において相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、相談支援を行っていく。	—	—
依存症に関する相談体制を強化するため県精神保健福祉センターを相談拠点として整備する	障がい福祉課（県精神保健福祉センター）	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・R2年4月から、県精神保健福祉センターに依存症相談支援拠点を設置した。	・県精神保健福祉センターを相談拠点とし、引き続き家族ミーティング等の事業を実施していく。	970	1,639
依存症に関する相談体制を強化するため、身近な相談支援機関として、専門医療機関や自助グループ等の関係期間と協働し、支援体制を構築する。	障がい福祉課（保健所）	—	—	・県精神保健福祉センター及び保健所において相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、相談支援を行っていく。	—	—
各保健所を身近な相談支援機関として、専門医療機関や自助グループの関係機関と協働し、地域の実情に応じた支援体制の構築を務める。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	—	—	・県精神保健福祉センター及び保健所において相談を受け、状況に応じて、専門医療機関や自助グループ等を紹介するなど、関係機関と連携しながら支援を行った。	・引き続き、相談支援を行っていく。	—	—
関係機関と協力し、県民に対しアルコール健康障害に関する相談窓口について広く周知する。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	—	—	・県ホームページ等により、相談窓口について周知した。	・引き続き、相談窓口の周知を行っていく。	—	—
地域の専門医療機関、自助グループの情報を最新に保ち相談者や関係機関への迅速な情報提供や周知を行う。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター）	—	—	・相談者の状況に応じ、関係機関についての情報提供等を行った。 ・研修会等で関係機関に対して自助グループについての情報提供を行った。	・引き続き、適切な情報提供を行っていく。	—	—
地域でアルコール関連問題に対応する市町村や関係機関の担当者の資質向上を図るため、精神科医師等による事例を基にした助言や関係者の情報交換等による技術的支援を行う。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	—	—	・県精神保健福祉センター及び保健所において、困難な問題を抱える事例のケース検討会等により、市町村や関係機関への助言や技術的支援を行った。	・引き続き、市町村や関係機関への助言や技術的支援を行っていく。	—	—

施策の展開方向（主な取組み）	担当課	事　業　名	事　業　の　内　容	令和3年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和3年度決算額	令和4年度予算額（当初）
Ⅲ　再発の防止							
1　社会復帰の支援							
（1）アルコール依存症からの回復支援 専門医療機関や自助グループとの連携による回復支援体制の整備、依存症者やその家族を対象とした相談会等の開催 等							
本人及びその家族が切れ目なく回復支援を受けることができるよう、継続した回復支援体制の整備を図る。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	・依存症患者回復支援事業	・依存症からの回復を支援するため、医療、保健、民間団体などの関係機関による連携体制の構築を図る。	・県精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉センターと専門医療機関との連携を推進するため、依存症相談員担当者検討会を開催し、連携事業のあり方について協議した。 ・令和3年度において、依存症対策連携推進会議は開催しなかった。	・専門医療機関と相談拠点が相互連携できる体制づくりを行う。 ・年１回程度、連携推進会議を開催し、支援体制の整備につなげていく。	970	1,639
アルコール家族ミーティング等を開催し、本人及びその家族を支援する。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター）	・依存症患者回復支援事業	・患者家族に対し、依存症の知識と本人への援助方法の学習機会を提供することで本人・家族の回復を支援する。	・県精神保健福祉センターにおいて、アルコール家族ミーティングを開催した。（実施回数45回、延167名参加）	・引き続き、家族ミーティングの開催による本人及び家族支援を行っていく。	970	1,639
アルコール依存症の治療、回復支援に関する社会資源の情報収集し、回復支援につなげていく。	障がい福祉課（保健所）	―	―	・相談者の状況に応じ、自助グループについての情報提供等を行った。	・引き続き、自助グループへの橋渡しを積極的に行っていく。	―	―
（2）就労及び復職の支援 就労支援機関との連携による社会復帰のための相談支援体制の整備							
就労を含めた相談支援体制を整備する。	雇用・産業人材育成課	・離転職者職業訓練事業費	・離転職者の早期再就職や障がい者の就業を支援するための職業訓練の実施	・再就職を希望する離転職者及び障がい者の就業に向け、民間教育機関や事業所等に委託して職業訓練を実施。【訓練者数：517名（離転職者）、15名（障がい者）】	・アルコール健康障害のあった方を含む求職者が早期就職に結びくよう、ハローワーク等の関係機関と連携し、ニーズに合った職業訓練を実施ししていく。	130,304	242,354
2　民間支援団体の活動に対する支援 自助グループの役割や有効性の周知、自助グループの活動の活性化に向けた支援　等							
県内の自助グループについて周知するとともに、回復者やその家族の体験談を発信すること等により、アルコール依存症の回復における自助グループの役割や有効性を啓発する。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	・依存症患者回復支援事業	・医療機関や自助グループ等関係機関と連携した、回復支援体制の整備を図る。	・県政テレビにおいてアルコール依存症について放送する中で、回復者の体験談を話していただき、啓発につなげた。	・引き続き、自助グループと連携し、有効性の周知を図っていく。	970	1,639
自助グループとの連携及び協働の推進や自助グループの活動活性化を支援する具体的方策の検討を行う。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	・依存症患者回復支援事業	・医療機関や自助グループ等関係機関と連携した、回復支援体制の整備を図る。	・県精神保健福祉センターにおいて、自助グループが主催する行事への協力を行った。	・引き続き自助グループと連携し、活動活性化を支援する。	970	1,639
アルコール依存症に関する相談を受けた場合に、本人及びその家族等を自助グループにつなげられるよう、自助グループに関する情報提供や橋渡しを行う。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	―	―	・相談者の状況に応じ、自助グループについての情報提供等を行った。	・引き続き、自助グループへの橋渡しを積極的に行っていく。	―	―
Ⅳ　基盤整備							
1　人材の育成・確保等 医学生・看護学生を対象にしたアルコール健康障害に関する効果的な教育の推進、地域の「健康づくりリーダー」や職場の「健康経営リーダー」をアルコール健康障害についての正しい知識の普及啓発も担う人材として養成、市町村や関係機関との連携による施策の有効的な展開に向けた体制整備　等							
医学生や看護学生等を対象とするアルコール健康障害に関する効果的な教育を推進するため、学校や関係機関に対し協力を依頼する。	健康福祉企画課	―	―	・実施しなかった。	・関係機関と連携して、実施について検討していく。	―	―
不適切な飲酒による健康障害や節度ある飲酒等についての正しい知識の普及啓発を担うことができる人材を養成する。	がん対策・健康長寿日本一推進課	・健康経営推進事業	・健康経営の推進	・従業員の健康の保持・増進に対する経営者の意識改革を促すため、健康経営アドバイザーと連携し、事業所内での健康づくりを支援した。	・引き続き、従業員の健康の保持・増進に対する経営者の意識改革を促すため、健康経営アドバイザーと連携し、事業所内での健康づくりを支援していく。	―	―
①学校教育において、飲酒が心身に及ぼす影響等を正しく理解させ、適切な意思決定や行動選択ができる判断力と態度を育成。 ②学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議や研修会において、心身に及ぼす影響や相談窓口等について周知。	教育庁スポーツ保健課	再掲（Ⅰ-1-(1)）					
飲酒による健康障害に関するハイリスク者へ適切な保健指導を実施できるよう支援。	がん対策・健康長寿日本一推進課	再掲（Ⅱ-1）					

施策の展開方向（主な取組み）	担当課	事　業　名	事　業　の　内　容	令和3年度末の取組み状況及びその評価	改善事項及び今後の対応	令和3年度決算額	令和4年度予算額（当初）
支援者を対象に、アルコール関連問題に関する専門知識や対処法等の普及を図る。	がん対策・健康長寿日本一推進課（保健所）	再掲（Ⅱ-3-(1)）					
地域でアルコール関連問題に対応する市町村や関係機関の担当者の資質向上を図るため、精神科医師等による事例を基にした助言や関係者の情報交換等による技術的支援を行う。	障がい福祉課（県精神保健福祉センター、保健所）	再掲（Ⅱ-4）					
今後の人材確保を図り、市町村や関係機関との連携による施策の有効な展開に向けた体制整備。	健康福祉企画課	—	—	・実施しなかった。	市町村や関係機関との連携体制について検討していく。	—	—
2　調査研究の推進等 アルコール健康問題の実態を把握するために必要な調査研究の実施　等							
20歳未満の者の飲酒状況に関する調査やアルコール依存症の疑いがある者の実態に関する調査等、アルコール関連問題の実態を把握するために必要な調査研究について、関係機関と連携し実施する。	健康福祉企画課	—	—	・調査研究については、実施しなかった。	・関係機関と連携して、実施について検討していく。	—	—
	がん対策・健康長寿日本一推進課	・県民健康・栄養調査	・県民の生活習慣の実態調査を行い、健康づくり施策に活用	・令和3年度に調査する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度に調査を延期した。	・令和4年度に調査。	0	13,709
	障がい福祉課	—	—	・調査研究については、実施しなかった。	・関係機関と連携して、実施について検討していく。	—	—

資料４－１

病床機能毎の病床数の推移について

１　県全体の状況

（病床数）

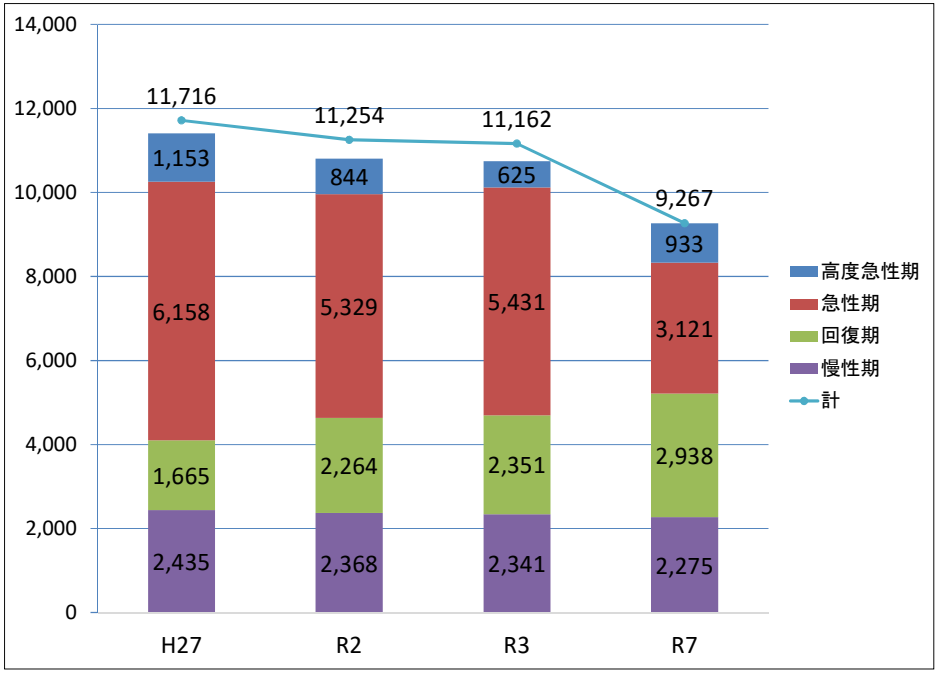

	病床機能報告				必要病床数（推計値）	
	H27①	R2	R3②	②-①比較	R7③	③-②比較
高度急性期	1, 153	844	625	▲ 528	933	308
急性期	6, 158	5, 329	5, 431	▲ 727	3, 121	▲ 2, 310
回復期	1, 665	2, 264	2, 351	686	2, 938	587
慢性期	2, 435	2, 368	2, 341	▲ 94	2, 275	▲ 66
計	11, 716	11, 254	11, 162	▲ 554	9, 267	▲ 1, 895

※R7を除き、合計欄には休床数を含むため、４区分の合計とは一致しない

（令和３年度病床機能報告及び県医療政策課調べ）

２　構想区域毎の状況

（１）村山区域

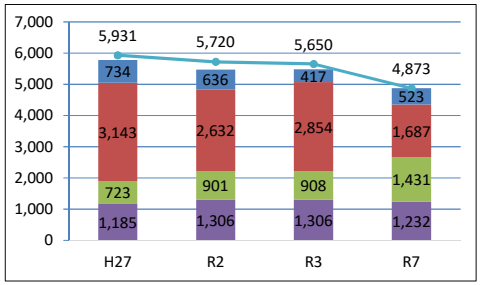

	病床機能報告				必要病床数（推計値）	
	H27①	R2	R3②	②-①比較	R7③	③-②比較
高度急性期	734	636	417	▲ 317	523	106
急性期	3, 143	2, 632	2, 854	▲ 289	1, 687	▲ 1, 167
回復期	723	901	908	185	1, 431	523
慢性期	1, 185	1, 306	1, 306	121	1, 232	▲ 74
計	5, 931	5, 720	5, 650	▲ 281	4, 873	▲ 777

（２）最上区域

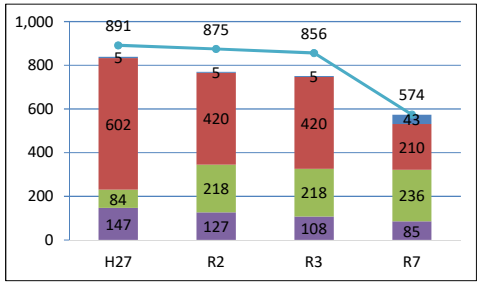

	病床機能報告				必要病床数（推計値）	
	H27①	R2	R3②	②-①比較	R7③	③-②比較
高度急性期	5	5	5	0	43	38
急性期	602	420	420	▲ 182	210	▲ 210
回復期	84	218	218	134	236	18
慢性期	147	127	108	▲ 39	85	▲ 23
計	891	875	856	▲ 35	574	▲ 282

（３）置賜区域

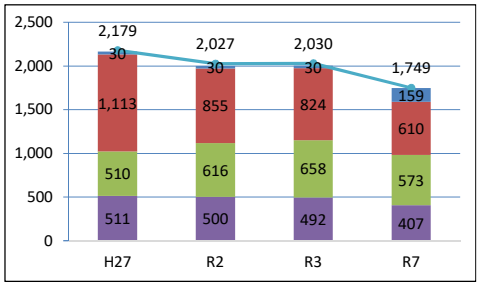

	病床機能報告				必要病床数（推計値）	
	H27①	R2	R3②	②-①比較	R7③	③-②比較
高度急性期	30	30	30	0	159	129
急性期	1, 113	855	824	▲ 289	610	▲ 214
回復期	510	616	658	148	573	▲ 85
慢性期	511	500	492	▲ 19	407	▲ 85
計	2, 179	2, 027	2, 030	▲ 149	1, 749	▲ 281

（４）庄内区域

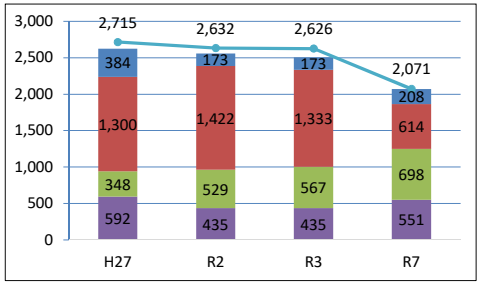

	病床機能報告				必要病床数（推計値）	
	H27①	R2	R3②	②-①比較	R7③	③-②比較
高度急性期	384	173	173	▲ 211	208	35
急性期	1, 300	1, 422	1, 333	33	614	▲ 719
回復期	348	529	567	219	698	131
慢性期	592	435	435	▲ 157	551	116
計	2, 715	2, 632	2, 626	▲ 89	2, 071	▲ 555

資料４－２

病床機能分化・連携に係る進捗状況について

（地域医療構想調整会議等における合意の状況）

構想区域	医療機関名	合意年度	内容
村　山	山形市立病院済生館	H28年度	・H28年度に急性期病床57床減に伴う回復期機能の充実(高度急性期及び急性期585床→528床)
	山形済生病院	H28年度	・H29年度に急性期病床100床を回復期病床へ転換(急性期473床→373床、回復期0床→100床)
	北村山公立病院	H28年度	・H30年度に急性期病床60床減(休床中45床含む)に伴う回復期機能の充実 (急性期312床→252床)
	県立中央病院	H29年度	・H30年度に急性期病床50床減に伴う病院運営の効率化及び病院機能の強化 (高度急性期及び急性期628床→578床)
	寒河江市立病院	H30年度	・H30年度に急性期病床38床減に伴う回復期機能の充実 (急性期94床→56床、回復期0床→42床、慢性期31床→0床)
	東北中央病院	H30年度	・H30年度に急性期病床57床を回復期病床へ転換(急性期252床→195床、回復期0床→57床)
	みゆき会病院	H30年度	・H30年度に急性期病床45床を回復期病床へ転換(急性期93床→48床、回復期46床→91床)
	天童市民病院	H30年度	・R元年度に急性期病床54床を回復期病床へ転換(急性期54床→0床、回復期0床→54床)
	朝日町立病院	H30年度	・H30年度に急性期病床10床減、R元年度に急性期病床50床を回復期病床へ転換 (急性期60床→0床、回復期0床→50床)
	県立河北病院	R元年度 R2年度	・R2年度に急性期病床(休床24床を含む)のうち50床減、10床を回復期病床へ転換 (急性期120床→60床、回復期60床→70床) ※R元年度に入院診療体制見直しについて合意、R2年度に許可病床数整理について合意
最　上	県立新庄病院	H29年度	・現行病床数452床(休床中53床含む)から改築後(R5年度開院予定)321床へ見直し、地域救命救急センターを設置※感染症病床4床除く
	町立真室川病院	R元年度	・R2年度に急性期病床55床を回復期病床へ転換(急性期55床→0床、回復期0床→55床)

置　賜	公立置賜総合病院	H29年度	・高度急性期及び急性期病床496床(休床中79床含む)のうち100床程度減(H30年度に50床減)。併せて、サテライト機能の充実・強化を図るため、南陽病院はH31年度、長井病院はR4年度の供用開始に向け現行規模(各50床)で改築
	公立高畠病院	R元年度	・急性期病床42床を回復期病床へ転換 (急性期42床→0床、回復期47床→89床、慢性期41床)
	白鷹町立病院	R元年度	・R2年度に回復期病床のうち10床減 (回復期70床→60床)
	米沢市立病院	R元年度 R2年度	・現行病床数322床(高度急性期及び急性期284床、回復期38床)から改築後(R5年度開院予定)263床（高度急性期及び急性期）へ見直し
	三友堂病院 三友堂ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝｾﾝﾀｰ	R元年度 R2年度	・現行病床数【三友堂病院】187床(高度急性期及び急性期120床、回復期55床、慢性期12床)、【三友堂リハ】120床(回復期)から、改築後(R5年度開院予定)199床（回復期及び慢性期）へ見直し（三友堂リハ廃止）
	※米沢市立病院、三友堂病院、三友堂リハ３病院の再編統合については、R元年度に方向性について合意、R2年度に具体的な統合計画（再編統合後の病床数確定）について合意 なお、R3.1.22付けで厚生労働省の「重点支援区域」に選定		
庄　内	酒田市立八幡病院 (現:日本海八幡クリニック)	H29年度	・H30年度に急性期病床46床減し、山形県・酒田市病院機構へ移管統合
	日本海総合病院 本間病院	R元年度	・地域医療連携推進法人の病床融通の仕組みを活用し、日本海総合病院の急性期病床4床を、本間病院の回復期病床4床に病床融通
	宮原病院 (現:みやはらクリニック)	R元年度	・R2年1月に慢性期病床22床減し、有床診療所化 (慢性期39床→17床)
	斎藤胃腸クリニック	R3年度	・R4年4月に急性期病床19床減し、無床診療所化 (急性期19床→無床化)

（病床数は一般病床で、各年度病床機能報告及び医療政策課調べによる）

病床機能再編支援事業（地域医療介護総合確保基金 事業区分Ⅰ－２）

資料４－３

○中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
○こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援*1を実施する。
○令和２年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム：定額補助（国１０／１０）】

「単独医療機関」の取組に対する財政支援

【１.単独支援給付金支給事業】
病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関（統合により廃止する場合も含む）に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給
※病床機能再編後の対象３区分*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象３区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること

「複数医療機関」の取組に対する財政支援

【２.統合支援給付金支給事業】
統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）全体で減少する病床１床当たり、病床稼働率に応じた額を支給（配分は統合関係医療機関全体で調整）
※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援
※統合関係医療機関の対象３区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象

【３.債務整理支援給付金支給事業】
統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給
※統合関係医療機関の対象３区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象
※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る

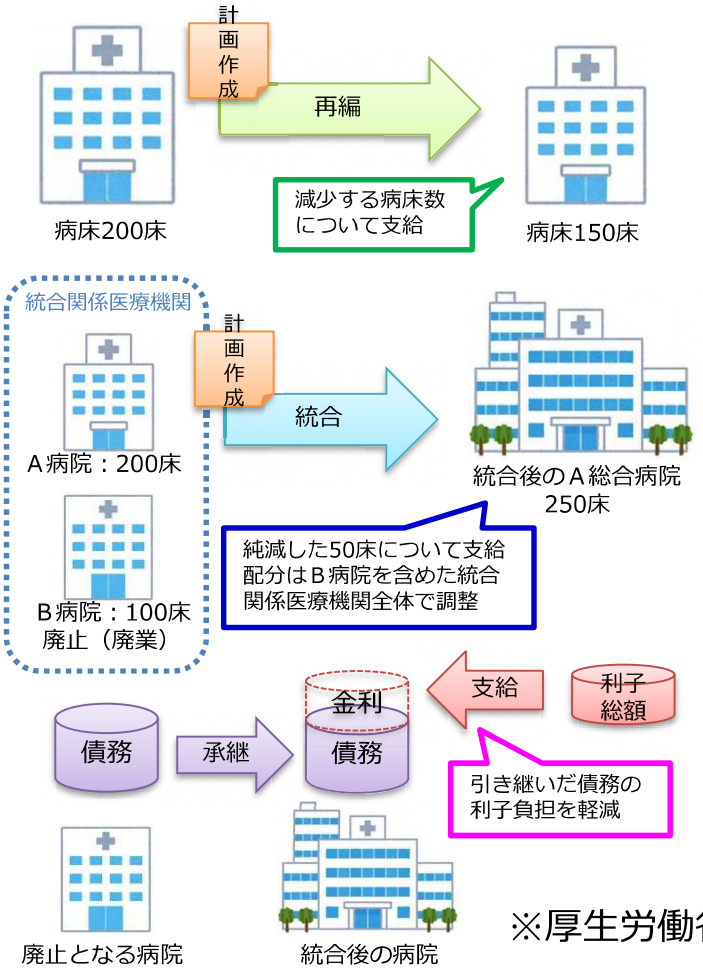

※厚生労働省作成

*1 財政支援　･･･使途に制約のない給付金を支給
*2 対象３区分･･･高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能

資料４－４

県立新庄病院における病床機能の見直しについて

１　改築整備事業の進捗状況及び今後のスケジュール

年　度	主な工程
平成 28 年度	山形県立新庄病院改築整備基本構想策定
平成 29 年度	山形県立新庄病院改築整備基本計画策定
平成 30 年度～令和２年度	基本・実施設計
令和２年度～令和４年度	建設工事（建築・電気・空調・衛生の４工事）
令和４年度～令和５年度	外構工事
令和５年４月～	医療機器・備品搬入、情報ネットワーク整備、 総合医療情報システム移設・整備等
令和５年 10 月１日（日）	入院患者の移送**（＝開院日予定）**

２　最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）における協議等

年月日	会議名称	内　容
H29. ２. 27	平成 28 年度第２回最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）	「県立新庄病院改築整備基本構想」（病床数 300～340 床程度）について報告
H29. ８. 29	平成 29 年度第１回最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）	「県立新庄病院改築整備基本計画」の構成及び策定スケジュール等について報告
H29. 11. 17	平成 29 年度最上地域保健医療協議会病床機能調整ワーキング	「県立新庄病院改築整備基本計画」の骨子（病床数 325 床）を提示し、了承
H29. 11. 27	平成 29 年度第２回最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）	「県立新庄病院改築整備基本計画」の策定状況について報告
H30. ２. 26	平成 29 年度第３回最上地域保健医療協議会（地域医療構想調整会議）	「県立新庄病院改築整備基本計画」（案）の概要（病床数 325 床）について報告

３　新病院の病床規模の考え方

地域医療構想の想定年次である 2025 年の将来推計人口や他医療機関との連携による平均在院日数の短縮等を加味した上で、季節変動による一時的な患者増にも対応できるよう若干の余分を見込み設定している。

【病床数の内訳】

区分	現病院		新病院（基本計画）
病床数	《許可病床数》 454 床	《稼働病床数》 343 床	**325 床**
内訳	《稼働病床》 ○集中治療室　：　４床 ○急性期病床　：297 床 ○地域包括ケア病床：　40 床 ○感染症病床　：　２床		**○地域救命救急センター：　10 床** **○急性期病床　：261 床** **○地域包括ケア病床：　50 床** **○感染症病床　：　４床**

４　地域医療介護総合確保基金（単独支援給付金支給事業）の活用

（１）事業の概要

○　病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給するもの。

○　病床機能再編を行う医療機関が作成した単独病床機能再編計画（別紙）について、地域医療構想調整会議及び県医療審議会において議論された内容を踏まえ、県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組みであると認めた場合に支給される。

○　なお、給付申請は、実際に病床を削減する令和５年度に行う予定。

（２）削減病床数（支給対象病床数）

《令和２年４月１日時点稼働病床数》		《新病院の病床数》	
○　高度急性期病床	：　４床	10 床（＋ 6 床）	「対象３区分」 ※高度急性期・急性期・慢性期
○　急性期病床	：297 床	261 床（▲36 床）	
○　地域包括ケア病床	：　40 床	50 床（＋10 床）	「回復期」
○　感染症病床	：　２床	４床	（対象外）

支給対象病床数　＝　「R2.4.1 時点の対象３区分の稼働病床数(※)」301 床
　　－「減少後の対象３区分の病床数」271 床
　　－「回復期へ転換した病床数」10 床
　　＝　**20 床**

※　当該事業が開始された令和２年度以降の取組みを評価するものであるため、令和２年４月１日時点の稼働病床数との比較となる。

資料4－5

単独病床機能再編計画書
（地域医療構想の達成に必要な病床の減少について）

構想区域	山形県最上構想区域
病床の減少を実施する医療機関名（法人名）	山形県立新庄病院
所在地	山形県新庄市
医療機関の概要	■開設主体：山形県 ■許可病床数・稼働病床数（別シートのとおり） ■１日あたり患者数（稼働率）：入院患者数274人／日（80.5%）、外来患者数696人／日 ■標榜診療科：内科、小児科、外科、整形外科、形成外科等現診療科20科に加え、緩和ケア内科、精神科・心療内科、歯科等新設7科　計27科
地域の状況 （地域の医療提供体制、病床の減少を実施する医療機関の圏域における役割など）	○　最上構想区域内において、一般病床又は療養病床を有する医療施設は、病院4施設、有床診療所3施設、計7施設となっており、そのうち、新庄病院が、基幹病院として救急医療や専門性の高い医療を提供している。
計画完了日までの病床減少又は統合の変遷	別シートのとおり
病床の減少のスケジュール	○ 平成29年度最上地域保健医療協議会病床機能調整ワーキングにおいて新病院の病床数を325床とすることについて了承済み。 ○ 平成30年3月山形県立新庄病院改築整備基本計画策定。 ○ 令和3年2月病院本体工事着工、令和5年3月31日竣工予定。 ○　令和5年10月1日開院（病床数削減）予定。
病床の減少が地域医療構想の達成に必要（地域医療構想に資する）と考えられる理由 （病床の減少等を実施することで、医療機関の圏域における役割、他医療機関との機能分担や連携のあり方等がどう変わるかを踏まえ、具体的に記入）	○　地域医療構想において、2025年の最上構想区域のあるべき医療提供体制を実現するための施策として、非稼動病床や病床利用率の低い急性期病床の規模の適正化や、回復期機能への転換等、病床機能の分化・連携について挙げられている。 ○　これを踏まえ、改築整備中の新たな新庄病院では、急性期病床から回復期病床への一部転換を行い、地域包括ケア病床を10床増床（40床→50床）することで、後期高齢者人口の増加に伴う地域の医療ニーズの変化に対応することとしている。 　また、かかりつけ医と新庄病院の診療機能に関する役割分担を明確にすることや、地域の医療機関や介護施設等との連携を強化し、回復期病院や介護施設を含む在宅での療養に円滑に移行できる退院調整機能の強化を図ること等により、急性期病床146床の削減（407床→261床）を行うこととしている。 ○　なお、新庄病院は、救急医療を含めた地域の高度急性期医療を担う必要があることから、地域救命救急センターの開設に伴い、将来不足すると見込まれている高度急性期病床を5床増床（5床→10床）する。 ○　地域医療構想の達成に資するものとしてこれらの取組みを進め、最上地域唯一の基幹病院として、引き続き、地域医療を支えていく。

（備考）
〇本給付金は、地域医療構想の達成に向けた病床の減少を対象としております。あらかじめ、上記項目を整理いただいた上で、事業計画の提出をお願いします。
〇支給要件となります地域医療構想調整会議における議論及び医療審議会の意見聴取については、別様式の支給申請書（事業計画書）のほか、本様式に基づき、実施することとなりますが、追加で資料を依頼する場合がありますので、御了承ください。

別シート

病床機能再編支援事業計画書（単独）

医療機関名	山形県立新庄病院

区分		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	合計	
								うち支援区分3区分（※）の合計
平成30年度病床機能報告（A）	許可病床数	5	407	40			452	412
	稼働病床数	4	342	40		66	452	346
令和元年度病床機能報告（B）	許可病床数	5	407	40			452	412
	稼働病床数	4	342	40		66	452	346
令和2年4月1日時点（C）	許可病床数	5	407	40			452	412
	稼働病床数	4	297	40		111	452	301
令和5年秋時点（計画完了時）（D）	許可病床数	10	261	50			321	271
	稼働病床数	10	261	50			321	271
削減病床数~~(A)－(D)~~（C）－（D） ※(A)(C)稼働病床数、（D）許可病床数	許可病床数	−6	36	−10	0	111	131	30

※対象3区分＝高度急性期、急性期、慢性期

■病床融通に関する概要

（地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。）

■回復期又は介護医療院への病床転換の有無

（回復期又は介護医療院へ転換する病床の有無を記載。また、転換予定がある場合はその概要を記載。）

対象3区分の削減病床数30床のうち、10床を回復期（地域包括ケア病棟）に転換。
回復期（地域包括ケア病棟）は40床から50床に増床。

※　給付金支給対象の病床数（削減病床数）については、病床融通数及び回復期等への転換病床数で調整されるため、上記削減病床数と必ずしも一致するものではない（別添支給申請書のとおり）

資料4－6

再検証要請対象医療機関の対応状況

令和元年度に、厚生労働省が「再編統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的病院等」として公表したリストに掲載された県内7病院の対応状況は、下表のとおり。

構想区域	医療機関名	病床転換等の状況	対応状況
村山	天童市民病院	令和元年度に、急性期病床54床を回復期病床へ転換	対応済
	県立河北病院	令和2年度に、急性期病床60床を減じ、10床を回復期病床へ転換	要検討
	寒河江市立病院	平成30年度に、急性期病床38床を減じ、26床を回復期病床へ転換	要検討
	朝日町立病院	平成30年度に急性期病床10床を減じ、令和元年度に急性期病床50床を回復期病床へ転換	対応済
最上	町立真室川病院	令和2年度に、急性期病床55床を回復期病床へ転換	対応済
置賜	公立高畠病院	令和元年度に、急性期病床42床を回復期病床へ転換することを合意済み	対応済
庄内	酒田市立八幡病院（現：八幡クリニック）	平成30年度に、急性期病床46床を減じ、山形県・酒田市病院機構へ移管統合	対応済

資料4－7

地 域 医 療 構 想 の 進 め 方

○地域医療構想の実現に向けた取組みについては、2022年度（令和4年度）及び2023年度（令和5年度）において、民間病院も含めた各医療機関の具体的対応方針の策定や検証・見直しを行うこととされた。
○公立病院については、病院ごとに「公立病院経営強化プラン（案）」を対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議することとされている。
○下記の調整会議やWGの開催時期・回数については、各地域の検討状況やその他議題の検討に合わせ、各総合支庁が調整する。

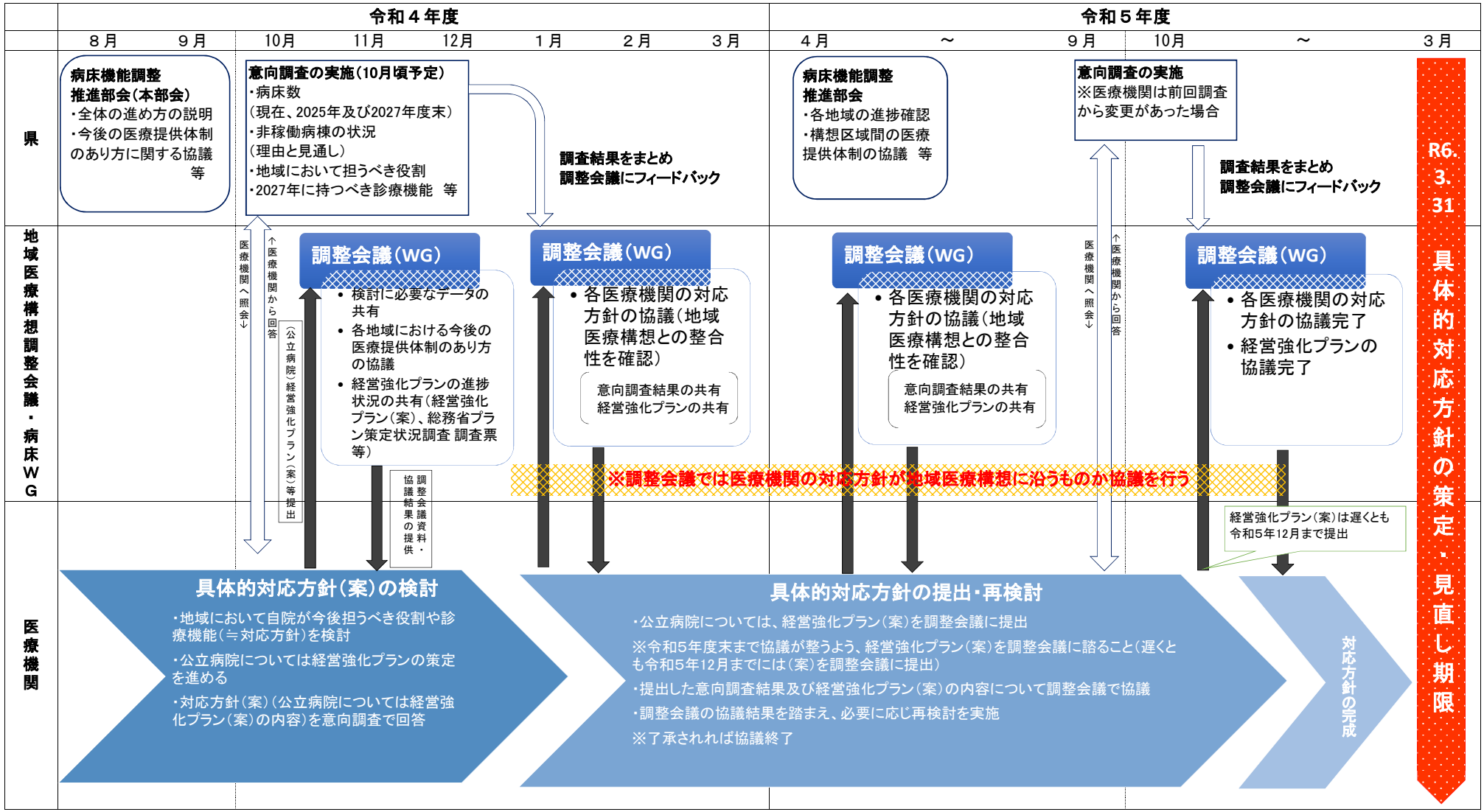

2025年以降における地域医療構想について

○　地域医療構想については、これまでもPDCAサイクルや都道府県の責務の明確化による取組の推進を行ってきており、現在の2025年までの取組を着実に進めるために、PDCAも含め責務の明確化による取組の強化を図っていく。

○　さらに、2025年以降についても、今後、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃を視野に入れつつ、新型コロナ禍で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想を策定する必要がある。そのため、現在の取組を進めつつ、新たな地域医療構想の策定に向けた課題整理・検討を行っていく。

（検討のスケジュールのイメージ）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
新しい地域医療構想の検討・取組		国における検討・制度的対応		都道府県における策定作業	新たな構想に基づく取組
現行の地域医療構想の取組	構想に基づく取組				

全世代型社会保障構築会議　議論の中間整理（令和4年5月17日）

6. 医療・介護・福祉サービス

○　今後の更なる高齢化の進展とサービス提供人材の不足等を踏まえると、医療・介護提供体制の改革や社会保障制度基盤の強化の取組は必須である。まずは、「地域完結型」の医療・介護提供体制の構築に向け、地域医療構想の推進、地域医療連携推進法人の活用、地域包括ケアシステムの整備などを、都道府県のガバナンス強化など関連する医療保険制度等の改革と併せて、これまでの骨太の方針や改革工程表に沿って着実に進めていくべきである。

　加えて、今回のコロナ禍により、かかりつけ医機能などの地域医療の機能が十分作動せず総合病院に大きな負荷がかかるなどの課題に直面した。かかりつけ医機能が発揮される制度整備を含め、機能分化と連携を一層重視した医療・介護提供体制等の国民目線での改革を進めるべきである。

　2025年までの取組となっている地域医療構想については、第8次医療計画（2024年～）の策定とあわせて、病院のみならずかかりつけ医機能や在宅医療等を対象に取り込み、しっかり議論を進めた上で、さらに生産年齢人口の減少が加速していく2040年に向けたバージョンアップを行う必要がある。

※厚生労働省作成

資料５－１

地域医療介護総合確保基金に係る令和４年度実施事業概要及び令和３年度事業実績について

１　趣旨

都道府県毎に設置する「地域医療介護総合確保基金」（国 2/3、県 1/3）を活用して実施する事業について、令和４年度の実施事業概要と令和３年度に実施した事業の実績をとりまとめたもの。

２　令和４年度内示額

【医療分】848,119 千円
【介護分】370,065 千円

３　令和４年度基金実施事業概要

⇒　資料５－２のとおり

４　令和３年度事業実績

⇒　資料５－３、５－４のとおり

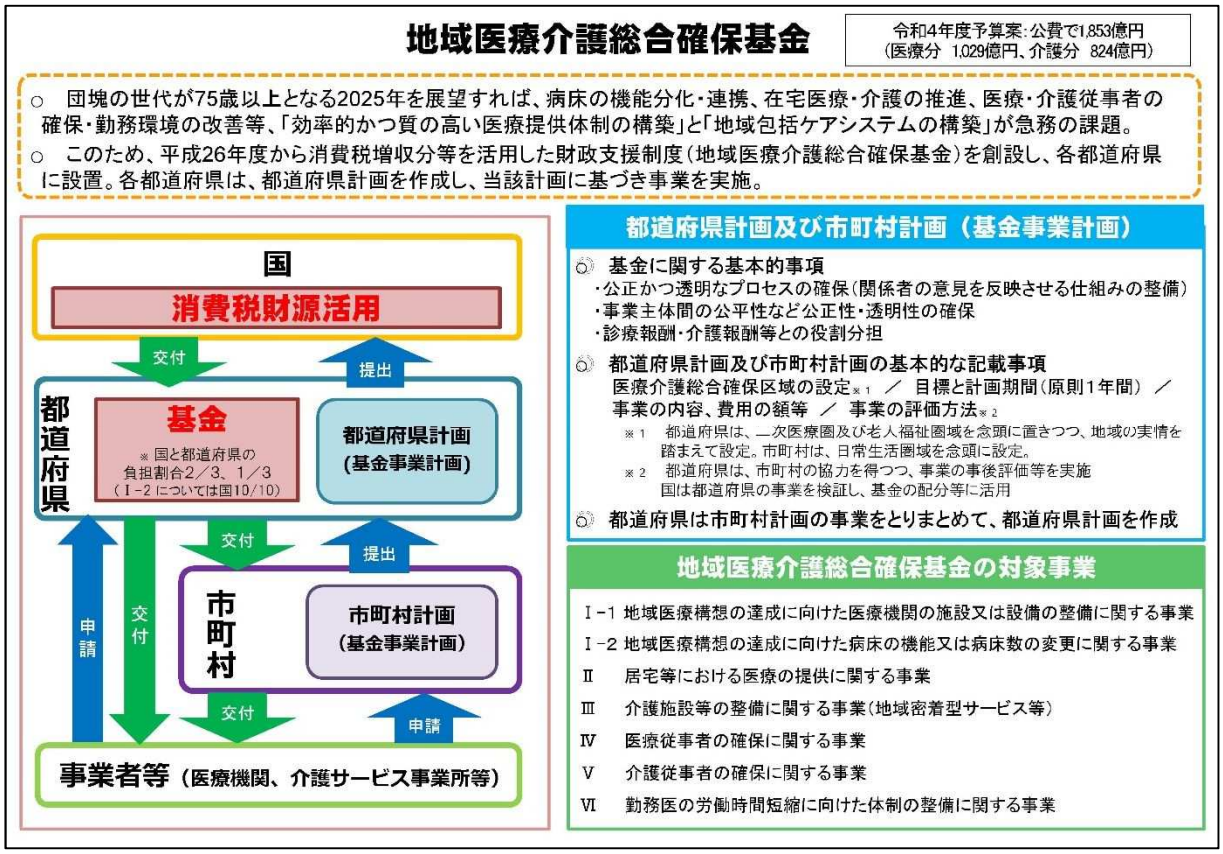

資料5－2

令和4年度地域医療介護総合確保基金【医療分】に係る計画事業について

（単位：千円）

	事業名	事業概要	計画額	備考
1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備			**613,100**	
No1	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	病床の機能分化・連携の推進に必要な施設・設備の整備に対する支援	574,920	
No2	医療機関間・医療介護の連携基盤整備事業	地域の医療機関間・医療介護の連携をコーディネートできる人材の育成 医療機関間・医療介護の連携に関する協議を行う連携会議等を実施	32,113	
No3	循環器病救急搬送体制整備事業	医療機関及び消防機関に心電図伝送システムを導入する	6,067	新規
1-2. 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更			**25,080**	
No4	病床機能再編支援給付金事業	医療機関が地域の各構想区域及び関係者間の合意の上行う自主的な病床削減や病院の統合により廃止する病床数に応じた給付金を支給	25,080	新規
2. 居宅等における医療の提供			**54,082**	
No5	在宅医療推進協議会の設置・運営	在宅医療関係者等で構成する多職種協働による在宅医療推進協議会を設置する。	491	
No6	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	地域連携クリティカルパスや入退院調整ルールの運用促進を図るための地域の取組について支援するとともに、持続的な在宅療養に資する遠隔診療の導入・体制構築に向けたモデル事業を実施	24,924	
No7	救急救命体制整備促進事業	在宅療養者の脳卒中発症時、いち早く家族等の看護者が察知できるよう普及啓発を行う人材を育成するための、講習会を開催	204	
No8	在宅療養・緩和ケア等の連携支援	山形県がん診療連携指定病院である鶴岡市立荘内病院が実施する在宅療養や緩和ケア等の連携事業への補助	2,500	
No9	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備事業	在宅歯科医療連携室（県歯科医師会委託）を運営	3,416	
No10	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅歯科診療を実施する歯科医師等への研修の実施	1,000	
No11	在宅歯科医療を実施するための設備整備事業	在宅歯科診療を実施する歯科医師への設備整備補助	7,599	
No12	医療的ケア児支援体制整備事業費	成人在宅医に小児の在宅医療にも対応してもらうための研修を実施 講義及び実習による支援者養成研修を実施	1,705	
No13	精神障がい者の地域生活移行支援事業	精神科病院を退院した精神障がい者の地域生活の継続と再入院の防止、精神障がい者の日中の活動場所の確保などを推進するため、相談支援体制を強化	2,044	
No14	発達障がい者支援体制整備事業	臨床心理士等のコメディカルを医療機関に配置 うつ等二次障がいを持つ発達障がい者が、医療を受けながら地域で生活できる環境整備を図るため、関係機関による連携会議等を開催	10,199	
3. 医療従事者の確保			**563,182**	
No15	地域医療支援センター運営事業	県医師修学資金の貸与、医師少数区域等への代診医派遣、医学生・研修医に対する情報提供、地域医療実習の開催、医療機関における医師確保に向けた取組みへの支援等を実施	132,665	
No16	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築事業	医師等がキャリア形成を図りながら県内に定着するための研究のほか、山形大学医学部生の県内定着に向けた研究を行う寄附講座を山形大学医学部に設置	35,489	
No17	地域医療対策協議会における調整経費	地域医療対策協議会において、医師派遣に関する事項や医師確保計画において定める事項等を協議	2,137	

	事業名	事業概要	計画額	備考
No18	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医等に分娩手当や新生児担当医手当等を支給する医療機関に対し財政的支援を行うとともに、新生児科医を確保するための医学生向け講習会を実施	12,030	
No19	周産期医療に従事する医師、看護師等の資質の向上を図るための研修	周産期救急及びハイリスク分娩等に効果的に対処できる知識や能力の習得のため、医師や助産師等を対象にした症例検討や講義、実地訓練等を行う研修会等を実施	1,424	
No20	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	各地区医師会において、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急研修の実施を支援	1,716	
No21	女性医師等の離職防止や再就業の促進	女性医師の就業継続を総合的に支援するため、女性医師支援ステーションの運営、女性医師の就労環境の改善に取り組む病院への財政的支援を実施する	20,059	
No22	新人看護職員の質の向上を図るための研修	新人看護職員研修を実施する病院等への研修経費の助成	12,968	
No23	看護職員の資質の向上を図るための研修	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等の実施及び病院等に対する支援 災害支援ナースの登録者増加のための広報活動と、スキルアップのための研修会の実施。	27,781	
No24	離職防止を始めとする看護職員の確保対策	外部有識者を入れた会議を開催し、看護職員確保対策施策の評価・検証等の実施	544	
No25	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	民間立看護師等養成所に対し、運営費の助成	64,147	
No26	看護職員が都道府県内に定着するための支援	県内看護学生および中高生、県外看護学校に在籍する県出身者、再就業希望者を対象として県内病院の職場説明会の開催 看護職員への興味を啓発するイベントの実施及びUターン就職支援等の実施	15,665	
No27	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	県内看護師等学校養成所における県内地域医療を体験学習するセミナー実施経費の助成 経済的な原因による看護学校の中途退学を未然に防ぐため、看護学生に対する修学支援	121,450	
No28	看護師等養成所の施設・設備整備	看護師等養成所の初度設備整備に必要な経費を補助	10,867	
No29	勤務環境改善支援センターの運営	県内医療機関の勤務環境改善の取組みを支援する山形県医療勤務環境改善支援センターの運営及び医療機関を対象とした働き方改革に関する研修会の開催	1,703	
No30	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等）	院内保育施設を設置している病院等に対し、その運営に要する経費の助成	53,870	
No31	災害時医療提供体制推進事業	医療従事者、行政職員及び消防職員等による災害医療連絡調整会議を開催や研修会等の開催	5,026	
No32	後方支援機関への搬送体制整備	航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置運営訓練を実施するとともに、SCUに近い災害拠点病院が定期的なSCU資器材の使用訓練及びSCUへの搬送訓練を行う	3,914	
No33	救急搬送体制構築支援事業	救急車が概ね30分以内に到着しない地域を抱える市町村が、消防団等地域住民自らが医師を救急現場へ搬送する体制を整備し、医療の早期介入を図る。県は体制を整備した市町村に対し助成	534	
No34	休日・夜間の小児救急医療体制の整備	夜間・休日における小児救急医療体制を確保するため、必要な医師または看護師等の医療従事者を確保するために必要な経費に係る支援を行う	20,455	
No35	電話による小児患者の相談体制の整備	小児科医をはじめ医師の負担を軽減するため、夜間の電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う	18,286	
No36	歯科衛生士の確保対策事業	歯科臨床の現場を離れた歯科衛生士の復職支援と訪問歯科診療に対応できる人材を養成する研修の実施	452	
4. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備			**4,198**	
No37	地域医療勤務環境改善体制整備事業	医療機関が自ら作成した「勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画」に沿って取り組む医師の労働時間短縮に向けた事業に対し、財政的支援を行う。	4,198	
	合　計　【医療分】		**1,259,642**	

令和4年度地域医療介護総合確保基金【介護分】に係る計画事業について

（単位：千円）

	事業名	事業概要	計画額	備考
1. 介護施設等の整備に関する事業			**469,918**	
No1	社会福祉施設整備補助事業費（老人福祉施設）	地域密着型施設整備及び社会福祉施設の開設準備に係る経費を支援する市町村に対する補助	380,127	過年度積立分（H27補正予算分）により実施
No2	社会福祉施設整備補助事業費（老人福祉施設）	介護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを低減するため、簡易陰圧装置、換気設備の整備に対する助成	7,877	過年度積立分（H27補正予算分）により実施
	社会福祉施設整備補助事業費（老人福祉施設）	介護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを低減するため、簡易陰圧装置、換気設備の整備に対する助成	81,914	
2. 介護従事者の確保に関する事業			**573,670**	
No3	介護人材確保対策連携協働推進事業	関係機関・団体等と役割分担及び連携・協働を行う推進会議の運営　等	803	
No4	介護事業者認証評価事業	介護事業者による勤務環境・職場環境の改善に関する取組みに対して、基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業者に対して認証を付与	4,600	
No5	介護分野における戦略的広報推進事業	小学生向け介護の仕事体験イベントを開催、介護職員のプロの技術に焦点を当てた動画を作成し、イベント・SNS等により周知	5,720	新規
No6	老人クラブ助成事業費	山形県老人クラブ連合会に、事務お助け隊を1名配置し、市町村老人クラブ等に対して、会計関係の書類作成や補助金申請等に関する講習会等を開催するなど、事務手続きをサポート	3,000	新規
No7	介護職員初任者研修受講支援事業	介護現場で働いている無資格の職員に対して受講費の一部を助成	1,200	
No8	福祉人材確保緊急支援事業（福祉人材マッチング強化事業）	山形県福祉人材センターへのキャリア支援専門員配置による県内ハローワーク巡回相談等	8,648	
No9	介護人材のすそ野拡大事業	介護現場での就労を希望する高齢者、主婦、在日外国人、学生、教員を対象に介護助手として就労を前提とした研修と、介護助手としての事業所への就労に向けたマッチング支援事業の実施	4,842	
No10	介護職参入促進事業（福祉系高校修学資金貸付事業）	若者の介護分野への参入促進を行うため、福祉系高校の学生に修学資金の貸付を行うための原資を補助	10,032	
No11	介護職参入促進事業（介護分野就職支援金貸付事業）	他分野から介護職への参入促進を行うため、他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として就職する際の支援金の貸付を行うための原資を補助する事業	2,641	
No12	介護支援専門員資質向上事業（介護支援専門員指導者研修等への派遣）	介護支援専門員の法定研修の講師の質の確保・向上のため、厚生労働省等が開催する指導者向け研修等に、研修講師を派遣	279	
No13	介護支援専門員資質向上事業（専門研修課程Ⅰ・更新研修の実施）	就業後6か月以上、または介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する介護支援専門員を対象に法定研修を実施	2,100	
No14	介護支援専門員資質向上事業（専門研修課程Ⅱ・更新研修の実施	就業後3年以上、または介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する介護支援専門員を対象に法定研修を実施	3,255	
No15	介護支援専門員資質向上事業（主任介護支援専門員の養成）	専任の介護支援専門員の実務期間が5年以上の者を対象に主任介護支援専門員を養成するための法定研修を実施	1,800	

	事業名	事業概要	計画額	備考
No16	介護支援専門員資質向上事業（主任介護支援専門員指導者研修会への派遣）	主任介護支援専門員の法定研修の講師の質の確保・向上のため、厚生労働省等が開催する指導者向け研修等に、研修講師を派遣	112	
No17	介護支援専門員資質向上事業（主任介護支援専門員更新研修の実施）	主任介護支援専門員研修修了証の有効期限が概ね2年以内に満了する者を対象に、更新のための法定研修を実施	1,404	
No18	介護支援専門員資質向上事業（主任介護支援専門員研修向上会議）	主任介護支援専門員の法定研修の適正な実施のため、研修内容の評価を行うとともに、研修講師、ファシリテーターを養成	404	
No19	介護支援専門員資質向上事業（介護支援専門員研修向上会議）	介護支援専門員の法定研修の適正な実施のため、県担当、研修実施機関、研修の講師等を構成員とした、研修の評価検討を行う会議を実施	299	
No20	福祉人材確保緊急支援事業（離職介護人材の再就業促進事業）	山形県福祉人材センターに専任職員1名を配置し、届出制度の周知啓発、届出システムの運用、届出者への情報提供、就職面接会等を実施	4,167	
No21	認知症介護実践者等養成事業	介護サービス事業所の管理者及び従事者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術等を習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るため従事者研修等を実施	1,374	
No22	地域包括ケアシステム構築推進事業費	市町村が実施する地域ケア会議に理学療法士等リハビリ職の専門職を派遣し、地域ケア会議への助言を実施	1,942	
No23	地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	訪問看護サービス提供体制整備事業	9,666	
No24	脳卒中・心筋梗塞発症登録評価研究に基づく介護予防の推進に資する指導者育成事業	脳卒中・心筋梗塞の発症登録・評価研究を行い、発症状況や介護需要の動向予測などの研究結果を介護や介護予防に活かすため、医療・介護関係者等を対象にした研修を実施	4,997	
No25	介護施設等における防災リーダー養成等事業	介護職員等向けの防災研修の開催し、災害時に施設内で災害対策の中心となる職員を養成	1,000	
No26	介護職員相談窓口委託事業	介護職員の離職を防止するため気軽に相談できる窓口を設置	1,852	
No27	介護ロボット導入支援事業	介護サービス事業所が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成	78,501	一部過年度積立分（R3予算分）により実施
No28	介護事業所におけるICT導入支援事業	ICTを活用して介護記録から請求業務まで一気通貫して行うことができるよう、介護事業所における介護用ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用に対して助成	20,045	
No29	技能実習生等外国人介護職受入施設等支援事業	外国人介護人材を受け入れている介護施設・事業所が実施する学習支援、生活面の支援等に対して助成	6,600	
No30	新型コロナウイルス感染症対策介護関連事業※	新型コロナ感染防止のため、感染発生した施設・事業所への助成や感染防止対策のための施設・事業所への助成、感染発生施設への応援職員の派遣を実施	392,387	一部過年度積立分（R3予算分）により実施
合　計　【介護分】			**1,043,588**	

資料５－２　参考資料

令和４年度計画事業（医療分）

※令和４年度新規事業のみ掲載

事業の区分	Ⅰ-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				標準事業例	－
事業名	No	3	新規事業／継続事業	新規	【総事業費（計画期間の総額）】	
	循環器病救急搬送体制整備事業				6,067 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	全県域					
事業の実施主体	県、医療機関及び消防機関					
事業の期間	令和４年４月１日　～　令和５年３月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	・本県は急性心筋梗塞の死亡率が高く、また高齢者数が増加傾向にあり、今後、急性心筋梗塞による死亡者数はさらに増加すると見込まれている。急性期の治療効果を高め、救命率を向上させるとともに、予後を改善し、社会復帰率を高めることが求められており、山形県地域医療構想において、傷病者の症状に応じた迅速かつ適切な救急搬送及び受入れを図るため、医療機関と消防機関との連携や医療機関相互の連携を進めていくことが定められている。 ・令和３年度に山形県循環器病対策推進計画を策定し、救急隊が医療機関への搬送途上から早期にかつ適切に救命措置を行うことが救命率の向上につながることから、病院前救護におけるメディカルコントロール体制の整備の重要性が求められ、心電図伝送システムの導入が当該計画の重点取組み事項に位置付けられた。					
アウトカム指標	急性心筋梗塞の死亡率　R2：52　→　R4：52 以下					
事業の内容	急性心筋梗塞の疑いがある患者の病院到着から治療開始までの時間（DTBT）を短縮するため、医療機関及び消防機関に心電図伝送システムを導入する。導入に当たっては、運用手順の取り決めによる確実なデータ伝送により、治療開始までの時間短縮や治療体制（機器の準備、スタッフ招集等）の効率化に医療機関及び消防機関が一体となって取り組むものとする。					
アウトプット指標	未導入二次医療圏　R3：３　→　R4：２以下					
アウトカムとアウトプットの関連	心電図伝送システムの導入により、病院到着前に治療方針を立てることができるようになり、治療準備及び適切な搬送が可能となるため、救命率の向上と予後の改善による入院期間の短縮や速やかな在宅療養への移行が可能となる。					
地域医療構想の関係性及びスケジュール（注１）						
事業に要する費用の額	金額	総事業費（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）	（千円）6,067	基金充当額（国費）における公民の別（注２）	公	（千円）
	基金	国（Ａ）	（千円）4,045			
		都道府県（Ｂ）	（千円）2,022		民	（千円）
		計（Ａ＋Ｂ）	（千円）6,067			うち受託事業等（再掲）（注３）（千円）
	その他（Ｃ）		（千円）			
備考（注４）						

事業の区分	Ⅰ-2　地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業				標準事業例	－
事業名	No	4	新規事業／継続事業	新規	【総事業費（計画期間の総額）】	
	病床機能再編支援給付金事業				25,080 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域					
事業の実施主体	医療機関					
事業の期間	令和４年４月１日　～　令和５年３月３１日					
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想において必要となる機能区分毎の病床を確保するため、病床の機能転換整備を推進する必要がある。					
アウトカム指標	令和４年度基金を活用して再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数 医療機関数　１医療機関 急性期病床　１９床を廃止					
事業の内容	医療機関が地域の各構想区域及び関係者間の合意の上行う自主的な病床削減や病院の統合により廃止する病床数に応じた給付金を支給する。					
アウトプット指標	対象となる医療機関数　１医療機関（令和４年度）					
アウトカムとアウトプットの関連	地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ、自主的に病床数を減少する医療機関に対し財政支援を行うことにより、地域医療構想の実現に向けた取組みの促進を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費（Ａ＋Ｂ）	（千円）25,080	基金充当額（国費）における公民の別（注１）	公	（千円）
	基金	国（Ａ）	（千円）25,080		民	（千円）25,080
	その他（Ｂ）		（千円）			
備考（注２）						

令和４年度計画事業（介護分）

※令和４年度新規事業のみ掲載

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業					
	（大項目）参入促進 （中項目）介護人材の「すそ野」拡大 （小項目）地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業					
事業名	【No. ３（介護分）】 介護分野における戦略的広報推進事業			【総事業費（計画期間の総額）】 5,720千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域					
事業の実施主体	山形県（(一社）山形県老人福祉施設協議会、(一社）ＫＡｉＧＯ　ＰＲｉＤＥへ委託）					
事業の期間	令和４年４月１日～令和５年３月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	人手不足が深刻化する介護業界のイメージ改善を図り、介護人材の担い手の確保することが急務となっている。					
	アウトカム指標： 介護職員の需給ギャップの解消					
事業の内容	① 小学生向け介護の仕事体験イベントを開催 ② 介護職員のプロの技術に焦点を当てた動画を作成し、イベント・SNS等により周知					
アウトプット指標	お仕事体験イベント参加者100人、イメージアップ動画の放映５回					
アウトカムとアウトプットの関連	仕事体験イベントを通して将来的な介護人材の確保につなげるとともに、イベントの周知や動画の視聴を増やすことによりを介護業界のイメージアップを図り、人材確保につなげる					
事業に要する費用の額	金額	総事業費（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）	（千円）5,720	基金充当額（国費）における公民の別（注１）	公	（千円）
		基金 国（Ａ）	（千円）3,813			
		都道府県（Ｂ）	（千円）1,907		民	（千円）3,813
		計（Ａ＋Ｂ）	（千円）5,720			うち受託事業等（再掲）（注２）（千円）5,720
		その他（Ｃ）	（千円）			
備考（注３）						

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業					
	（大項目）参入促進 （中項目）介護人材の「すそ野」拡大 （小項目）地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業					
事業名	【No.4（介護分）】 老人クラブ助成事業費			【総事業費（計画期間の総額）】 3,000 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域					
事業の実施主体	一般社団法人山形県老人クラブ連合会					
事業の期間	令和４年４月１日～令和５年３月 31 日					
背景にある医療・介護ニーズ	老人クラブの会員の高齢化等により、会計処理、事業報告、補助金申請等の事務作業が負担となり、老人クラブ活動の継続が困難となっている。					
	アウトカム指標：市町村等老人クラブ活動の継続					
事業の内容	山形県老人クラブ連合会に、事務お助け隊を１名配置し、市町村老人クラブ等に対して、会計関係の書類作成や補助金申請等に関する講習会等を開催するなど、事務手続きをサポートする、					
アウトプット指標	講習会等の開催回数　４回					
アウトカムとアウトプットの関連	講習会等の開催など、事務負担軽減に向けた取組みを行うことで市町村等老人クラブ活動の継続を支援する。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）	（千円）3,000	基金充当額（国費）における公民の別（注１）	公	（千円）
		基金 国（Ａ）	（千円）2,000			
		都道府県（Ｂ）	（千円）1,000		民	（千円）2,000
		計（Ａ＋Ｂ）	（千円）3,000			うち受託事業等（再掲）（注２）（千円）2,000
		その他（Ｃ）	（千円）			
備考（注３）						

資料５－３

地域医療介護総合確保基金【医療分】に係る令和3年度計画事業実績（一覧）

（単位：千円）

	事業名	事業概要	総事業費（R3実施分）	アウトプット		備考
				目標値	達成値	
1．病床の機能分化・連携						
No1	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	ICTを活用した地域医療ネットワークの充実等による医療連携の推進	4,180	ネットワークに参加する医療機関の数：509機関	ネットワークに参加する医療機関の数：523機関	
No2	医療機関間・医療介護の連携基盤整備事業	医療機関間・医療介護の連携基盤を整備するため、地域の医療機関間・医療介護の連携をコーディネートできる人材の育成医療機関間で患者情報を共有できるシステムの導入など設備整備に対する支援	21,385	病床機能分化連携を行う医療機関数：5機関	病床機能分化連携を行う医療機関数：1機関	令和3年度に調整会議等で病床機能分化連携について合意を得た医療機関数
過年度分活用	病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備	病床転換に係る施設整備への支援	77,986	対象医療機関数：1機関	対象医療機関数：1機関	
2．在宅医療・介護サービスの充実						
No3	在宅医療推進協議会の設置・運営	在宅医療推進協議会の開催	0	在宅医療推進協議会の開催回数：1回	在宅医療推進協議会の開催回数：0回	地域医療構想調整会議に代替する協議の場を設けた
No4	在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	入院時から在宅療養に至るまでの円滑な移行を図るとともに、持続的な在宅療養に資する遠隔診療の導入・体制構築に向けた研修等を実施	1,409	退院支援に係る施設基準を取得している病院数：32機関	退院支援に係る施設基準を取得している病院数：33機関	
No5	救急救命体制整備促進事業	在宅療養者の脳卒中発症時、いち早く家族等の看護者が察知できるよう普及啓発を行う人材を育成するため、講習会を開催	0	講習会受講者数：25人	講習会受講者数：0人	新型コロナの影響により中止
No6	在宅療養・緩和ケア等の連携支援	山形県がん診療連携指定病院である鶴岡市立荘内病院が実施する在宅療養や緩和ケア等の連携事業への補助	2,500	地域のかかりつけ医等を対象にした研修会の参加者数：50名	地域のかかりつけ医等を対象にした研修会の参加者数：26名	
No7	在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備事業	在宅歯科医療連携室（県歯科医師会）への職員配置	2,191	訪問歯科診療相談件数：15件 在宅歯科医療機器の貸出件数：50件	訪問歯科診療相談件数：15件 在宅歯科医療機器の貸出件数：0件	新型コロナの影響により、訪問歯科診療件数減
No8	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	在宅歯科診療を実施する歯科医師への研修の実施	805	講習を受けた歯科医師等：100人	講習を受けた歯科医師等：90人	
No9	在宅歯科医療を実施するための設備整備事業	在宅歯科診療を実施する歯科医師への設備整備補助	7,602	在宅歯科診療を実施する診療所への補助：10か所	在宅歯科診療を実施する診療所への補助：6か所	新型コロナの影響により、訪問歯科診療件数減
No10	医療的ケア児支援体制整備事業	成人在宅医に対し、小児の在宅医療にも対応してもらうため、必要な医療的知識・技能を習得する研修会の開催	741	研修会参加者数：40人	研修会参加者数：18人	
No11	精神障がい者の地域生活移行支援事業	精神科病院を退院した精神障がい者に対する相談支援体制の強化を通じて、地域生活の維持・継続を図るための支援等	1,226	相談支援事業所、就労継続支援事業所等の「地域移行に係る支援技法研修会」参加者数：130人	相談支援事業所、就労継続支援事業所等の「地域移行に係る支援技法研修会」参加者数：29人	

（単位：千円）

	事業名	事業概要	総事業費 （R3実施分）	アウトプット		備考
				目標値	達成値	
No12	発達障がい者支援体制整備事業	臨床心理士等のコメディカルを医療機関に配置し、保護者や保育士等の身近な支援者に発達障がい児への適切な関わり方等の助言を行う うつ等二次障がいを持つ発達障がい者が、医療を受けながら地域で生活できる環境整備を図るため、関係機関による連携会議等を開催	15,869	在宅医療体制推進のための連携会議開催回数：8回 コメディカル配置医療機関（1か所）の相談件数：延700人	在宅医療体制推進のための連携会議・研修会開催回数：26回 コメディカル配置医療機関（1か所）の相談件数：延750人	
3. 医療従事者の確保						
No13	地域医療支援センター運営事業	地域医療支援センター事業（医師修学資金貸付、医師少数区域等への代診医派遣　等）	195,900	代診医派遣・斡旋回数：延べ260人以上 県医師修学資金新規貸与者数：24人以上	代診医派遣・斡旋回数：延べ558人 県医師修学資金新規貸与者数：22人	
No14	医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築事業	医師等がキャリア形成を図りながら県内に定着するための研究や実践等を行う寄附講座を山形大学医学部に設置	30,134	山形大学医学部への寄附講座設置	山形大学医学部への寄附講座設置	
No15	地域医療対策協議会における調整経費	医師確保・定着を図るための協議会開催経費	287	地域医療対策協議会の開催：2回	地域医療対策協議会の開催：2回	
No16	産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	産科医、新生児担当医の処遇改善を目的に支給される手当の一部支援、新生児科医確保に係る講習会の開催	9,245	NICU勤務医に対する処遇改善手当を支給する医療機関数：2施設以上 分娩手当支給医療機関への財政支援：11機関	NICU勤務医に対する処遇改善手当を支給する医療機関数：2施設 分娩手当支給医療機関への財政支援：11機関	
No17	周産期医療に従事する医師、看護師等の資質の向上を図るための研修	周産期救急及びハイリスク分娩等に効果的に対処できる知識や能力の習得のため、医師や助産師等を対象にした症例検討や講義、実地訓練等を行う研修会等を実施	565	研修会等実施回数：7回 研修への延べ参加者数：200名	研修会等実施回数：4回 研修への延べ参加者数：166名	
No18	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	各地区医師会において、地域の小児救急医療体制の補強及び小児科医以外の医師の小児診療に係る知識・技術の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急研修の実施を支援	451	研修参加者数：150人	研修参加者数75人	
No19	女性医師等の離職防止や再就業の	女性医師支援ステーションの運営、女性医師の就労環境整備支援	12,228	就労環境の改善に取り組む医療機関数：1機関以上	就労環境の改善に取り組む医療機関数：3機関	
No20	新人看護職員の質の向上を図るための研修	新人看護職員研修を実施する病院等への研修経費を助成	10,690	県内医療機関における新人採用者に対する確実な研修の実施：30医療機関	県内医療機関における新人採用者に対する確実な研修の実施：29医療機関	
No21	看護職員の資質の向上を図るための研修	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等の実施及び病院等に対する支援 災害支援ナースの登録者増加のための広報活動と、スキルアップのための研修会実施	17,875	特定行為研修又は認定看護師教育課程を受講する看護師等への研修受講費等の助成：20人	特定行為研修又は認定看護師教育課程を受講する看護師等への研修受講費等の助成：30人	
No22	離職防止を始めとする看護職員の確保対策	外部有識者を入れた会議の開催を開催し、看護職員確保対策施策の評価・検証等を実施	243	外部有識者が参画する会議の開催：1回	外部有識者が参画する会議の開催：1回	
No23	看護師等養成所における教育内容の向上を図るための体制整備	看護師等養成所運営費補助事業（民間立等看護師等養成所に対する運営経費助成）	53,125	補助対象校：5校	補助対象校：4校	

（単位：千円）

	事業名	事業概要	総事業費 （R3実施分）	アウトプット		備考
				目標値	達成値	
No24	看護職員が都道府県内に定着するための支援	県内看護学生や再就業希望者等を対象として県内病院の職場説明会の開催 看護職員への興味を啓発するイベントの実施・Uターン就職支援等の実施	11,651	県内病院等職場説明会への参加人数：100人	県内病院等職場説明会への申込人数：104人	
No25	医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	地域医療体験セミナー事業、看護職員修学資金貸付	105,707	地域医療体験セミナーの実施学校数：5校 看護学生への修学支援：80名	地域医療体験セミナーの実施学校数：2校 看護学生への修学支援：80名	
No26	看護師等養成所の施設・設備整備	民間立看護師等養成所の施設増改築に要する工事費等の助成	0	県内病院等職場説明会への参加人数：150人	県内病院等職場説明会への申込人数：112人	
No27	勤務環境改善支援センターの運営	県内医療機関の勤務環境改善の取組みを支援する山形県医療勤務環境改善支援センターの運営 医療機関を対象とした働き方改革に関する研修会の開催	390	医療機関を対象とした働き方改革に関する研修会の開催：2回	医療機関を対象とした働き方改革に関する研修会の開催：2回	
No28	各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援（医療クラーク、ICTシステム導入、院内保育所整備・運営等）	病院内保育所運営費補助事業	42,998	院内保育所設置施設への補助：15件	院内保育所設置施設への補助：15件	
No29	災害時医療提供体制推進事業	医療従事者、行政職員、消防等救助関係者によるチーム医療体制推進会議の開催や研修会等の開催	911	チーム医療体制推進に係る会議の回数：5回 災害医療に係る研修会等の開催：2回	チーム医療体制推進に係る会議の回数：0回 災害医療に係る研修会等の開催：1回	新型コロナの影響により規模縮小
No30	後方支援機関への搬送体制整備	航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置運営訓練を実施するとともに、SCUに近い災害拠点病院にSCU資機材（医療機器）を配置し、当該病院のDMATが定期的な使用訓練を実施	2,699	SCUに係る訓練の回数：1回	SCUに係る訓練の回数：0回	天候不良により中止
No31	救急搬送体制構築支援事業	救急車が概ね30分以内に到着しない地域を抱える市町村のうち、当該地域の救命処置開始時間を短縮するため、地域住民自らが、医師等を救急現場へ移送する取組みに対する支援	522	取組みを行う市町村：2市町村	取組みを行う市町村：1市町村	
No32	休日・夜間の小児救急医療体制の整	夜間・休日における小児救急医療体制を確保するために必要な医師・看護師等の医療従事者を確保するために必要な経費に係る支援	15,648	休日・夜間の小児救急医療体制の整備 ・常勤（土日祝日）：2病院 ・オンコール：7病院	休日・夜間の小児救急医療体制の整備 ・常勤（土日祝日）：2病院 ・オンコール：7病院	
No33	電話による小児患者の相談体制の整	小児科医をはじめ医師の負担を軽減するため、夜間の電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う	11,568	相談件数：4,400件	相談件数：3,213件	
No34	歯科衛生士の確保対策事業	臨床の現場を離れた歯科衛生士の復職支援と訪問歯科診療ができる歯科衛生士を養成するための研修会を実施	439	研修を受けた歯科衛生士数：50人	研修を受けた歯科衛生士数：40人	
4. 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備						
No35	地域医療勤務環境改善体制整備事業	医療機関が自ら作成した「勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画」に沿って取り組む医師の労働時間短縮に向けた事業に対し、財政的支援を行う	14,152	医師の労働時間短縮に向けた事業への財政支援：1機関	医師の労働時間短縮に向けた事業への財政支援：1機関	

資料５－３　参考資料

令和３年度計画事業の事後評価（医療分）

事業の区分	Ⅰ－１．地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.１（医療分）】 ＩＣＴを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	【総事業費】 4,180 千円
事業の対象となる区域	庄内区域	
事業の実施主体	各ネットワーク協議会等	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化を推進するためには医療機関相互のネットワーク構築による医療機関間・医療介護の連携が不可欠であり、対象施設の拡大などネットワーク化を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域医療情報ネットワークの登録患者数 90,438 人（H30 年度末）　→　106,000 人（R3 年度末）	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化を推進するため、病院・診療所・介護施設等で切れ目のない医療情報連携を可能とするよう、地域連携クリティカルパスの電子化に向けた一部機能の追加により、介護施設など対象施設の拡大や連携強化を図り、ICT を活用した医療機関等相互のネットワーク化を進める。	
アウトプット指標（当初の目標値）	ネットワークの参加施設数 506 機関（R 元年度末）　→　509 機関（R3 年度末）	
アウトプット指標（達成値）	ネットワークに参加する参加施設の数 528 機関（R3 年度末）	
事業の有効性・効率性	事後１年以内のアウトカム指標：地域医療情報ネットワークの登録患者数　140,074 人（R3 年度末）	
	（１）事業の有効性 ICT を活用した医療機関等相互のネットワーク化を進めたことにより、病床の機能分化を推進する体制の整備が整いつつある。 **（２）事業の効率性** 医師会と連携して事業に取り組むことで、医師会からネットワーク化の有効性について各医療機関に周知されたことにより、ネットワークへの医療機関の参加について効率的に進めることができた。	
その他		

事業の区分	Ⅰ－１地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.２（医療分）】 医療機関間・医療介護の連携基盤整備事業	【総事業費】 21,385 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	郡市地区医師会、医療機関等	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床機能の分化連携を推進するためには、入院患者が病状に応じた病床機能等へ円滑に移行できるよう、医療機関間・医療介護の連携基盤の整備が不可欠である。	
	アウトカム指標：基金を活用して整備を行う不足している病床機能毎（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の病床数 回復期の病床(H29:1,750 床⇒R3:2,110 床)	
事業の内容（当初計画）	医療機関間・医療介護の連携基盤を整備するための取組みとして、地域の医療機関間・医療介護の連携をコーディネートできる人材の育成、地域における転退院支援など医療機関間・医療介護の連携に関する協議を行う連携会議等を実施することにより、病床機能の分化連携を推進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	病床機能分化連携を行う医療機関　５機関	
アウトプット指標（達成値）	病床機能分化連携を行う医療機関　１機関 （令和３年度に調整会議等で病床機能分化連携について合意を得た医療機関数）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標：基金を活用して整備を行う不足している病床機能毎（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）の病床数　　回復期の病床(R1:2,193 床→R2:2,264 床)	
	（１）事業の有効性 コーディネーターの養成や多職種協働体制構築により、医療機関間の連携や医療介護連携が進み、病床の機能分化を推進する体制が整備されてきている。 一方で、取組みはまだ一部にとどまっているため、当事業の継続と地域医療構想調整会議の更なる活性化により、医療機関の自主的な取組みを更に促す必要がある。 **（２）事業の効率性** 医師会と連携した取組みとすることにより、医療機関間の連携などにおいて、事業の効率性をより発揮できた。	
その他		

事業の区分	Ⅱ．居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No．３（医療分）】 在宅医療推進協議会の設置・運営	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、県医師会	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想の達成に向けては在宅医療提供体制の充実が不可欠であり、多職種協働による在宅医療推進協議会を設置する。	
	アウトカム指標：訪問診療の実施件数 8,893 件/月（H29 年度）→　9,671 件/月（R5 年度）	
事業の内容（当初計画）	県内の在宅医療の推進を図るため、在宅医療関係者等で構成する多職種協働による在宅医療推進協議会を設置する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療推進協議会の開催回数　１回（令和３年度末現在）	
アウトプット指標（達成値）	在宅医療推進協議会の開催回数　０回（令和３年度末現在）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：訪問診療の実施件数 8,893 件/月（H29 年度）→　9,009 件/月（R2 年度）	
	（１）事業の有効性 地域医療構想調整会議に代替する協議の場を設けたことから、令和３年度は在宅医療推進協議会を開催しなかった。 引き続き、本県の在宅医療提供体制を充実させるため、現状・課題やあるべき姿の共有、有効な取組みについての検討など、関係者間での協議を深めていく。 **（２）事業の効率性** 在宅医療推進協議会の事務局を県医師会と県が共同で持つことにより、県医師会との連携強化につながるほか、重複する会議の削減や意思決定の迅速化等が図られている。	
その他	第７次山形県保健医療計画における在宅医療の評価指標を「訪問診療の実施件数」としており、本事業のアウトカム指標と連動させているため、他の指標は適切でない。また、同指標は厚生労働省「医療施設静態調査」の数値を用いているが、当該調査は３年に１度の調査であり令和３年度の数値がない。 このため、令和３年度事後評価は、病院と地域・在宅医療の連携を評価する指標である「多職種連携による退院支援施設基準を取得している病院数」で代替する。 28 機関（H29 年度実績）→33 機関（R3 年度実績）	

事業の区分	Ⅱ．居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO．４（医療分）】 在宅医療に係る医療連携体制の運営支援	【総事業費】 1,409 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、各医療機関等	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想の達成に向け、それぞれの医療機関が地域における役割を踏まえ、急性期から回復期、慢性期、在宅医療まで、医療機関間・医療介護間相互の連携を一層進め、切れ目のない連携体制を構築する必要がある。	
	アウトカム指標：地域連携クリティカルパスに参加している医療機関数 285 機関（R 元年度末）　→　300 機関（R3 年度末）	
事業の内容（当初計画）	入院時から在宅療養に至るまでの円滑な移行を図るため、複数の医療機関・関係機関間のネットワークによる患者の診療情報の共有、共通の診療計画となる地域連携クリティカルパスや入退院調整ルールの運用促進を図るための地域の取組について支援するとともに、持続的な在宅療養に資する遠隔診療の導入・体制構築に向けた研修等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	退院支援に係る施設基準を取得している病院数 29 機関（R 元年度末）　→　32 機関（R3 年度末）	
アウトプット指標（達成値）	退院支援に係る施設基準を取得している病院数 33 機関（R3 年度末）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：地域連携クリティカルパスに参加している医療機関数　284 機関（R3 年度末）	
	（１）事業の有効性 本事業により地域の取組について支援したことで、退院支援に係る施設基準を取得している病院数は増加し、地域連携クリティカルパスに参加している医療機関についても、登録割合が増加しつつある。 **（２）事業の効率性** 研修会では、専門知識のある講師と受講者をオンラインで繋ぐことで従事時間の短縮となり、効率的に事業を実施した。	
その他		

事業の区分	Ⅱ．居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【N0. 5 （医療分)】 救急救命体制整備促進事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	村山地域、最上地域、置賜地域、庄内地域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	山形県では脳血管疾患による死亡率が全国最下位クラスにあり、その改善が課題となっている。 　発症後の早期治療が症状の悪化防止に非常に重要であるため、家庭内における早期発見に向けた取り組みが必要である。	
	アウトカム指標：山形県における脳血管疾患における粗死亡率（人口 10 万人当たり） 2015 年：148.3 人⇒2021 年：136 人 （出典：厚生労働省人口動態統計（確定数）の概況）	
事業の内容（当初計画）	在宅療養者の脳卒中発症時、いち早く家族等の看護者が察知できるよう普及啓発を行う人材を育成するため、講習会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	講習会受講者数：２５人	
アウトプット指標（達成値）	講習会受講者数：０人（新型コロナウイルス感染症の影響により講習会を中止とした。）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標： 　令和３年の山形県の脳疾患における粗死亡率（人口 10 万人当たり） 　148.3 人（平成 27 年）→124.4 人（令和３年） （出典：厚生労働省人口動態統計（確定数）の概況）	
	（１）事業の有効性 　本事業により山形県内で H28 年度から累計１０９名の救急関係者等が講習会を受講し、応急手当講習会において、本講習会の内容を踏まえた普及啓発活動を行っている。 　山形県内の脳血管疾患における粗死亡率は減少傾向にあることから本事業は有効性を示していると考えられる。 **（２）事業の効率性** 　令和３年度は新型コロナウイルス感染症の影響で開催会が中止となったが、各関係機関の受講率等を事前に調査し、地域間で受講率に偏りがないように調整している。 　未受講者が多い地域と隣接地域を合同で開催する予定で、最少の回数で開催を検討している。	
その他		

事業の区分	Ⅱ．居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 6 （医療分)】 在宅療養・緩和ケア等の連携支援	【総事業費】 2,500 千円
事業の対象となる区域	庄内地域	
事業の実施主体	鶴岡市立荘内病院	
事業の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	がんと診断された時から治療、在宅医療まで切れ目ないがん医療の提供が求められており、いつでもどこでも適切な医療サービスを受けられる保健医療提供体制の強化が必要となっている。	
	アウトカム指標：　がんの地域連携パス運用件数の増加 （R1 年度 183 件→R3 年度 200 件）	
事業の内容（当初計画）	山形県がん診療連携指定病院である鶴岡市立荘内病院が実施する在宅療養や緩和ケア等の連携事業への補助	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域のかかりつけ医等を対象にした研修会の参加者数 50 名	
アウトプット指標（達成値）	地域のかかりつけ医等を対象にした研修会の参加者数 26 名 ※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、参加者数が少なく、目標値に届かなかった。	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：Ｒ３年度末実績確定 がんの地域連携パス運用件数の増加（R1 年度 183 件→R3 年度 193 件）	
	（１）事業の有効性 　新型コロナウイルス感染症拡大の影響で会議件数の減少や書面開催への移行など事業見直しの必要は生じたが、これまでの取組みの効果で、鶴岡市立荘内病院主催の地域連携と医科歯科連携の協議会は、各々の活動のほか、合同で活動するなどして連携が深まっており、がん患者等に在宅利用・緩和ケアを提供するための医療・福祉・介護の連携ネットワークの強化につながっている。今後も、この連携ネットワークの維持・発展のため、工夫しながら事業を継続していく。 **（２）事業の効率性** 　地域連携と医科歯科連携の協議会が合同で事業を行い、効率的かつ効果的に事業が執行できた。	
その他		

事業の区分	Ⅱ．居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 7 （医療分）】 在宅歯科医療の実施に係る拠点・支援体制の整備事業	【総事業費】 2,191 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、山形県歯科医師会	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い、通院が困難な状態になった高齢者や在宅療養を行う人等に対し、必要な歯科医療が提供できるよう、在宅歯科診療体制の構築と共に、それらに対応できる人材の育成及び確保が求められている。	
	アウトカム指標：訪問歯科診療の実施件数（歯科介護給付費件数）12,327 件（R1 年度）→12,330 件（R3 年度）	
事業の内容（当初計画）	歯科医師又は歯科衛生士が常駐する在宅歯科医療連携室を運営し、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築に資する以下の業務を行う。 〇医科・介護等との連携調整窓口、〇在宅歯科医療希望者の窓口、〇在宅歯科医療や口腔ケア指導等を実施する歯科診療所の紹介、〇在宅歯科医療機器の貸出し、〇在宅歯科医療に関する広報	
アウトプット指標（当初の目標値）	・R3 年度訪問歯科診療相談件数 15 件 ・R3 年度在宅歯科医療機器の貸出件数 50 件	
アウトプット指標（達成値）	・R3 年度訪問歯科診療相談件数 15 件 ・R3 年度在宅歯科医療機器の貸出件数０件 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、訪問歯科診療件数が減少したため、機器貸し出しも行われなかった。	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標： 訪問歯科診療の実施件数（歯科介護給付費件数） 12,327 件（R1 年度）→10,717 件（R2 年度）→11,905 件（R3 年度） 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、訪問歯科診療件数が減少したが、令和２年度から令和３年度にかけて件数は増加しており事業の有効性は図られている。	
	（１）事業の有効性 令和２～３年度は新型コロナウイルスの影響により令和元年度と比較すると訪問歯科診療件数が減少したが、令和２年度から令和３年度にかけて件数は増加しており、コロナ禍においても本事業で多職種を対象とした研修会や、多職種間での在宅歯科医療推進に関する会議、県歯科医師会 HP での在宅歯科診療に関する広報活動などにより、多職種や関連団体等との連携を高められている。 **（２）事業の効率性** 委託先の山形県歯科医師会は専門的な歯科保健医療に関する幅広い知識を有しており、効果的に事業が執行できた。	
その他		

事業の区分	Ⅱ．居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 8 （医療分）】 在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するための研修の実施	【総事業費】 805 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、山形県歯科医師会	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い、通院が困難な状態になった高齢者や在宅療養を行う人等に対し、必要な歯科医療が提供できるよう、在宅歯科診療体制の構築と共に、それらに対応できる人材の育成及び確保が求められている。	
	アウトカム指標： 訪問歯科診療の実施件数（歯科介護給付費件数） 12,327 件（R1 年度）→12,330 件（R3 年度）	
事業の内容（当初計画）	在宅で療養する疾患を有する者に対する歯科保健医療を実施するため、歯科医師等を対象とした当該疾患に関する知識や歯科治療技術等についての講習会（山形県在宅歯科医師等養成講習会）を実施し、在宅歯科医療について専門性を持つ歯科医師等を養成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	講習を受けた歯科医師等 100 人（R3 年度）	
アウトプット指標（達成値）	講習を受けた歯科医師等 90 人（R3 年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標： 訪問歯科診療の実施件数（歯科介護給付費件数） 12,327 件（R1 年度）→11,905 件（R3 年度） 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、訪問歯科診療件数が減少した。	
	（１）事業の有効性 講習会の実施により、在宅歯科医療について専門性をもつ歯科医師等が養成されており、本事業は在宅歯科医療の推進に有効である。在宅歯科医療に取り組む歯科診療所が多い地域と少ない地域の格差があるため、引き続き山形県歯科医師会と協力して広報誌等で講習会開催の周知徹底や参加者の少ない地域の郡市地区歯科医師会に協力を求めるなど連携を図る。 **（２）事業の効率性** 委託先の山形県歯科医師会は専門的な歯科保健医療に関する幅広い知識を有しており、効果的に事業が執行できた。	
その他		

事業の区分	Ⅱ．居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No．９（医療分）】 在宅歯科医療を実施するための設備整備事業	【総事業費】 0 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、山形県歯科医師会	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い、通院が困難な状態になった高齢者や在宅療養を行う人等に対し、必要な歯科医療が提供できるよう、在宅歯科診療体制の構築と共に、それらに対応できる人材の育成及び確保が求められている。	
	アウトカム指標： 訪問歯科診療の実施件数（歯科介護給付費件数） 12,327 件（R1 年度）→12,330 件（R3 年度）	
事業の内容（当初計画）	山形県が開催する在宅歯科医師等養成講習会等を修了した歯科医師が常勤する歯科診療所に対して、在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等の初度設備に要する経費の一部を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科診療を実施する診療所への補助 10 か所（R3 年度）	
アウトプット指標（達成値）	在宅歯科診療を実施する診療所への補助６か所（R3 年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標： 訪問歯科診療の実施件数（歯科介護給付費件数） 12,327 件（R1 年度）→11,905 件（R3 年度） 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、訪問歯科診療件数が減少した。	
	（１）事業の有効性 新型コロナウイルス感染拡大の影響は受けているものの、令和２年度の訪問歯科診療の実施件数は 10,717 件であり、当該事業の活用により、訪問歯科診療実施件数は確実に増加（R2 比較＋1,188 件）している。 在宅歯科診療に積極的に取組む歯科診療所が多い地域と少ない地域の格差があるため、県歯科医師会や郡市地区歯科医師会と連携を図りながら在宅歯科医療の推進に取組む。 **（２）事業の効率性** 山形県が開催した在宅歯科医師等養成講習会を修了した歯科医師等に対して、本事業の周知を図ることにより、効率的に事業申請予定者を把握することができた。	
その他	過年度基金分により執行	

事業の区分	Ⅱ　居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.10（医療分）】 医療的ケア児支援体制整備事業	【総事業費】 741 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県医師会、山形大学医学部	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅で生活する医療的ケア児を地域で支えていくためには、医療、福祉、教育、保育、行政といった多様な職種の支援が必要となるため、各分野における支援者の育成が必要となる。	
	アウトカム指標： 医療的ケア児の受入れが可能な障害児通所支援事業所 20 事業所（R3.3）→24 事業所（R4.3）	
事業の内容（当初計画）	・成人在宅医に小児の在宅医療にも対応してもらうための研修を実施する。具体的には、成人在宅医の小児訪問診療に小児科主治医が同行し、小児疾患の特徴やケアの内容を伝達する。 ・各分野で支援に携わる多職種の人材確保及び質の向上のため、講義及び実習による支援者養成研修を実施し、支援に必要な医療的知識・技能を修得する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修参加者　40 人	
アウトプット指標（達成値）	研修参加者　18 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標： 医療的ケア児の受入れが可能な障害児通所支援事業所 20 事業所（R3.3）→22 事業所（R4.3）	
	（１）事業の有効性 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた集合研修を一部 web 研修に切り替え、受講者の確保に努めた。研修会開催により、医療的ケア児支援に対する理解が深まり、一定程度の効果が得られたが、アウトカム指標の医療的ケア児の受入れ可能な障害児通所事業所数は目標の達成に至らなかった。 **（２）事業の効率性** 研修会を web 形式で開催したことにより、研修資料の印刷経費の削減など、人員及び経費の効率化を図った。	
その他		

事業の区分	Ⅱ．居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.11（医療分）】 精神障がい者の地域生活移行支援事業	【総事業費】 1,226 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	精神科病院、精神保健福祉士協会	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病状は安定しているものの、退院後の受け入れ先がないなどの社会的入院患者が数多く存在している状況にあり、長期入院者等の退院促進及び地域定着の推進のための体制を整備する必要がある。	
	アウトカム指標：精神科病院在院期間１年以上の長期在院者数　　1,663 人（H29 年度）→1,563 人（R3 年度）	
事業の内容（当初計画）	精神科医療機関の院内委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘し地域における医療と福祉の連携体制を整備する。また、精神科病院を退院した精神障がい者の地域生活の継続と再入院の防止、精神障がい者の日中の活動場所の確保などを推進するため、相談支援体制を強化する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	相談支援事業所、就労継続支援事業所等の「地域移行に係る支援技法研修会」参加者数：130 人（Ｒ３年度） ※県内の相談支援事業所及び就労継続支援事業所 260×1/2	
アウトプット指標（達成値）	相談支援事業所、就労継続支援事業所等の「地域移行に係る支援技法研修会」参加者数：29 人（Ｒ３年度実績）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標：精神科病院在院期間１年以上の長期在院者数 1,663 人（H29 年度）→1,627 人（Ｒ３年度実績）	
	（１）事業の有効性 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の予定よりも研修会の開催回数を削減したため、参加者数は目標に到達しなかった。アウトカム指標の長期在院者数は目標の達成に至らなかったが、研修会開催により、精神障がい者の特性と支援手法についての理解が深まり、相談支援体制が強化された。 **（２）事業の効率性** 相談会について、区域ごとの集合開催日を設定し、当該地域のスタッフを中心に開催することで、人員及び経費の効率化を図った。	
その他		

事業の区分	Ⅱ．居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.12（医療分）】 発達障がい者支援体制整備事業	【総事業費】 15,869 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、鶴岡協立病院、社会福祉法人、NPO 法人等	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	・発達障がい児者の二次障がいによる精神科等医療機関への入院予防のため、相談支援体制の強化とともに、保健福祉関係機関と医療機関が情報等を共有し、連携をとれる体制を構築する必要がある。	
	アウトカム指標： 発達障がいの外来を継続的に受診している患者のうち、発達障がいで入院した患者数の割合 入院／外来 3.2%（H29 年度）→3.2%以下（Ｒ３年度）	
事業の内容（当初計画）	・臨床心理士等のコメディカルを医療機関に配置し、保護者に発達障がい児への適切な関わり方等の助言を行うとともに、訪問機能を追加することで、生活上の困難を抱える発達障がい児が在宅生活を継続できるよう関係機関と連携を図る。 ・発達障がい児の二次障がいを予防するため、身近な支援者が適切な関わりができるよう、相談・助言を行う。 ・うつ等二次障がいを持つ発達障がい者が、医療を受けながら地域で生活できる環境整備を図るため、関係機関による連携会議等を開催。	
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅医療体制推進のための連携会議開催回数：８回 コメディカル配置医療機関（５か所）の相談件数：延 700 人	
アウトプット指標（達成値）	在宅医療体制推進のための連携会議・研修会開催回数：26 回 コメディカル配置医療機関（５か所）の相談件数：延 750 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標： 平成 29 年度以降、厚労省公表値が現時点で未更新のため、代替指標を用いる。 ＜代替指標＞発達障がいによる入院患者数（6月30日時点） 令和２年度　34 人　→　令和３年度　38 人	
	（１）事業の有効性 研修会及び連携会議、相談件数について、目標を大きく達成することが出来た。令和４年度も引き続き、切れ目のない支援体制を整備し、在宅で支えている保護者への支援を継続し目標達成に向けて事業を推進していく。 **（２）事業の効率性** 区域ごとに基幹となる事業所が中心となり連携会議等を開催することで、効率的に地域の支援機関のつながりを強化している。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13（医療分）】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 75,190 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、山形県医師会、山形大学医学部 等	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師偏在指標において、本県は医師少数県に該当することから、医師の増加に向けた対策が必要。	
	医師少数区域等への医師派遣決定数 43 人(R2) → 43 人以上(R3)	
事業の内容（当初計画）	地域医療に従事する医師のキャリア形成の支援と一体的に、医師不足病院への医師の配置等を行うための地域医療支援センター運営事業として、下記の事業を実施する。 ・県医師修学資金の貸与 ・医師少数区域等への代診医派遣 ・医学生・研修医に対する情報提供 ・地域医療実習の開催 ・定年退職医師等活用事業　他	
	アウトカム指標 医師少数区域等への医師派遣決定数 43 人(R2) → 43 人以上(R3)	
アウトプット指標（当初の目標値）	・代診医派遣回数：延べ 260 人（R1）→延べ 260 人以上（R3） ・県医師修学資金新規貸与者数：24 人(R2)→24 人以上(R3)	
アウトプット指標（達成値）	・代診医派遣回数：延べ 260 人（R1）→延べ 558 人（R3） ・県医師修学資金新規貸与者数：24 人(R2)→22 人(R3)※ ※新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な周知活動が行えなかったことから、目標の９割にとどまっている。	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標 医師少数区域等への医師派遣決定数 43人(R2)→39人(R3)	
	（１）事業の有効性 山大医学部をはじめとする関係機関と県の連携・協力体制が一層深まった。 臨床研修医の県内定着率は約８割前後であり、臨床研修医マッチング者数を増やすことが、県内の医師数の増加に繋がっている。 **（２）事業の効率性** センターのもとで一元的に事業を実施することにより、県内の医師確保対策を効率的に推進することができる。	
その他	一部過年度基金分により執行	

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14（医療分）】 医師不足地域の医療機関への医師派遣体制の構築事業	【総事業費】 30,134 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、山形大学医学部	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師偏在指標において本県は医師少数県に該当し、また、地域別では、村山地域は医師多数区域であるものの、最上地域、庄内地域は医師少数区域に該当しており、県全体の医師確保とともに、医師の地域偏在解消に向けた対策が必要。	
	アウトカム指標 専攻医登録数 53 人（R3 開始ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）→53 人以上（R4 開始ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）	
事業の内容（当初計画）	医師等がキャリア形成を図りながら県内に定着するため、内科専攻医の更なる確保及び総合診療医の増加に向けた専門プログラムに関する研究、医師配置の実践等を行う寄附講座を山形大学医学部に設置する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	山形大学医学部への寄附講座設置	
アウトプット指標（達成値）	山形大学医学部への寄附講座設置	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標 専攻医登録数 53 人（R3 開始ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）→53 人（R4 開始ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）	
	（１）事業の有効性 寄附講座における専門研修プログラムの研究により、新たな専門研修プログラム（麻酔科）の開発に繋がった。専攻医の登録先の増加により、専攻医の増加が期待できる。 **（２）事業の効率性** 寄附講座という形で調査研究を実施することにより、専攻医の増加に向けた専門プログラムの開発など、医師等のキャリア形成を図りながら県内に定着するための検討等を効率的に進めることができた	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15（医療分）】 地域医療対策協議会における調整経費	【総事業費】 287 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県の医師数は全国平均を下回っており、地域間においても医師の偏在がみられることから、実効的な医師確保対策及び医師偏在対策を推進するため、地域医療対策協議会での協議を踏まえ、医師少数区域等への医師派遣等の対策が必要である。	
	アウトカム指標 医師少数区域等への医師派遣決定数 43 人(R2)→43 人以上(R3)	
事業の内容（当初計画）	地域医療対策協議会において、下記の事項等を協議する。 ・医師派遣に関する事項 ・医師確保計画において定める事項	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域医療対策協議会の開催：２回（R3）	
アウトプット指標（達成値）	地域医療対策協議会の開催：２回（R3）	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標 医師少数区域等への医師派遣決定数 43 人(R2)→ 39 人(R3)	
	（１）事業の有効性 医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議・調整の場として、活用することができた。 ※専門医資格を取得することで医師の専門性や対応力が向上し、地域医療の維持・向上につながることから、専門研修プログラムを進める医師の配置についても、医師少数区域への派遣と並行して検討する必要がある。専門研修プログラムでは基幹病院(医師少数区域外)において一定期間研修を行う必要があり、調整の結果、R3 は医師少数区域への派遣数が減少した。しかし、各地域の医療体制が維持されることを大前提として協議、調整した結果であり、アウトカム指標は未達成であるものの、本事業は有効である。 **（２）事業の効率性** 地域医療対策協議会の機能として、医師確保に関する会議体を一本化しており、臨床研修に関する事項や専門研修関係、へき地保健医療対策など、多様な医師確保対策について同一の会議で協議することができた。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者等の確保・養成のための事業	
事業名	【No.16（医療分）】 産科・救急・小児等の不足している診療科の医師確保支援	【総事業費】 9,245 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、山形大学医学部、医療機関	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	産科医は医療訴訟のリスクが高く、また、昼夜を問わず対応が求められるなど他の診療科に比べて医師への負担が大きいことから、産科医等の処遇改善を図るとともに、周産期医療に従事する医師の確保を図っていく必要がある。	
	アウトカム指標：・補助金活用施設における分娩手当支給者数 90 人(R2) → 90 人以上(R3) ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数 10 人(H30)→10 人以上(R3)	
事業の内容（当初計画）	産科医等に分娩手当や新生児担当医手当等を支給する医療機関に対し財政的支援を行うとともに、新生児科医を確保するための医学生向け講習会を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・NICU 勤務医に対する処遇改善手当を支給する医療機関数 ２施設（R2）→２施設以上（R3） ・分娩手当支給医療機関への財政支援　　11 機関(R3)	
アウトプット指標（達成値）	・NICU 勤務医に対する処遇改善手当を支給する医療機関数 ２施設（R2）→２施設（R3） ・分娩手当支給医療機関への財政支援　　11 機関(R3)	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標：補助金活用施設における分娩手当支給者数 90 人(R2) → 102 人(R3) ・分娩 1000 件当たりの分娩取扱医療機関勤務産婦人科医師数　10 人(H30)→調査中(R3)	
	（１）事業の有効性 産科医の処遇改善に取り組む医療機関を支援することにより、県内の産科医療体制の維持の一助となった。 分娩取り扱い件数が減少し、分娩を取り扱う産科医の負荷が高まる中、医療機関側の理解が得られるよう引き続き事業の周知に努め、分娩手当等を導入する施設の増加を図ることにより、産科医の処遇改善に繋げる。 **（２）事業の効率性** 補助事業として実施することにより、県内の産科医療機関の分娩件数に応じた支援を行うことができた。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者等の確保・養成のための事業	
事業名	【No.17（医療分）】 周産期医療に従事する医師、看護師等の資質の向上を図るための研修	【総事業費】 565 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、山形大学、山形県産婦人科医会、医療機関	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 ☐継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	山形県の新生児死亡率は全国平均を上回る傾向が続いている一方、周産期医療従事者数は全国平均を下回っていることから、限られた医療資源を有効に活用する観点から、医師や助産師等の周産期医療従事者がそれぞれの役割に応じた資質の向上を図る必要がある。	
	アウトカム指標：新生児死亡率 1.3 人（H27～R1 年の平均）→0.9 人（R3）	
事業の内容 （計画）	周産期救急及びハイリスク分娩等に効果的に対処できる知識や能力の習得のため、医師や助産師等を対象にした症例検討や講義、実地訓練等を行う研修会等を実施する。	
アウトプット指標 （目標値）	研修会等実施回数：７回 研修への延べ参加者数：200 名	
アウトプット指標 （達成値）	研修会等実施回数：４回 研修への延べ参加者数：166 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値：0.5 人（R３）	
	（１）事業の有効性 本事業は、多くの周産期医療従事者が最新の治療方法や対処方法等を学ぶことにより、ハイリスク分娩に対して適切に対応できるようになることを目的に実施しており、母体・胎児及び新生児の生存率向上に有効である。 令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画していた事業の一部が中止となったが、今後も、感染の状況を注視しつつ、オンラインの活用など感染予防を図りながら、周産期医療従事者にとってより効果的な研修となるよう検討・精査していく。 **（２）事業の効率性** 山形県全域の周産期医療従事者が一堂に会して研修を行うことにより、ハイリスク分娩に対する対応が幅広く共有されるともに、関係者による顔の見える関係を構築することにより、県内の周産期医療に係る連携体制の強化に繋がる。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者等の確保・養成のための事業	
事業名	【NO.18（医療分）】 救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の実施	【総事業費】 451 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、地区医師会	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 ☐継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	県内の小児科医師数は 141 人（「医師・歯科医師・薬剤師調査」平成 30 年末時点・人口 10 万人あたり全国 26 位）であり、地域の医療資源の状況を踏まえた小児救急医療体制の補強及び小児科医以外の医師による小児診療体制の整備が必要である。	
	アウトカム指標値： 小児科を標榜する医師数の増加（15 歳未満人口 10 万人対） 111.0 人（H30 年度）→111.0 人以上（R2 年度）	
事業の内容 （当初計画）	各地区医師会において、地域の小児救急医療体制の補強及び小児科医以外の医師の小児診療に係る知識・技術の向上を図るため、地域の救急医や内科医等の医療従事者を対象とした小児救急研修の実施を支援する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	研修参加者数 150 人（R３年度）	
アウトプット指標 （達成値）	研修参加者数 75 人（R３年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値：116.4 人	
	（１）事業の有効性 休日・夜間診療所のうち半数は小児科医が常駐しておらず、在宅当番医制においては内科医や外科医が当番を務めることも多いため、県内の小児初期救急医療体制の確保、充実を図るために当事業は有効である。 **（２）事業の効率性** 各地区医師会の協力のもと、各地域のネットワークを活用して参加者の募集、研修の実施及び研修後のフォローアップまでの一連の事業を円滑に実施する観点から、本事業は効率的であると評価できる。	
その他	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、一部の地区医師会において事業を中止せざるを得なかった。	

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19（医療分）】 女性医師等の離職防止や再就業の促進	【総事業費】 12,228 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、山形県医師会、県内医療機関	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師全体に占める女性医師の割合が年々高まり、女性医師が安心して働き続けることができる環境整備が求められていることから、女性医師からの相談対応、女性医師への情報提供、及び女性医師の就労環境改善に取り組む医療機関への財政的支援を実施する必要がある。	
	アウトカム指標 補助金活用施設における就労環境改善制度活用女性医師数 ５人(R2) → ５人以上(R3)	
事業の内容（当初計画）	女性医師の就業継続を総合的に支援するため、下記の事業を実施する。 ①女性医師支援ステーションの運営（相談受付、情報提供） ②女性医師の就労環境の改善に取り組む病院への財政的支援	
アウトプット指標（当初の目標値）	女性医師の就労環境の改善に取り組む医療機関への財政支援 1 機関(R2)→1 機関以上(R3)	
アウトプット指標（達成値）	女性医師の就労環境の改善に取り組む医療機関への財政支援 1 機関(R2)→３機関(R3)	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標 補助金活用施設における就労環境改善制度活用女性医師数 ５人(R2) → 11 人(R3)	
	（１）事業の有効性 女性医師に支援ステーションを活用してもらうことで、直接的に支援するとともに、女性医師等が抱える悩みを把握し、今後の支援の参考とすることができる。 　周知（認知）の結果目標は達成できたため、引き続き県医師会と連携して個別の病院訪問等を行うことで、医学生も含め女性医師へ支援状況等を PR し、就労継続に繋げる。 **（２）事業の効率性** 女性医師支援ステーションを県医師会内に設置し、専任職員を配置することで、効率的なサポートを行うことができた。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20（医療分）】 新人看護職員の質の向上を図るための研修	【総事業費】 10,690 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	各医療機関	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員を増加させるためには在職者の離職を防ぐ必要がある。	
	アウトカム指標：新人看護職員の離職率 4.5%（令和元年度）→4.0%（令和７年度）	
事業の内容（当初計画）	新人看護職員研修を実施する病院等への研修経費の助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内医療機関における新人採用者に対する確実な研修の実施 30 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	県内医療機関における新人採用者に対する確実な研修の実施 29 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：新人看護職員離職率 4.5%（令和元年度末）→9.1%（令和３年度末）	
	（１）事業の有効性 　本事業は、新人看護師への研修を通じて看護の質の向上及び離職率低下を目的としている。新人看護師の離職率は、上昇傾向にあるが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響等により、看護学生時の臨床研修を十分に実施できなかった影響等が想定される。しかしながら、本事業を実施した 29 医療機関のうち、半数以上の医療機関では新人離職者が 0 人であったことから、本事業は新人看護師の離職防止・定着に有効である。 　各医療機関における新人看護師の定着のためには、研修・教育体制の充実が必要であることから、本助成制度の更なる周知・活用を促し、離職防止につなげていく。 **（２）事業の効率性** 　補助金額の算定にあたっては、新人看護職員の人数に応じた基準を設けており、効率的に事業を執行している。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21（医療分）】 看護職員の資質の向上を図るための研修	【総事業費】 17,875 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	各医療機関、県看護協会	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護の質向上には、数の確保と同時に看護技術の向上が必要。	
	特定行為研修修了累計看護師数：15 人（令和元年度）→150 人（令和７年度）	
事業の内容（当初計画）	看護職員を対象とした資質向上を図るための研修等の実施及び病院等に対する研修受講費等の支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	特定行為研修又は認定看護師教育課程を受講する看護師等への研修受講費等の助成　20 人	
アウトプット指標（達成値）	特定行為研修又は認定看護師教育課程を受講する看護師等への研修受講費等の助成　30 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標：特定行為研修修了累計看護師数　15 人（令和元年度末）→61 人（令和３年度末実績）	
	（１）事業の有効性 在宅医療等の推進を背景とした特定行為研修の修了者を確保するため、特定行為研修等へ職員を派遣する病院等への助成は、助成対象の人数が目標を上回った。また特定行為研修を修了した看護師数も着実に増加しており、事業の有効性を確認できる。 特定行為研修を受講するためには、受講料などの経費負担等が大きいことから、医療機関に助成制度を周知し、積極的な活用を促すなど、特定行為研修の修了者を着実に養成し、看護の資質の向上に繋げていく。 **（２）事業の効率性** 補助金額の算定にあたっては、研修に参加する人数に応じた基準を設けており、効率的に事業を執行している。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22（医療分）】 離職防止を始めとする看護職員の確保対策	【総事業費】 243 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、各医療機関、県看護協会	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員の不足解消に向けた各種施策の検討が必要である。	
	アウトカム指標：県内看護職員数 15,470 人（平成 30 年度）→17,412 人（令和７年度）	
事業の内容（当初計画）	・外部有識者を入れた会議を開催し、看護職員確保対策施策の評価・検証等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	外部有識者を入れた会議の開催　１回	
アウトプット指標（達成値）	外部有識者を入れた会議の開催　１回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：県内看護職員数 15,470 人（平成 30 年度）→17,412 人（令和７年度） ※　直近値は、15,639 人（令和２年度）	
	（１）事業の有効性 本事業により外部有識者を入れた会議を開催し、本県の看護師確保対策の施策内容の意見聴取・評価の場として有効に活用することができた。 **（２）事業の効率性** 本事業による会議開催にあたっては、様々な課題がある看護師確保対策について、病院、看護師等学校養成所、行政機関等の看護師確保に関わる幅広い関係者から多様な意見・助言等を頂き、看護師確保に向け効率的に事業を執行できた。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23（医療分）】 看護師等養成における教育内容の向上を図るための体制整備	【総事業費】 53,125 千円
事業の対象となる区域	村山区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	民間立看護師等養成所	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県看護学生の県内定着率は全国平均を下回っており、改善が急務である。	
	アウトカム指標：看護学生県内定着率（看護師３年課程）79.6%（令和元年度）→83.3%（令和７年度）	
事業の内容（当初計画）	民間立看護師等養成所に対し、運営費の補助を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助対象校　５校	
アウトプット指標（達成値）	補助対象校　４校	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標：看護学生県内定着率（看護師３年課程）79.6%（令和元年度）→83.1%（令和３年度）	
	（１）事業の有効性 看護学生県内定着率は目標に届かなかったが、公立看護師等養成所と比較し、授業料等で開きが生じている民間立養成所への運営費補助を行うことで、学生の費用負担を軽減し、看護師を志望する高校生等の裾野を広げている。 引き続き、民間立養成所への運営費補助を行うとともに、看護学生への県内医療機関等の情報発信を強化することにより、県内定着率の向上に努めていく。 **（２）事業の効率性** 補助金額の算定にあたっては、補助先の学校規模に応じた調整率を使用しており、効率的に事業を執行している。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24（医療分）】 看護職員が都道府県内に定着するための支援	【総事業費】 11,651 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、県看護協会	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県看護学生の県内定着率は全国平均を下回っており、改善が急務である。	
	アウトカム指標：看護学生県内定着率（看護師３年課程）79.6%（令和元年度）→83.3%（令和７年度）、看護学生県内定着率（大学）45.0%（令和元年度）→50.0%（令和７年度）	
事業の内容（当初計画）	・県内看護学生および中高生、県外看護学校に在籍する県出身者、再就業希望者を対象として県内病院の職場説明会を開催する。 ・看護職員への興味を啓発するイベントの実施及びUターン就職支援等を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	県内病院等職場説明会への参加人数　100 名	
アウトプット指標（達成値）	県内病院等職場説明会への参加人数　104 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標：看護学生県内定着率（看護師３年課程）79.6%（令和元年度）→83.1%（令和３年度）、看護学生県内定着率（大学）45.0%（令和元年度）→42.2%（令和３年度）	
	（１）事業の有効性 コロナ禍を踏まえて、オンラインによる職場説明会を開催した。目標を上回る多くの学生等が参加し、県内病院を知る機会を提供でき、学生等の県内定着を進める上で有効である。 **（２）事業の効率性** 県内全域の病院等を対象とした職場説明会を開催することで、参加者は一度に多くの病院等の説明を聞くことができ、コロナ過を踏まえてオンラインで実施するなど、効果的・効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25（医療分）】 医療機関と連携した看護職員確保対策の推進	【総事業費】 105,707 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、看護師等学校養成所	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員の不足解消のため、県内医療機関等に新規就業する看護職員を増やす必要がある。	
	アウトカム指標：看護学生県内定着率（看護師３年課程）79.6%（令和元年度）→83.3%（令和７年度）、看護学生県内定着率（大学）45.0%（令和元年度）→50.0%（令和７年度）	
事業の内容（当初計画）	・県内看護師等学校養成所において県内地域医療を体験学習するセミナーを実施する場合、その経費を補助する。 ・経済的な原因による看護学校の中途退学を未然に防ぐため、看護学生に対する修学支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・地域医療体験セミナー実施の実施学校数　５校 ・看護学生への修学支援　80 名	
アウトプット指標（達成値）	・地域医療体験セミナーの実施学校数　　２校 ・看護学生への修学支援　　80 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：看護学生県内定着率（看護師３年課程）79.6%（令和元年度）→83.1%（令和３年度）、看護学生県内定着率（大学）45.0%（令和元年度）→42.2%（令和３年度）	
	（１）事業の有効性 新型コロナウイルスの感染拡大等の影響により、地域医療体験セミナーの実施にいたらない学校もあり、実施学校数は目標に届かなかったが、実施した学校においては、看護学生県内定着率が向上している学校が多く、看護職員の確保に有効である。 **（２）事業の効率性** 臨地実習を行っていない医療機関における体験セミナーに対して補助を行うことにより、看護学生の県内地域医療への理解を深めることにつながった。今後はコロナ禍においても実施可能な効率的・効果的な事業のあり方を検討する。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.27（医療分）】 勤務環境改善支援センターの運営	【総事業費】 390 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員の不足解消のため、離職者数を低下させる必要がある。	
	アウトカム指標：新人看護職員の離職率 4.5%（令和元年度）→4.0%（令和７年度）	
事業の内容（当初計画）	県内医療機関の勤務環境改善の取組みを支援する山形県医療勤務環境改善支援センターの運営及び医療機関を対象とした働き方改革に関する研修会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医療機関を対象とした働き方改革に関する研修会の開催２回	
アウトプット指標（達成値）	医療機関を対象とした働き方改革に関する研修会の開催２回	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：新人看護職員離職率 4.5%（令和元年度）→9.1%（令和３年度）	
	（１）事業の有効性 アウトカム指標である新人看護師の離職率は、上昇傾向にあるが、これは新型コロナウイルス感染症の影響等により、看護学生時の臨床研修を十分に実施できなかった影響等が想定される。 本事業ではアドバイザーによる相談支援を実施しており、令和３年度は「ハラスメント防止」や「業務効率化」等の相談があり、助言・支援を実施した。相談のあった施設からは「具体的な対応策を示されており、説明がわかりやすく参考になった」等の意見があり、本事業による勤務環境改善への有効性を確認できる。 看護職員の離職防止には、医療機関の勤務環境改善の取組みが重要であり、本事業の更なる活用により勤務環境の改善と離職者の減少等に繋げていく。 **（２）事業の効率性** 山形県医療勤務環境改善支援センター及び労働局等の関係機関が連携して医療機関を支援することにより、効率的に事業を執行している。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.28（医療分）】 各医療機関の勤務環境改善や再就業促進の取組への支援	【総事業費】 42,998 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	各医療機関	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	女性が多い看護職において、子育て世代の就業落ち込み等を防ぐため、就業継続が出来る環境整備が必要である。	
	アウトカム指標：県内看護職員数 15,470 人（平成 30 年度）→17,412 人（令和７年度）	
事業の内容（当初計画）	院内保育施設を設置している病院等に対し、その運営に要する経費を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	院内保育所設置施設への補助　15 医療機関	
アウトプット指標（達成値）	院内保育所設置施設への補助　15 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標：需給見通しの策定による県内看護職員数 15,470 人（平成 30 年度）→17,412 人（令和７年度）※　直近値は、15,639 人（令和２年度）	
	（１）事業の有効性 本事業により、子育て世代の離職を防ぐ院内保育所の設置・維持につながっていることから、看護師の離職防止に効果があった。今後も、より多くの医療機関に補助制度を利用いただくよう、引き続き医療機関への制度説明を行っていく。 **（２）事業の効率性** 補助金額の算定にあたっては、補助先の負担能力に応じた調整率を使用しており、効率的に事業を執行している。	
その他		

事業の区分	Ⅳ　医療従事者等の確保・養成のための事業	
事業名	【№29（医療分）】 災害時医療提供体制推進事業	【総事業費】 911 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日　～　令和４年３月３１日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	大規模災害時において、発災直後の急性期から中長期に渡って、適切に医療を提供するためには、医療従事者の育成・資質向上と、医療従事者・救助関係者や行政職員による緊密な連携と役割分担によるチーム医療の推進が必要である。	
	アウトカム指標： ○DMATチーム数：27チーム（R2年度）→28チーム（R3年度） ○災害時チーム医療従事者の養成人数：303名（H25～R2年度） →353名（H25～R3年度）	
事業の内容（当初計画）	全県及び二次医療圏ごとに、医師をはじめとして、看護師・薬剤師・作業療法士等を含む医療従事者、県及び市町村の行政職員、消防等救助関係者によるチーム医療体制推進会議を開催するとともに、これら幅広い職種を対象とした災害医療に係る研修会等を開催することにより、大規模災害時に職種ごとに統制を図り、職種間の明確な役割分担のもと、体系的なチーム医療を実施することができる体制の整備・充実を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	チーム医療体制推進に係る会議の回数：５回（R3 年度） 災害医療に係る研修会等の開催：２回（R3 年度）	
アウトプット指標（達成値）	新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ事業規模を縮小し、災害医療に係る研修会（WEB）を１回開催した。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： ○DMATチーム数　29チーム(R3年度) ○災害時チーム医療従事者の養成人数 318人(H25～R3年度)	
	（１）事業の有効性 新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ事業規模を縮小したため、「災害時チーム医療従事者の養成人数」については目標を達成できなかったが、本事業の実施により災害時チーム医療従事者の養成につながっており、災害時医療提供体制の整備推進に有効である。 **（２）事業の効率性** グループワーク中心の研修会を開催し、実践的な演習を行うほか、各区域で地域の実情に応じた災害時医療提供体制の整備推進を検討することで、効率的な事業実施を図っている。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者等の確保・養成のための事業	
事業名	【№30（医療分）】 後方支援機関への搬送体制整備	【総事業費】 2,699 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、医療機関	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	大規模災害時の被災地では、重傷を含む多数の負傷者が発生するほか、医療施設の被災による機能低下や医療従事者の負傷等により、十分な医療を確保できないため、被災地外へ搬送し救命することが必要である。	
	アウトカム指標： 航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置運営できる医師、看護師等の増加　567 名(H26～R2 年度)→617 名(H26～R3 年度)	
事業の内容（当初計画）	大規模災害時に、非被災地域へ円滑に傷病者の搬送を行うため、航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）の設置運営訓練を実施する。併せて、ＳＣＵに近い災害拠点病院ＤＭＡＴが定期的なＳＣＵ資器材の使用訓練及びＳＣＵへの搬送訓練を行う。これらの訓練を通して、ＳＣＵの設置運営に関する多様な技術を習得している医療人材の幅広い育成・確保を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）に係る訓練の回数：１回（R3 年度）	
アウトプット指標（達成値）	R3.11 月に開催予定だったが、天候不良により開催を中止したため、R3 年度実績なし。なお、訓練は未実施だったが、訓練参加予定者（11 名）に対し、設置・運営の手順等を確認してもらうきっかけとなったほか、ＳＣＵ医療資機材の保守点検等により、ＳＣＵの速やかな設置運営・搬送体制の整備に寄与している。	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標： 航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置運営できる医師、看護師等の増加　567 名(R26～R1 年度) ※R3 年度は天候不良、R2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い開催を中止したため、R1 年度の実績を再掲	
	（１）事業の有効性 本事業の実施に向けた準備を進めていたものの、天候不良により、やむを得ず中止したため目標は達成できなかったが、本事業の実施によりＳＣＵを設置運営できる医療従事者の養成につながっており、搬送体制整備の推進に有効である。 **（２）事業の効率性** 天候不良により、やむを得ず訓練を中止したが、医療機器の保守点検及び展開予定場所（山形空港及び庄内空港）近くでの継続的な資器材の保管により、効率的な事業実施を図っている。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.31（医療分）】 救急搬送体制構築支援事業	【総事業費】 522 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	市町村	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	本県の救急科医師は全国的に見ても不足している状況にある。こうした中、限られた医師で救急医療の提供が行われており、負担の軽減を図る取組みを通した救急科医師の確保が求められている。	
	アウトカム指標値： 救急科医師数の増加　26 人(H30)　→　27 人以上(R4)	
事業の内容 （当初計画）	救急車が概ね 30 分以内に到着しない地域を抱える市町村が、消防団等地域住民自らが医師を救急現場へ搬送する体制を整備し、医療の早期介入を図る。医療の早期介入による患者の予後改善により早期退院につなげ、救急科医師の負担軽減を図る。県は体制を整備した市町村に対し助成を行う。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	取組みを行う市町村　２市町村	
アウトプット指標 （達成値）	取組みを行う市町村　１市町村	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： 救急科医師数　25 人(R2)	
	（１）事業の有効性 救急科医師数の増加という目標は達成できなかったが、当事業により、救急科医師による患者への迅速な医療の提供が行われ、救急科医師の負担軽減につながっていることから、救急科医師の確保に有効である。 引き続き他市町村に当事業の周知を行い、利用促進を図ることで、救急科医師の増加につなげていく。 **（２）事業の効率性** 救急要請から救急車現場到着まで概ね 30 分以上要すると想定される地区を抽出し、地域住民による救急搬送体制構築が必要とされる地域を把握することにより、効率的な執行ができたと考える。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【№32（医療分）】 休日・夜間の小児救急医療体制の整備	【総事業費】 15,648 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	全国的に小児科医が不足する中、核家族の進展に伴い、休日及び夜間における小児救急患者の受診が増加する傾向にあるとともに、小児科専門医からの受診ニーズが強くなっている。	
	アウトカム指標値： 小児科を標榜する医師数の増加（15 歳未満人口 10 万人対） 111.0 人（H30）→111.0 人以上（R4 年度）	
事業の内容 （当初計画）	夜間・休日における小児救急医療体制を確保するため、小児科を標榜する病院が輪番制方式または共同利用型方式により、必要な医師または看護師等の医療従事者を確保するために必要な経費に係る支援を行う。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	休日・夜間の小児救急医療体制の整備 常勤体制（土日祝日）：２病院、オンコール：７病院	
アウトプット指標 （達成値）	休日・夜間の小児救急医療体制の整備 常勤（土日祝日）：２病院、オンコール：７病院	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値：116.4 人	
	（１）事業の有効性 当事業の実施により、小児救急医療体制の充実確保が図られているため、本事業は有効であると考える。 **（２）事業の効率性** 小児救急医療体制を整備している病院への財政支援を行うことにより、県内の小児救急医療体制の確保・充実が図られている。	
その他		

事業の区分	Ⅳ．医療従事者等の確保に関する事業	
事業名	【No.33（医療分）】 電話による小児患者の相談体制の整備	【総事業費】 11,568 千円
事業の対象となる区域	山形県	
事業の実施主体	市町村	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	県民がすぐに医療機関を受診するか否か迷う場合に備え、県民の不安を解消する（休日・夜間診療所の適切な利用、二次・三次救急医療機関の負担軽減も図られる）。	
	アウトカム指標：二次・三次救急医療機関を受診する軽症患者数の割合 80.6%（H28 年度）⇒79.1%（R3 年度）	
事業の内容 （当初計画）	地域の救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、県内どこでも患者の症状に応じた適切な医療が受けられるようにすることを通じ、小児科医をはじめ医師の負担を軽減するため、夜間の電話相談体制を整備するための経費に対する支援を行う。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	相談件数 4,400 件（R3 年度）	
アウトプット指標 （達成値）	相談件数 3,213 件（R3 年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： 二次・三次救急医療機関を受診する軽症患者数の割合 80.6%（H28 年度）→77.4%（R3 年度）	
	（１）事業の有効性 当事業の実施により、二次・三次医療機関を受診する軽症患者の割合が減少している（アウトカム指標達成）ことから有効であると考える。 今後も各種媒体を活用して積極的な周知啓発を行い、利用促進を図ることで、県民の不安解消及び適正受診につなげていく。 **（２）事業の効率性** 過去の対応困難事例を振り返る症例検討会の実施等により相談員のスキルアップを図り、予算内で効率的に事業を実施できている。	
その他	アウトプット指標（相談件数）について、R２年度から新型コロナの影響により全国的に相談件数が減少している状況。	

事業の区分	Ⅳ．医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.34（医療分）】 歯科衛生士の確保対策事業	【総事業費】 439 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県、山形県歯科医師会	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 ☐継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行に伴い、通院が困難な状態になった高齢者や在宅療養を行う人等に対し、必要な歯科医療が提供できるよう、在宅歯科診療体制の構築と共に、それらに対応できる人材の育成及び確保が求められている。	
	アウトカム指標：訪問歯科診療に対応できる歯科衛生士数（研修修了の歯科衛生士等の人数の累計） 396 人（R2 年度）→　450 人（R3 年度）	
事業の内容（当初計画）	臨床の現場を離れた歯科衛生士の復職支援と訪問歯科診療ができる歯科衛生士を養成するための研修会を実施し、歯科衛生士の確保対策を推進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修を受けた歯科衛生士数 50 人（R3 年度）	
アウトプット指標（達成値）	研修を受けた歯科衛生士数 40 人（R3 年度）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：訪問歯科診療に対応できる歯科衛生士数 (研修修了の歯科衛生士等の人数の累計) 396 人（R2 年度）→　433 人（R3 年度）	
	（１）事業の有効性 研修会の実施により、復職支援とともに、訪問歯科診療に対応できる歯科衛生士が養成されており、本事業は歯科衛生士の確保対策及び在宅歯科医療の推進に有効である。 **（２）事業の効率性** 専門的な歯科口腔保健医療に関する幅広い知識を有しており、また県内唯一の歯科衛生士学校を設置する山形県歯科医師会を主体として実施することにより、研修会の周知を含め効率的に事業を進めることができた。さらに、R2 年度から本研修会をオンライン開催とし、遠方からの参加者も募ることができた。	
その他		

事業の区分	Ⅵ．勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	
事業名	【No.35（医療分）】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 14,152 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	県内医療機関	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 ☐継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2024 年４月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を進める必要がある。	
	アウトカム指標：Ａ水準を超えて勤務する医数がいる病院数 ９機関（R1 年）→８機関以下（R3 年）	
事業の内容（当初計画）	医療機関が自ら作成した「勤務医の負担軽減及び処遇の改善に資する計画」に沿って取り組む医師の労働時間短縮に向けた事業に対し、財政的支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医師の労働時間短縮に向けた事業への財政支援　1 機関(R3)	
アウトプット指標（達成値）	医師の労働時間短縮に向けた事業への財政支援　1 機関(R3)	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標：Ａ水準を超えて勤務する医数がいる病院数 ９機関（R1 年）→６機関（R3 年）※ ※R3 年度中に調査・確認した R2 年度の実績	
	（１）事業の有効性 アンケート調査の実施による実態把握や、会議での情報共有・情報交換により、各医療機関に対する制度周知が図られた。 **（２）事業の効率性** 医療勤務環境改善支援センターのアドバイザーを活用しながら、各医療機関における医師の時間外労働規制適用開始に向けた取組みをサポートすることができた。	
その他		

資料５－４

地域医療介護総合確保基金【介護分】に係る令和3年度計画事業実績（一覧）

	事業名	事業概要	総事業費 （R3実施分） （単位：千円）	アウトプット		備考
				目標値	達成値	
3. 介護施設等の整備に関する事業						
No1	社会福祉施設整備補助事業費（老人福祉施設）	・地域密着型施設整備及び社会福祉施設の開設準備に係る経費を支援する市町村に対する補助	49,716	地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。 ・地域密着型介護老人福祉施設 1,505床（55カ所）→ 1485床(54カ所) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 10カ所→11カ所 ・認知症高齢者グループホーム 2,388人(142カ所)→2,397人(142カ所) ・介護予防拠点　1,665カ所→1,675カ所 ・地域包括支援センター　75カ所→ 75カ所	・地域密着型介護老人福祉施設 1,505床（55カ所）→ 1、514床(55カ所) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 10カ所→13カ所 ・認知症高齢者グループホーム 2,388人(142カ所)→2,379人(142カ所)	
5. 介護従事者の確保に関する事業						
No2	介護人材確保対策連携協働推進事業	関係機関・団体等と役割分担及び連携・協働を行う推進会議の運営　等	186	推進会議2回、分科会3回開催	推進会議1回開催	
No3	介護事業者認証評価制度事業	介護事業者による勤務環境・職場環境の改善に関する取組みに対して、基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業者に対して認証を付与	3,806	2025年における認証取得介護サービス事業所数　県内の施設・事業所の1割程度	認証事業所数8法人（63事業所）	
No4	介護のお仕事プロモーション事業	介護業務に興味を持つ人や就業希望者に対する介護現場体験の実施　等	3,653	介護及び介護職に対する理解促進、興味関心の向上に取組む団体の数　6	介護及び介護職に対する理解促進、興味関心の向上に取組む団体の数　6	
No5	介護職員初任者研修受講支援事業	介護事業所に所属する初任段階の介護職員を、介護職員初任者研修へ参加させるために負担する受講料に対する助成	1,200	初任者研修受講費用助成人数：20人	初任者研修受講費用助成人数：14人	
No6	福祉人材確保緊急支援事業（福祉人材マッチング強化事業）	山形県福祉人材センターへのキャリア支援専門員配置による県内ハローワーク巡回相談　等	8,648	・ハローワーク巡回相談122回開催、相談353件（R1実績）以上 ・事業所内研修講師派20回、就職面談会2回以上	・ハローワーク巡回相談80回開催、相談178件 ・事業所内研修講師派遣25回、就職面接会3回	
No7	介護人材のすそ野拡大事業	介護現場での就労を希望する高齢者、主婦及び在日外国人を対象に介護助手として就労を前提に研修を実施	4,799	就労者20名	就労者3名	
No8	留学生等と県内介護施設とのマッチング支援事業	日本への留学を希望する外国人及び特定技能（1号）を希望する外国人を対象に、県内介護施設職員による現地説明会等を開催し、県内介護施設における受入を促進	1,092	オンライン説明会に参加する介護施設・事業所数10事業所	新型コロナ感染症再拡大により説明会中止	
No9	介護職参入促進事業（福祉系高校修学資金貸付事業）	若者の介護分野への参入促進を行うため、福祉系高校の学生に修学資金の貸付を行うための原資を補助	6,200	福祉系高校修学資金貸与者　20人	福祉系高校修学資金貸与者　14人	

	事業名	事業概要	総事業費 (R3実施分) (単位:千円)	アウトプット		備考
				目標値	達成値	
No10	介護職参入促進事業(介護分野就職支援金貸付事業)	他分野から介護職への参入促進を行うため、他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として就職する際の支援金の貸付を行うための原資を補助	1,490	介護分野就職支援金貸与者　7人	介護分野就職支援金貸与者　1人	
No11	介護支援専門員資質向上事業 (介護支援専門員指導者研修会への派遣)	介護支援専門員等の指導者養成のため、厚生労働省等が開催する指導者向け研修等への派遣	11	厚生労働省等が実施する各種研修への講師の派遣　5名	厚生労働省等が実施する各種研修への講師の派遣　0名 (新型コロナウイルス感染症のため、予定した研修が中止)	
No12	介護支援専門員資質向上事業(専門研修課程Ⅰ・更新研修の実施)	就業後6か月以上、または介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する介護支援専門員を対象に法定研修を実	2,100	研修修了者　175人	研修修了者　217人	
No13	介護支援専門員資質向上事業(専門研修課程Ⅱ・更新研修の実施	就業後3年以上、または介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する介護支援専門員を対象に法定研修を実	3,225	研修修了者　430人	研修修了者　415人	
No14	介護支援専門員資質向上事業(主任介護支援専門員の養成)	専任の介護支援専門員の実務期間が5年以上の者を対象に主任介護支援専門員を養成するための法定研修を実施	1,800	研修修了者　100人	研修修了者　73人	
No15	介護支援専門員資質向上事業 (介護支援専門員指導者研修会への派遣)	主任介護支援専門員等の指導者養成のため、厚生労働省等が開催する指導者向け研修等への派遣	4	厚生労働省等が実施する各種研修への講師の派遣　2名	厚生労働省等が実施する各種研修への講師の派遣　0名 (新型コロナウイルス感染症のため、予定した研修が中止)	
No16	介護支援専門員資質向上事業 (主任介護支援専門員更新研修の実施)	主任介護支援専門員の更新のための法定研修の実施	1,380	研修修了者数　115人	研修修了者数　118人	
No17	介護支援専門員資質向上事業 (介護支援専門員研修向上会議)	介護支援専門員研修の適正な実施のため、研修の評価・検討を行う会議の開催	75	会議の実施　年2回	会議の実施　本会議を0回開催。 (新型コロナウイルス感染症のため、予定した研修が中止)	
No18	介護支援専門員資質向上事業 (主任介護支援専門員研修向上会議)	主任介護支援専門員の法定研修の適正な実施のため、研修内容の評価を行うとともに、研修講師、ファシリテーターを養成する。	240	研修講師、ファシリテーター養成研修修了者　30名	研修講師、ファシリテーター養成研修修了者　23　名	
No19	介護職員相談窓口委託事業	介護職員の離職防止を図るため、介護職員が気軽に相談できる窓口の設置	1,851	介護職員相談窓口における相談件数:100件	介護職員相談窓口における相談件数:92件(窓口9件、電話75件、メール8件)出張相談9件、専門家派遣	
No20	福祉人材確保緊急支援事業(離職介護人材の再就職促進事業)	山形県福祉人材センターにおける離職した介護福祉士等の届出制度の周知啓発、届出システムの運用　等	4,167	・制度周知のための関係事業所等訪問、啓発資材送付先数　514先(R1実績)以上 ・就職面接会、施設見学会の開催回数55回(R1実績)以上	・制度周知のための関係事業所等訪問、啓発資材送付先数　517先 ・就職面接会、施設見学会の開催回数29回	
No21	認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	介護サービス事業所の従事者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、介護サービスの質の向上を図る	5,416	・認知症対応型サービス事業管理者研修受講者数　136名 ・かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者数　200名 ・認知症初期集中支援チーム員研修受講者数　12名 ・認知症地域支援推進員研修受講者数25名	・認知症対応型サービス事業管理者研修受講者数　69名 ・かかりつけ医等認知症対応力向上研修受講者数　19名 ・認知症初期集中支援チーム員研修受講者数　7名 ・認知症地域支援推進員研修受講者数16名	
No22	地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	地域ケア会議における助言者スキルアップ研修、コーディネータ―養成研修の実施　等	4,026	地域ケア会議コーディネーター養成研修受講者数　50人 地域包括支援センター職員研修受講者数　170人	地域ケア会議コーディネーター養成研修受講者数　35人 地域包括支援センター職員研修受講者数　62人	
No23	脳卒中・心筋梗塞発症登録評価研究事業及び研究活用事業	脳血管疾患及び心筋梗塞の医学的管理や、地域特性や性差等について学ぶ研修会を開催　等	4,564	研修会開催　6回	研修会開催　1回	

	事業名	事業概要	総事業費 （R3実施分） （単位：千円）	アウトプット		備考
				目標値	達成値	
No24	介護ロボット導入支援事業	介護サービス事業所が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成	33,073	介護ロボット導入　40機器程度 見守りセンサー導入に伴う通信環境整備　2事業所	介護ロボット導入　24機器程度 見守りセンサー導入に伴う通信環境整備　11事業所	
No25	介護事業所におけるICT導入支援事業	ICTを活用して介護記録から請求業務まで一気通貫して行うことができるよう、介護事業所における介護用ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用に対して助成	17,959	補助事業所　15事業所	補助事業所　39事業所	
No26	技能実習生等外国人介護職受入施設等支援事業	外国人介護人材を受け入れている介護施設・事業所が実施する学習支援、生活面の支援等に対して助成	2,000	取組施設・事業所数　8施設・事業所	取組施設・事業所数　10施設・事業所	
No27	新型コロナウイルス感染症対策介護関連事業	新型コロナ感染者が発生した施設が継続的な運営を行うためのかかり増し経費の支援、介護職員が不足した場合の他施設からの応援職員の派遣	69,468	応援職員派遣　20名	応援職員派遣72名	

令和３年度計画事業の事後評価（介護分）

事業の区分	３．介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No.１（介護分)】 社会福祉施設整備補助事業費（老人福祉施設）	【総事業費】 149 千円
事業の対象となる区域	村山区域・最上区域・置賜区域・庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：特別養護老人ホームの入所申込者数　▲600 人 （平成 29 年度 → 令和３年度）	
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。 ②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。	

整備予定施設等	
地域密着型特別養護老人ホーム	49床（2カ所）
認知症高齢者グループホーム	54人（４カ所）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	１カ所
介護予防拠点	１カ所
地域包括支援センター	１か所

アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、第７期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。 ・地域密着型介護老人福祉施設　1,505床（55カ所）→ 1485床(54カ所) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 10カ所→11カ所 ・認知症高齢者グループホーム2,388人(142カ所) →2,397人(142カ所) ・介護予防拠点　1,665カ所→　1,675カ所 ・地域包括支援センター　　75カ所→　75カ所
アウトプット指標（達成値）	・地域密着型介護老人福祉施設　1,505床（55カ所）→ 1､514床(55カ所) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 10カ所→13カ所 ・認知症高齢者グループホーム2,388人(142カ所) →2,379人(142カ所)
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： 定期巡回・随時対応型訪問介護看護が 10 カ所から 11 カ所に増加
	（１）事業の有効性 地域密着型サービス施設等の整備により各区域内の介護サービス提供体制の充実が図られた。 **（２）事業の効率性** 入札・契約等の手続について市町村が関与し、確立された手法を紹介しながら施設整備や開設準備を行うことにより、執行の効率化が図られた。
その他	

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.１（介護分）】 介護人材確保対策連携協働推進事業	【総事業費】 186 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	高齢化の進展による、介護サービスの需要拡大に伴い介護人材を安定的に確保するための基盤整備	
	アウトカム指標値：関係機関の連携・協働による介護現場の解決に向けた取組みの強化	
事業の内容 （当初計画）	介護人材確保対策を推進するため、関係機関・団体等と役割分担及び連携・協働を行う推進会議を運営する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	○推進会議２回／年、分科会３回開催	
アウトプット指標 （達成値）	○推進会議１回／年開催	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値：関係機関の連携・協働による介護現場の解決に向けた取組みの強化 ~~観察できなかった~~ 観察できた　~~→指標値：~~	
	（１）事業の有効性 養成・教育機関、介護施設・事業所、関係団体等の連携協働により、介護職員をサポートする事業を総合的かつ一体的に実施し、介護職員が安心して介護業務に従事できる体制の構築が図られてきた。 **（２）事業の効率性** 地域の多様な関係主体との連携を図ることにより、様々な立場から事業の効果の検証を行い、施策の充実・改善へ繋げることができた。	
その他	今後、より効果的な事業を実施するため、具体的な方策について、引き続き会を開催し、介護現場の課題解決に向けた取組みを実施していく。	

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.２（介護分）】 介護事業者認証評価制度事業	【総事業費】 3,806 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（プロポーザル方式による委託）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	介護事業所の勤務環境の向上を図り、他業種への介護職員の流出の防止と新規入職者の増加を図る。	
	アウトカム指標値：介護職員の離職率 10%未満	
事業の内容 （当初計画）	介護事業者による勤務環境・職場環境の改善に関する取組みに対して、基準に基づく評価を行い、一定の水準を満たした事業者に対して認証を付与する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	2025 年における認証取得介護サービス事業者数 県内の施設・事業者の１割程度	
アウトプット指標 （達成値）	認証事業者数　８法人（63 事業所）	
事業の有効性・効率性	観察できた→事業終了後１年以内のアウトカム指標値：9.2 ~~観察できなかった~~	
	（１）事業の有効性 制度の評価基準として、キャリアパスの整備や給与体系、昇給基準の整備および労働時間縮減に関する取組み評価する項目を設けることで、認証取得を目指す介護事業者が積極的に勤務環境・職場環境の改善のための取組みを行う制度となっている。 **（２）事業の効率性** 当事業の実施により、積極的・自主的に人材育成等や勤務環境の改善に取組む介護事業者が増加し、効率的な介護人材の育成促進及び離職率の低下が図られている。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.２（介護分）】 介護のお仕事プロモーション事業	【総事業費】 3,653 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（介護サービス事業者団体、職能団体、社会福祉法人）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	高齢化の進展による、介護サービスの需要拡大に伴い介護人材を安定的に確保するための介護の仕事への理解促進	
	アウトカム指標値：県内養成施設卒業者の県内施設等への就職率 85%	
事業の内容 （当初計画）	①介護業務に興味を持つ人や就業希望者に対する介護現場体験 ②若年層に対する介護及び介護職の情報発信	
アウトプット指標 （当初の目標値）	介護及び介護職に対する理解促進、興味関心の向上に取組む団体の数　6	
アウトプット指標 （達成値）	介護及び介護職に対する理解促進、興味関心の向上に取組む団体の数　6	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値：75.5% 観察できなかった ~~観察できた　→指標値：~~	
	（１）事業の有効性 民間団体の独自のネットワークによる事業展開により、小学生～高校生、教員、保護者に対し、介護に興味がない若年層を含めて、介護職を PR することができた。 **（２）事業の効率性** 民間団体の企画提案による事業実施をすることで、コストパフォーマンスの高い事業を採択することができた。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.３（介護分）】 介護職員初任者研修受講支援事業	【総事業費】 2,400 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	高齢化の進展による、介護サービスの需要拡大に伴い介護人材を安定的に確保するための支援	
	アウトカム指標値：介護職員の離職率 10%未満	
事業の内容 （当初計画）	介護事業所が所属する初任段階の介護職員を、介護職員初任者研修へ参加させるために負担する受講料に対する助成	
アウトプット指標 （当初の目標値）	初任者研修受講費用助成人数 20 人	
アウトプット指標 （達成値）	初任者研修受講費用助成人数 14 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値：14.9% ~~観察できなかった~~ 観察できた　→指標値：介護職員の離職率 9.2%	
	（１）事業の有効性 資格を持たずに介護現場で働いている経験の浅い職員に対して、「介護職員初任者研修」の受講を支援し、介護の知識・技能の向上により仕事に対するモチベーションを高め、離職の防止・職場定着につなげている。 **（２）事業の効率性** 経験が浅く資格を持たない職員は、知識・技術が不足し、仕事に対するモチベーションが維持できずに離職する場合が多いため、当事業の実施により県全体として効率的な離職の防止・職場定着が図られている。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【N0.３（介護分)】 福祉人材確保緊急支援事業 （福祉人材マッチング機能強化事業）	【総事業費】 8,648 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（山形県社会福祉協議会へ委託）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	福祉・介護分野においては、個々の事業所の実情がわかりにくいこと、小規模事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場をみつけにくい状況にある。このため、山形県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。	
	アウトカム指標値：紹介就職人数	
事業の内容 （当初計画）	山形県福祉人材センターへのキャリア支援専門員２名配置による県内ハローワーク巡回相談、施設・事業所の巡回訪問、講師派遣による事業所内研修、就職面談会の開催	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・ハローワーク巡回相談 122 回開催、相談 353 件（R1 実績）以上 ・事業所内研修講師派 20 回、就職面談会２回以上	
アウトプット指標 （達成値）	・ハローワーク巡回相談 80 回開催、相談 178 件 ・事業所内研修講師派遣 25 回、就職面接会３ 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： ~~観察できなかった~~ 観察できた　→指標値：紹介就職人数令和３ 年度 120 人	

	（１）事業の有効性 ハローワーク巡回相談及び事業所訪問を行いこれまで福祉人材センターを利用していなかった求人及び求職者をセンターの利用に結びつけることにより、求職者一人一人と面談し、就職を希望する事業所の事前見学を行うなどきめ細かいサポートを行うことが出来ている。適切なマッチングを行うことにより、紹介した人材について事業所からの評価も得ている。 職場内研修講師派遣では、要望の多い「メンタルヘルス支援」「職場内コミュニケーション」について研修を行うことにより、職場環境の改善による就労者の定着につなげている。 **（２）事業の効率性** 小規模事業所等では求人や研修を自ら実施することが困難であり、当事業の実施により県全体として効率的な人材確保、人材育成が図られている。
その他	

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【№８（介護分）】 介護人材のすそ野拡大事業	【総事業費】 4,799 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	県（公益財団法人介護労働安定センター山形支所へ委託）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	少子高齢化が進展する中での、 介護サービスの量的拡大に伴う介護人材の確保	
	アウトカム指標値：介護職員等の離職率　10％未満	
事業の内容 （当初計画）	介護現場での就労を希望する高齢者、主婦及び在日外国人を対象に介護アシスタントとして就労を前提に研修を実施	
アウトプット指標 （当初の目標値）	就労者 20 名	
アウトプット指標 （達成値）	就労者３~~６~~名	
事業の有効性・効率性	観察できた→事業終了後１年以内のアウトカム指標値：9.2~~14.9~~％ ~~観察できなかった~~ ~~観察できた　→指標値：~~	
	（１）事業の有効性 研修受講後、研修受入先の介護施設に計６名が介護アシスタント等として就労し、介護人材のすそ野の拡大に繋がった。 **（２）事業の効率性** 介護アシスタントを受け入れる施設において、介護職員でなければできない専門的業務と、介護アシスタントでも可能な業務に振り分けがなされ、介護職員が行う業務の見直しが行われた。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. ４（介護分）】留学生等と県内介護施設とのマッチング支援事業	【総事業費】 1,092 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	山形県（山形県老人福祉施設協議会へ委託）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	本県における介護職員の不足が顕著になる中、在留資格「特定技能」が創設される等、外国人介護人材の受入環境が整備されてきている。	
	アウトカム指標：2025年における本県介護職員不足数の見込み（1,805人）のうち、１割程度の受入れ。	
事業の内容 （当初計画）	ミャンマー連邦共和国において、日本への留学を希望する外国人及び特定技能（１号）を希望する外国人を対象に、県内介護施設職員による現地説明会等を開催し、県内介護施設における受入を促進する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・オンライン説明会に参加する介護施設・事業所数10事業所	
アウトプット指標 （達成値）	・新型コロナ感染症再拡大により説明会中止	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値：13 人（事業後の外国人受入人数） 観察できなかった ~~観察できた　→指標値：~~	
	（１）事業の有効性 県内介護施設と現地の外国人が直接面談する機会を設けることで、外国人の意向聞取りや受入の際の留意点を整理することができ、受入促進につながる。 **（２）事業の効率性** 複数の県内介護施設と現地の外国人が直接オンライン上で面談することで、効率的にマッチングができる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【№８（介護分）】介護職参入促進事業（福祉系高校修学資金貸付事業）	【総事業費】 6,200 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（山形県社会福祉協議会への助成により実施）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	高齢化の進展による、介護サービスの需要拡大に伴い介護人材を安定的に確保するための支援	
	アウトカム指標：定着率（返還免除件数/貸付件数）	
事業の内容 （当初計画）	①若者の介護分野への参入促進を行うため、福祉系高校の学生に修学資金の貸付を行うための原資を補助する事業 ②他分野から介護職への参入促進を行うため、他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として就職する際の支援金の貸付を行うための原資を補助する事業	
アウトプット指標 （当初の目標値）	福祉系高校修学資金貸与者　20人	
アウトプット指標 （達成値）	福祉系高校修学資金貸与者　14人	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった ~~観察できた　→指標値：~~	
	（１）事業の有効性 福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付けることで、山形県内における介護人材の確保につながる。 **（２）事業の効率性** 介護福祉士を目指す学生等に対して学費等の貸付を行う団体に貸付原資等を補助することで、効率的な実施が図られる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【№９（介護分）】介護職参入促進事業（介護分野就職支援金貸付事業）	【総事業費】 1,490 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	山形県（山形県社会福祉協議会への助成により実施）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	高齢化の進展による、介護サービスの需要拡大に伴い介護人材を安定的に確保するための支援	
	アウトカム指標：定着率（返還免除件数/貸付件数）	
事業の内容 （当初計画）	①若者の介護分野への参入促進を行うため、福祉系高校の学生に修学資金の貸付を行うための原資を補助する事業 ②他分野から介護職への参入促進を行うため、他業種で働いていた者等が介護分野における介護職として就職する際の支援金の貸付を行うための原資を補助する事業	
アウトプット指標 （当初の目標値）	介護分野就職支援金貸与者　７人	
アウトプット指標 （達成値）	介護分野就職支援金貸与者　１人	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった ~~観察できた　→指標値：~~	
	（１）事業の有効性 他業種で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、介護分野で介護職として働く者に対し、就職支援金を貸し付けることによって、介護人材の確保につながる。 **（２）事業の効率性** 介護職として働くことを希望する者等に対して学費等の貸付を行う団体に貸付原資等を補助することで、効率的な実施が図られる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 6 （介護分）】 介護支援専門員資質向上事業 （介護支援専門員指導者研修等への派遣）	【総事業費】 11 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムの構築のために中核的な役割を担う介護支援専門員の資質向上において、介護支援専門員に対する適正でより効果的な法定研修の実施が求められている。	
	アウトカム指標値：各専門研修の講師打ち合わせにおける伝達講習等の実施	
事業の内容 （当初計画）	介護支援専門員の法定研修の講師の質の確保・向上のため、厚生労働省等が開催する指導者向け研修等に、研修講師を派遣する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	厚生労働省等が実施する各種研修への講師の派遣　５名	
アウトプット指標 （達成値）	厚生労働省等が実施する各種研修への講師の派遣　０名 （新型コロナウイルス感染症のため、予定した研修が中止）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値：実績なし 観察できなかった ~~観察できた　→指標値：~~	
	（１） 事業の有効性 厚生労働省では、介護支援専門員の資質向上のための研修等を毎年企画しており、研修企画に必要な最新の情報や、全国の動向を把握することができるため、有効である。 **（２） 事業の効率性** 介護支援専門員の研修企画に携わる中心的な講師を派遣することで、各専門研修の打合せ等を通して他の指導者への情報伝達がスムーズに行われる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 7 （介護分）】 介護支援専門員資質向上事業 （専門研修課程Ⅰ・更新研修の実施）	【総事業費】 7,525~~6,475~~千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（山形県介護支援専門員協会、山形県老人福祉施設協議会へ委託）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムの中で医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職の養成が求められている。	
	アウトカム指標値：基本的な援助技術を習得した介護支援専門員の増加	
事業の内容 （当初計画）	就業後６か月以上、または介護支援専門員証の有効期間が１年以内に満了する介護支援専門員を対象に法定研修を実施し、専門知識、技能の向上を図る。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	○研修修了者数　175~~172~~人	
アウトプット指標 （達成値）	○研修修了者数　217~~0~~人 （新型コロナウイルス感染症のため、予定した研修が中止） （※受講者数のうち修了に至った者を計上）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： ~~観察できなかった~~ 観察できた→　指標値：受講生の自己評価による単元修得度評価１（全くできない）と評価２（ほとんどできない）の総合割合：受講前 57.7%　→　受講後 12.7%	
	（１）事業の有効性 介護支援専門員として就業後 6 か月程度が経過した時期に行う研修であるため、実務に従事する中で生じた疑問や悩みを解消し、専門的な視点を獲得するために有効である。 **（２）事業の効率性** 専門研修と更新研修を兼ねるため、受講者の負担を最低限に抑えた形で資質向上を図ることができる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.８（介護分）】 介護支援専門員資質向上事業 （専門研修課程Ⅱ・更新研修の実施）	【総事業費】 9,450~~9,675~~千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（山形県介護支援専門員協会、山形県老人福祉施設協議会へ委託）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムの中で医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、自立支援に資するケアマネジメントを実践できる専門職の養成が求められている。	
	アウトカム指標値：専門的な援助技術を習得した介護支援専門員の増加	
事業の内容 （当初計画）	就業後３年以上、または介護支援専門員証の有効期間が１年以内に満了する介護支援専門員を対象に法定研修を実施し、専門知識、技能の向上を図る。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	○研修修了者　430~~440~~人	
アウトプット指標 （達成値）	○研修修了者　415~~274~~人 （新型コロナウイルス感染症のため、予定した研修が一部中止）（※受講者数のうち修了に至った者を計上）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： ~~観察できなかった~~ 観察できた →　指標値：受講生の自己評価による単元修得度 評価１（全くできない）と評価２（ほとんどできない）の総合割合：受講前 56.0~~29.9~~%　→　受講後 11.6~~18.8~~%	
	（１）事業の有効性 実務に従事する介護支援専門員証の更新、資格維持に必須の研修であるため、基礎知識の確認や新たな技能の習得を通して専門性の確立に役立てることができる。 **（２）事業の効率性** 専門研修と更新研修を兼ねるため、受講者の負担を最低限に抑えた形で資質向上を図ることができる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.９（介護分）】 介護支援専門員資質向上事業 （主任介護支援専門員研修の実施）	【総事業費】 4,501~~5,500~~千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムの中で医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、自立支援に資するケアマネジメントと人材育成の実践を通じて、地域づくりに貢献できる専門職の養成が求められている。	
	アウトカム指標値：高度に専門的な援助技術を有する主任介護支援専門員の増加。	
事業の内容 （当初計画）	専任の介護支援専門員の実務期間が５年以上の者を対象に主任介護支援専門員を養成するための法定研修を実施する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	○研修修了者数　100 人	
アウトプット指標 （達成値）	○研修修了者数　73 人 （新型コロナウイルス感染症のため、予定した研修が中止）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： ~~観察できなかった~~ 観察できた　受講生の自己評価による単元修得度 評価１（全くできない）と評価２（ほとんどできない）の総合割合：受講前 66.1%　→　受講後 11.5%	
	（１）事業の有効性 主任介護支援専門員資格の維持、更新に必須の研修であるため、より高度な専門性の獲得に役立てることができる。 **（２）事業の効率性** 主任介護支援専門員更新研修を受講し、主任資格を更新することで、ベースとなる介護支援専門員資格の更新を兼ねることができるため、効率的といえる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.10（介護分）】 介護支援専門員資質向上事業（主任介護支援専門員指導者研修会への派遣）	【総事業費】 ４千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムの中で医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、自立支援に資するケアマネジメントと人材育成の実践を通じて、地域づくりに貢献できる専門職の養成が求められている。	
	アウトカム指標値：介護支援専門員養成研修の質の向上が図られる。	
事業の内容 （当初計画）	主任介護支援専門員の法定研修の講師の質の担保・向上のため、厚生労働省が開催する指導者向け研修等に研修講師を派遣する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	厚生労働省が実施する各種研修への講師の派遣　２人	
アウトプット指標 （達成値）	厚生労働省が実施する各種研修への講師の派遣　０人 （新型コロナウイルス感染症のため、予定した研修が実施なし）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった ~~観察できた　→指標値：有識者や関係団体の代表者で法定研修における課題について認識の共有化が図られた。検討結果は令和２年度の研修手法に反映され、研修運営方法の改善につながった。~~	
	（１）事業の有効性 本会議の設置により、国のガイドラインに沿った講義、実習などが実践されているか、介護支援専門員の法定研修の平準化に向けた取組みとなっているか、評価の機会を得ることで、適正な研修体系の確立に有効と考えられる。 **（２）事業の効率性** 研修体系の評価とフィードバックのサイクルが確立することによって、効率的な研修事業評価ができる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.11（介護分）】 介護支援専門員資質向上事業 （主任介護支援専門員更新研修の実施）	【総事業費】 4,271~~4,198~~千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムの中で医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、自立支援に資するケアマネジメントと人材育成の実践を通じて、地域づくりに貢献できる専門職の養成が求められている。	
	アウトカム指標値：高度に専門的な援助技術を有する主任介護支援専門員のスキルの維持向上。	
事業の内容 （当初計画）	主任介護支援専門員研修修了証の有効期限が概ね２年以内に満了する者を対象に、更新のための法定研修を実施する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	○研修修了者数　115~~112~~人	
アウトプット指標 （達成値）	○研修修了者数　118~~120~~人	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： ~~観察できなかった~~ 観察できた →指標値：受講者の自己評価による単元修得度（総合） 評価１（全くできない）と２（ほとんどできない）の割合： 受講前 47.0~~27.0~~%　→　受講後 5.6~~3.9~~%	
	（３）事業の有効性 主任介護支援専門員資格の維持、更新に必須の研修であるため、より高度な専門性の獲得に役立てることができる。 **（４）事業の効率性** 主任介護支援専門員更新研修を受講し、主任資格を更新することで、ベースとなる介護支援専門員資格の更新を兼ねることができるため、効率的といえる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.12（介護分）】 介護支援専門員資質向上事業 （介護支援専門員研修向上会議）	【総事業費】 75 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムの中で医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、自立支援に資するケアマネジメントと人材育成の実践を通じて、地域づくりに貢献できる専門職の養成が求められている。	
	アウトカム指標値：介護支援専門員の研修向上のための PDCA サイクルが構築される。	
事業の内容 （当初計画）	介護支援専門員の法定研修の適正な実施のため、県担当、研修実施機関、研修の講師等を構成員とした、研修の評価検討を行う会議を実施。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	会議の実施　年２回	
アウトプット指標 （達成値）	会議の実施　本会議を０回開催。 （新型コロナウイルス感染症のため、実施なし）	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： ~~観察できなかった~~ 観察できた　→指標値：有識者、関係団体の代表者、研修実施機関において法定研修における課題について認識の共有化が図られた。検討結果は令和４年度の研修手法に反映され、研修運営方法の改善につながった。検討結果は令和２年度の研修手法に反映され、研修運営方法の改善につながった。	
	（３） 事業の有効性 本会議の設置により、国のガイドラインに沿った講義、実習などが実践されているか、介護支援専門員の法定研修の平準化に向けた取組みとなっているか、評価の機会を得ることで、適正な研修体系の確立に有効と考えられる。 **（４） 事業の効率性** 研修体系の評価とフィードバックのサイクルが確立することによって、効率的な研修事業評価ができる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.13（介護分）】 介護支援専門員資質向上事業 （主任介護支援専門員研修向上会議）	【総事業費】 240 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムの中で医療職をはじめとする多職種と連携・協働しながら、自立支援に資するケアマネジメントと人材育成の実践を通じて、地域づくりに貢献できる専門職の養成が求められている。	
	アウトカム指標値：主任介護支援専門員研修の質の向上が図られる。	
事業の内容 （当初計画）	主任介護支援専門員の法定研修の適正な実施のため、研修内容の評価を行うとともに、研修講師、ファシリテーターを養成する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	○研修講師、ファシリテーター養成研修修了者　30 名	
アウトプット指標 （達成値）	○研修講師、ファシリテーター養成研修修了者　23　名	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： ~~観察できなかった~~ 観察できた →指標値：研修講師、ファシリテーターの増加；23 名養成	
	（１） 事業の有効性 専門的な研修を受講した研修講師、ファシリテーターを養成することにより、質の高い研修実施が可能となる。 **（２） 事業の効率性** 県独自に研修講師、ファシリテーターを養成することにより、本県の目指す介護支援専門員研修のあり方を理解した講師等を効率的に養成することができる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.６（介護分）】 介護職員相談窓口委託事業	【総事業費】 1,852 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（社会福祉法人山形県社会福祉協議会に委託）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	高齢化の進展による、介護サービスの需要拡大に伴い介護人材を安定的に確保するための支援	
	アウトカム指標値：介護職員等の離職率　10%未満	
事業の内容 （当初計画）	介護職員相談窓口を業務委託により設置する。受託者は下記の相談方法による相談を受けるとともに、内容等により他の相談窓口を紹介する。 ①窓口による相談：週１日以上、窓口に相談員（社会福祉士や産業カウンセラーなどの有資格者）を配置し、相談に対応する。 ②電話による相談：週５日の平日。相談員が携帯電話等で対応する。 ③電子メールによる相談：２４時間対応 ④出張相談：必要に応じて、出張による相談を行う。 ⑤専門家による相談：必要に応じて、弁護士や社会保険労務士、心理カウンセラーなどの専門家による相談を行う。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	介護職員相談窓口における相談件数　100 件	
アウトプット指標 （達成値）	窓口相談 92 回（窓口９件、電話 75 件、メール８件）、出張相談２回、専門家派遣０回	
事業の有効性・効率性	観察できた→事業終了後１年以内のアウトカム指標値：9.2% ~~観察できなかった~~	

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.14（介護分）】 福祉人材確保緊急支援事業 （離職介護人材の再就職促進事業）	【総事業費】 4,167 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（山形県社会福祉協議会へ委託）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	介護人材が不足する中、介護福祉士のうち介護職として従事していない者は４割以上となっており、活用が課題となっている。社会福祉法改正により離職した介護福祉士等が都道府県福祉人材センターへ氏名、住所等を届け出ることが努力義務化されたことに伴い、届出制度の活用及び関連事業との連携により離職した介護人材の再就業を促進し、介護現場での即戦力となる人材を確保する。	
	アウトカム指標値：届出システムの登録数、登録者の再就業数	
事業の内容 （当初計画）	山形県福祉人材センターに専任職員１名を配置し、届出制度の周知啓発、届出システムの運用、届出者への情報提供、就職面接会等を実施	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・制度周知のための関係事業所等訪問、啓発資材送付先数 514 先（R1 実績）以上 ・就職面接会、施設見学会の開催回数 55 回（R1 実績）以上	
アウトプット指標 （達成値）	・制度周知のための関係事業所等訪問、啓発資材送付先数 517 先 ・就職面接会、施設見学会の開催回数 29 回	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった 観察できた　→指標値： ・届出システムの登録数 725 名（令和４年３月末現在累計）※令和３ 年度 634 名 ・登録者の再就業数 103 名（令和４ 年３月末現在累計）	
	（１）事業の有効性 制度について啓発することで届出を促し、離職した介護人材の所在等を把握するとともに、就職支援のための施設見学会・就職面接会を実施し、介護現場から離れていたことへの不安感を払拭すること等に配慮したフォローアップ的支援を行	

	い、介護現場での即戦力となる人材の確保につなげている。 **（２）事業の効率性** 　届出システムを活用することにより、登録者へ継続的な情報提供の効率化が図られている。
その他	

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.15（介護分）】 　認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	【総事業費】 5,416 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（一部を（社福）山形県社会福祉協議会、（社団）山形県老人福祉施設協議会、（社団）山形県歯科医師会、（公社）山形県看護協会、国立長寿医療研究センター、認知症介護研究・研修センターへの委託として実施）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い、増加が見込まれる認知症高齢者に対して、地域において適切な認知症ケアを行える人材を養成する必要がある。	
	アウトカム指標値： （１）認知症対応型サービス事業管理者養成事業　認知症対応型サービス事業管理者　1,378 人（令和２年度） （２）認知症地域医療支援事業　かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者 610 人（令和２ 年度） （３）認知症初期集中支援チーム員養成事業　初期集中支援チームの設置地域数　35 市町村 （４）認知症地域支援推進員養成事業　認知症地域支援推進員の配置地域数　35 市町村	
事業の内容 （当初計画）	○介護サービス事業所の管理者及び従事者に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るため、下記事業を行う。 （１）認知症対応型サービス事業管理者等養成事業 （２）認知症介護基礎研修及び認知症介護指導者フォローアップ （３）認知症対応に関して核となる人材を養成するための専門研修（認知症高齢者の口腔ケア、地域支援体制づくり等） ○医療従事者に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを修得させ、認知症高齢者に対する医療サービスの確保のため、下記事業を行う （１）認知症サポート医療養成研修及びかかりつけ医認知症対応向上研修 （２）病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	

	（３）歯科医師向け認知症対応力向上研修 （４）薬剤師向け認知症対応力向上研修 （５）看護職員向け認知症対応力向上研修 ○初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員に対して、必要な知識や技術を習得するための研修を実施する。 （１）認知症初期集中支援チーム養成事業 （２）認知症地域支援推進員養成事業
アウトプット指標 （当初の目標値）	○認知症対応型サービス事業管理者研修受講者数　136 名 ○かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者数　200 名 ○認知症初期集中支援チーム員研修受講者数　12 名 ○認知症地域支援推進員研修受講者数　25 名
アウトプット指標 （達成値）	○認知症高齢者介護サービス等従事者研修受講者数：147 名 （内訳） ・認知症対応型サービス事業開設者研修：6 名 ・認知症対応型サービス事業管理者研修：69 名 ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修：25 名 ・認知症介護指導者フォローアップ研修：0 名 ※新型コロナの影響により中止 ・認知症介護基礎研修：47 名 ○認知症サポート医養成研修受講者数：6 名 ○かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者数（19 名） ○病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修受講者数（53 名） ○歯科医師向け認知症対応力向上研修受講者数：51 名 ○薬剤師向け認知症対応力向上研修受講者数（41 名） ○看護職員向け認知症対応力向上研修受講者数：87 名 ○施設看護職員向け BPSD 研修受講者数：84 名 ○認知症初期集中支援チーム員研修受講者数（７名） ○認知症地域支援推進員研修受講者数（16 名） ○認知症サポーター等活動の促進事業：121 名 （内訳） ・チームオレンジコーディネーター研修受講者数（35 名） ・キャラバン・メイト養成研修受講者数（86 名）
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： ~~観察できなかった~~ 観察できた → 指標値：（令和３年度） ○認知症対応型サービス事業管理者養成事業　認知症対応型サービス事業管理者　1,447 人（令和３年度）

	○認知症地域医療支援事業　かかりつけ医認知症対応力向上研修受講者 629 人 ○認知症初期集中支援チーム員養成事業　認知症初期集中支援チーム設置市町村数　34 市町村 ○認知症地域支援推進員養成事業　認知症地域支援推進員の配置地域数　35 市町村
	（１）事業の有効性 本事業の実施により、正しい認知症ケアに関する知識を持ち、良質な介護を担うことができる人材や適切な医療が確保され、医療と介護の連携及び早期診断・早期対応のための体制強化が図られ、地域における認知症ケアの向上につながったと考える。 **（２）事業の効率性** 委託先や市町村との綿密な連携を取ることで効率的に受講者の決定を行うことができた。
その他	

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.16（介護分）】 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	【総事業費】 4,026 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県(一部を（公益）山形県看護協会及びプロポーザル方式による委託)	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標： ①高齢者のＱＯＬの向上 ②県内の地域包括ケアシステム構築の促進	
事業の内容 （当初計画）	①　地域ケア会議コーディネーター養成研修 ②　地域包括支援センター職員研修事業 ③　訪問看護サービス提供体制整備事業	
アウトプット指標 （当初の目標値）	地域ケア会議コーディネーター養成研修受講者数：50 人 地域包括支援センター職員研修受講者数：170 人	
アウトプット指標 （達成値）	地域ケア会議コーディネーター養成研修受講者数：35 人 地域包括支援センター職員研修受講者数：62 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： ~~観察できなかった~~ 観察できた　　→　指標値： ○　自立支援型地域ケア会議開催市町村　35 市町村 ○　県内地域包括支援センター向け研修会の開催　２回	
	（１）事業の有効性 高齢者のＱＯＬの向上を目的とした自立支援型地域ケア会議の質の向上が図られるため､県内の地域包括ケアシステムの構築に資するものと考える。 **（２）事業の効率性** 全市町村での自立支援型地域ケア会議の開催や地域包括ケアシステム構築に必要な人材の養成を当事業で行うことにより、県内の地域包括ケアシステム構築の促進が図られた。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【№17（介護分）】 脳卒中・心筋梗塞発症登録評価研究事業及び研究活用事業	【総事業費】 4,564 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（山形大学医学部附属病院へ委託）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	脳血管疾患や心筋梗塞の発症をきっかけに要介護状態となることが多いため、地域包括ケアシステムを推進していく上で発症原因や予後状況等の情報の集積・分析等は非常に重要である。地域包括ケアシステムと連携し、医学的管理上の留意事項や、地域特性や性差等の分析研究結果を活用し、介護予防や重症化予防を図る必要がある。	
	アウトカム指標値：介護予防について医学的見地に基づく専門知識を持つ人材を養成し、要介護者の減少や重症化の減少を図る。	
事業の内容 （当初計画）	年齢や性差、季節などの影響調査や、地域比較調査を行い、死亡原因の究明や発症の予防、要介護状態の軽減・悪化予防に資する資料を集積し、ＯＴ、ＰＴ、ＳＴ等を対象に、分析評価結果に基づく脳血管疾患及び心筋梗塞の医学的管理や、地域特性や性差等について学ぶ研修会を開催する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	研修会開催　６回	
アウトプット指標 （達成値）	研修会開催　１回	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった 観察できた　→指標値：	
	（１）事業の有効性 医療や介護に携わる多職種から 27 名の参加があった。疾患基礎データの集積と分析が進み、より正確な疾患の発生状況などを伝えることができた。また。予防や治療の最新情報はすぐに現場で活かせるものが多く、要介護者の減少や重症化の減少につながっていくものと期待できる。 **（２）事業の効率性** 山形大学医学部と連携を図り、最新治療の情報などニーズの高い情報の提供が可能となった。研修会の開催にあたっては、	

	OT、PT、ST、歯科衛生士、薬剤師、看護師等の職種毎の開催を予定していたが、全職種を通して共有すべき有用な情報を提供する観点から合同かつオンラインでの開催を試行し、今後のより効率的・効果的な研修会のあり方を検討する上でも意義があった。
その他	

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.18（介護分）】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 134,236 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	山形県（介護事業所への補助）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月３１日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	要介護高齢者の増加、労働者人口の減少を背景とした介護人材不足に関連した課題に対応するため、労働環境の改善を図る。	
	アウトカム指標：介護事故・ヒヤリハット事例の減少、介護職員の離職率低下	
事業の内容 （当初計画）	介護サービス事業所が介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成するもの。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	介護ロボット導入　40機器程度 見守りセンサー導入に伴う通信環境整備　２事業所	
アウトプット指標 （達成値）	介護ロボット導入　24事業所 見守りセンサー導入に伴う通信環境整備　11事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった ~~観察できた　→指標値：~~	
	（１）事業の有効性 介護ロボット導入の支援により、介護職員の負担軽減が図られ、介護人材確保・定着につながる。 **（２）事業の効率性** 介護事業所に対し、県が直接導入経費の一部を助成することで、導入促進が図られる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19（介護分）】 介護事業所におけるＩＣＴ導入支援事業	【総事業費】 31,160 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	山形県（介護事業所への補助）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 ☑継続　／　□終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	要介護高齢者の増加、労働者人口の減少を背景とした介護人材不足に関連した課題に対応するため、事務の効率化と職員の負担軽減を図る。	
	アウトカム指標：記録等作成業務の時間短縮、記録内容の充実	
事業の内容 （当初計画）	ＩＣＴを活用して介護記録から請求業務まで一気通貫して行うことができるよう、介護事業所における介護用ソフト及びタブレット端末等に係る購入費用に対して助成する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	補助事業所　15事業所	
アウトプット指標 （達成値）	補助事業所　39事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった ~~観察できた　→指標値：~~	
	（１）事業の有効性 ＩＣＴ導入の支援により、介護職員の負担軽減が図られ、介護人材確保・定着につながる。 **（２）事業の効率性** 介護事業所に対し、県が直接導入経費の一部を助成することで、導入促進が図られる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21（介護分）】技能実習生等外国人介護職受入施設等支援事業	【総事業費】 3,000 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（山形県老人福祉施設協議会へ委託）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 □継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	介護職員の不足が顕著になる中、県内の介護施設・事業所において技能実習等の在留資格を有する外国人介護人材の受入が進んでいる。	
	アウトカム指標：2025年における本県介護職員不足数の見込み（1,805人）のうち、１割程度の受入れ。	
事業の内容 （当初計画）	外国人介護人材を受け入れている介護施設・事業所が実施する学習支援、生活面の支援等に対して助成する。	
アウトプット指標 （当初の目標値）	・取組施設・事業所数　８施設・事業所	
アウトプット指標 （達成値）	・取組施設・事業所数　10 施設・事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値：13 人（事業後の外国人受入人数） 観察できなかった ~~観察できた　→指標値：~~	
	（１）事業の有効性 外国人介護人材を受け入れる介護施設等において、外国人介護人材とのコミュニケーション支援、介護福祉士の資格取得を目指す外国人介護人材の学習支援、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、介護業務に従事する外国人介護人材の円滑な就労・定着につながる。 **（２）事業の効率性** 県が直接外国人受入介護施設等に経費の一部を助成することにより、円滑な受入体制の整備が図られる。	
その他		

事業の区分	５．介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.26（介護分）】 新型コロナウイルス感染症対策介護関連事業	【総事業費】 111,452 千円
事業の対象となる区域	村山区域、最上区域、置賜区域、庄内区域	
事業の実施主体	山形県（介護事業所への補助・山形県老人福祉施設協議会への委託、プロポーザル方式による委託）	
事業の期間	令和３年４月１日～令和４年３月 31 日 ☐継続　／　☑終了	
背景にある 医療・介護ニーズ	新型コロナの拡大防止の観点から感染者が発生した高齢者施設に対して、職員確保や消毒などの観点から、かかり増し経費や衛生用品の備蓄、緊急時の応援職員の派遣に対する体制構築が求められている。	
	アウトカム指標：新型コロナ発生施設の介護サービスの継続	
事業の内容 （当初計画）	新型コロナ感染者が発生した施設が継続的な運営を行うためのかかり増し経費の支援、介護職員が不足した場合の他施設からの応援職員の派遣	
アウトプット指標 （当初の目標値）	応援職員派遣　20 名	
アウトプット指標 （達成値）	応援職員派遣　72 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後１年以内のアウトカム指標値： 観察できなかった ~~観察できた　→指標値：~~	
	（１）事業の有効性 介護サービス事業所等において新型コロナウイルス感染者が発生した場合においても、かかり増し経費の支援や応援職員の派遣により、継続的な運営を図ることができる。 **（２）事業の効率性** 介護サービス事業所等に対して直接支援を行うことで、効率的に事業継続を図ることができる。	
その他		

資料６－１

医療計画について

○ 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。

○ 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

○ **６年間　（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。）**

記載事項（主なもの）

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏（令和3年10月現在）

【医療圏設定の考え方】
一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。
・地理的条件等の自然的条件
・日常生活の需要の充足状況
・交通事情　等

三次医療圏

52医療圏（令和3年10月現在）
※都道府県ごとに1つ（北海道のみ6医療圏）

【医療圏設定の考え方】
特殊な医療を提供する単位として設定。 ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 地域医療構想

・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量等を推計。

○ 5疾病・6事業（※）及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病･･･5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）。
6事業(＊)･･･5つの事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。）、新興感染症等）。
（＊）令和６年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加。

・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。

○ 医師の確保に関する事項

・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）
・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

第８次医療計画に向けた取組（全体イメージ）

令和3年6月18日
第８次医療計画等に関する検討会資料（一部改）

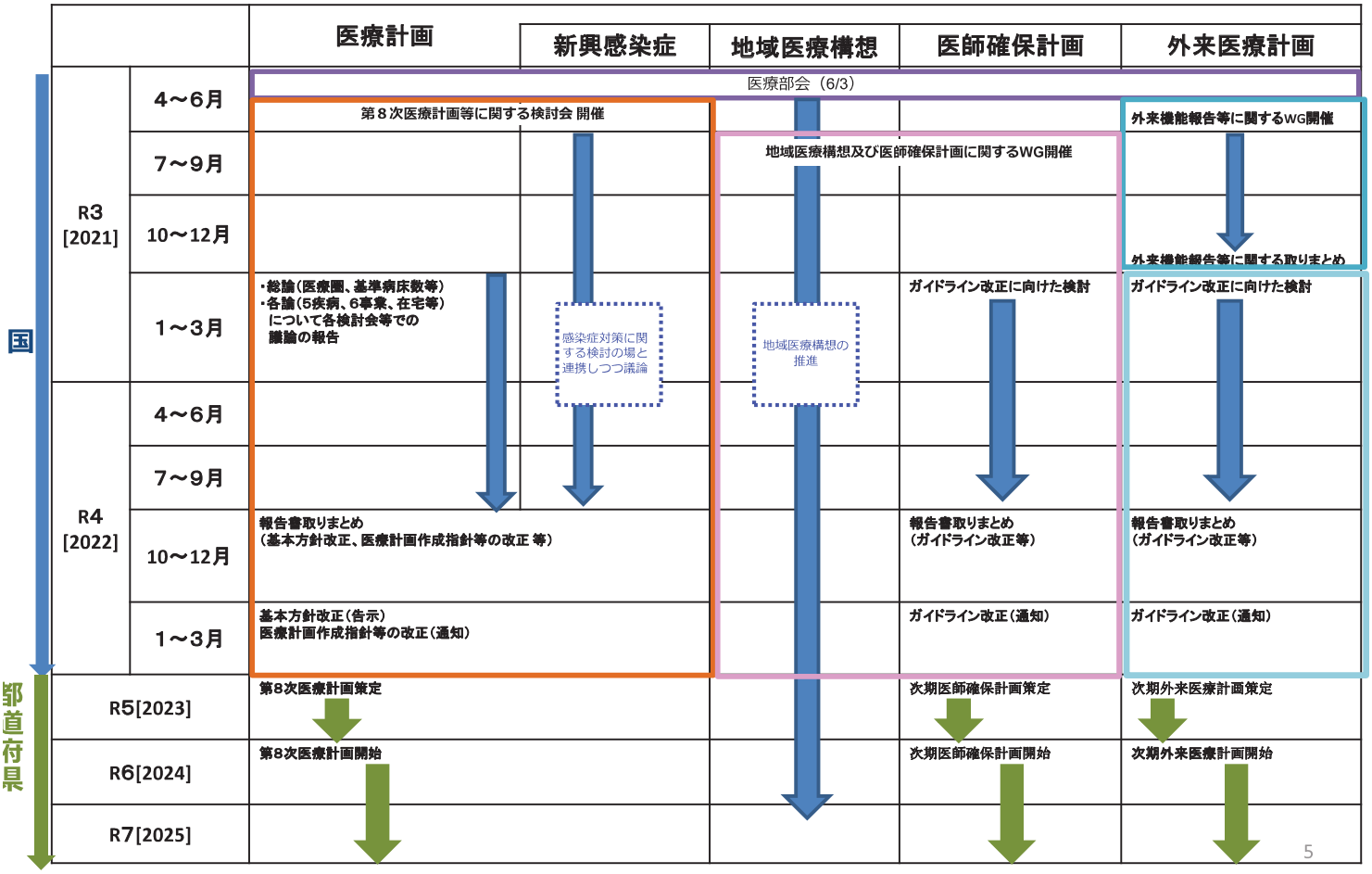

資料６－２

第８次保健医療計画の策定に向けたスケジュール（目途・素案）

<table>
<tr><th></th><th>県</th><th>協議会</th><th>部会</th></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3">作成指針提示（厚生労働省）</td></tr>
<tr><td>4</td><td rowspan="4">骨子案作成
（各担当課）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td>第１回開催
◆計画策定の進め方</td><td></td></tr>
<tr><td>6</td><td></td><td>第１回開催
◆計画の基本理念・方向</td></tr>
<tr><td>7</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>8</td><td>骨子案とりまとめ</td><td>骨子案について意見照会</td><td>第２回開催
◆計画の骨子案について</td></tr>
<tr><td>9</td><td rowspan="2">計画案作成
（各担当課）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>10</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>11</td><td rowspan="2">計画案とりまとめ</td><td></td><td>第３回開催
◆計画案について</td></tr>
<tr><td>12</td><td>第２回開催
◆計画案について</td><td></td></tr>
<tr><td>1</td><td>パブリックコメント</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="3">策定</td></tr>
</table>

※前回計画策定時のスケジュールを参考に作成した現時点での素案であり、検討の進捗等により前後する場合があります。

資料６－３

保健医療計画策定部会について

団体名・職名	第６次計画		第７次計画	
	団体名・職名	氏名	団体名・職名	氏名
団体依頼	山形県病院協議会理事長 （部会長）	小田　隆晴	山形県病院協議会理事長 （部会長）	細矢　貴亮
	山形県医師会副会長 （副部会長）	栗谷　義樹	山形県医師会副会長 （副部会長）	中目　千之
	山形大学医学部 教授	佐藤　慎哉	山形大学医学部 教授	佐藤　慎哉
	山形県歯科医師会 専務理事	冨田　滋	山形県歯科医師会 専務理事	冨田　滋
	日本精神科病院協会 山形県支部長	横川　弘明	日本精神科病院協会 山形県支部長	江口　拓也
個別依頼 （民間病院関係者）	財団法人三友堂病院 理事長	仁科　盛之	財団法人三友堂病院 理事長	仁科　盛之
個別依頼 （市町村立病院関係者）	山形市立病院済生館 館長	平川　秀紀	山形市立病院済生館 館長	平川　秀紀

資料６－４

医療費適正化計画の概要

根 拠 法：高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
計画期間：６年１期（第１、２期は５年。第１期／平成20～24年度、第２期／平成25～29年度、第３期／平成30～令和5年度（2023年度））
実施主体：都道府県
※ 国が策定する「医療費適正化基本方針」で示す取組目標・医療費の推計方法に即して、都道府県が「医療費適正化計画」を作成。国は都道府県の計画を積み上げて「全国医療費適正化計画」を作成。
趣　　旨：制度の持続可能な運営を確保するため、都道府県が、計画に定めた目標の達成に向けて、保険者・医療関係者等の協力を得ながら、住民の健康保持や医療の効率的な提供の推進に向けた取組を進めるもの。
※ 医療費の増加は、高齢化や技術の高度化、一時的な感染症の蔓延など様々な要素があることから、都道府県の現場で医療費適正化の枠組みを機能させるためには、目標の設定と取組による効果の因果関係について、科学的なエビデンスを含めた合理的な説明が可能なものであって、住民や保険者・医療関係者等の協力を得て、目標の実現に向けた取組の実施と評価が可能なものを位置づける枠組み。

第１期（平成20～24年度）、**第２期**（平成25～29年度）

- 平成18年の医療保険制度改革で医療費適正化計画の枠組みを創設（平成18年６月 健康保険法等改正法 公布）。

【計画の考え方】
- **入院医療費**：平均在院日数の縮減
- **外来医療費**：特定健診・保健指導の推進

第３期（平成30～令和5年度（2023年度））～

- 平成26年の医療法改正で将来の医療需要に着目して医療機能の分化・連携を図る「地域医療構想」の枠組みを創設。
- これを受けて平成27年に高齢者医療確保法を改正。入院医療費について地域医療構想の成果を医療費適正化計画に反映する枠組みへと見直し。

【計画の考え方】
- **入院医療費**：各都道府県の医療計画（地域医療構想）に基づく病床機能の分化・連携の推進の成果を反映
- **外来医療費**：特定健診・保健指導の推進のほか、糖尿病の重症化予防、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用など

◎高齢者の医療の確保に関する法律　第９条
第九条　都道府県は、医療費適正化基本方針に即して、六年ごとに、六年を一期として、当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画（以下「都道府県医療費適正化計画」という。）を定めるものとする。
２　都道府県医療費適正化計画においては、当該都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進の成果並びに住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（略）に関する事項を定めるものとする。
３　都道府県医療費適正化計画においては、前項に規定する事項のほか、おおむね都道府県における次に掲げる事項について定めるものとする。
一　住民の健康の保持の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項
二　医療の効率的な提供の推進に関し、当該都道府県において達成すべき目標に関する事項
三　前二号の目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項
四　第一号及び第二号の目標を達成するための保険者、後期高齢者医療広域連合、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
五　当該都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
六　計画の達成状況の評価に関する事項　（４～10項　（略））

2

次期計画に向けたスケジュール

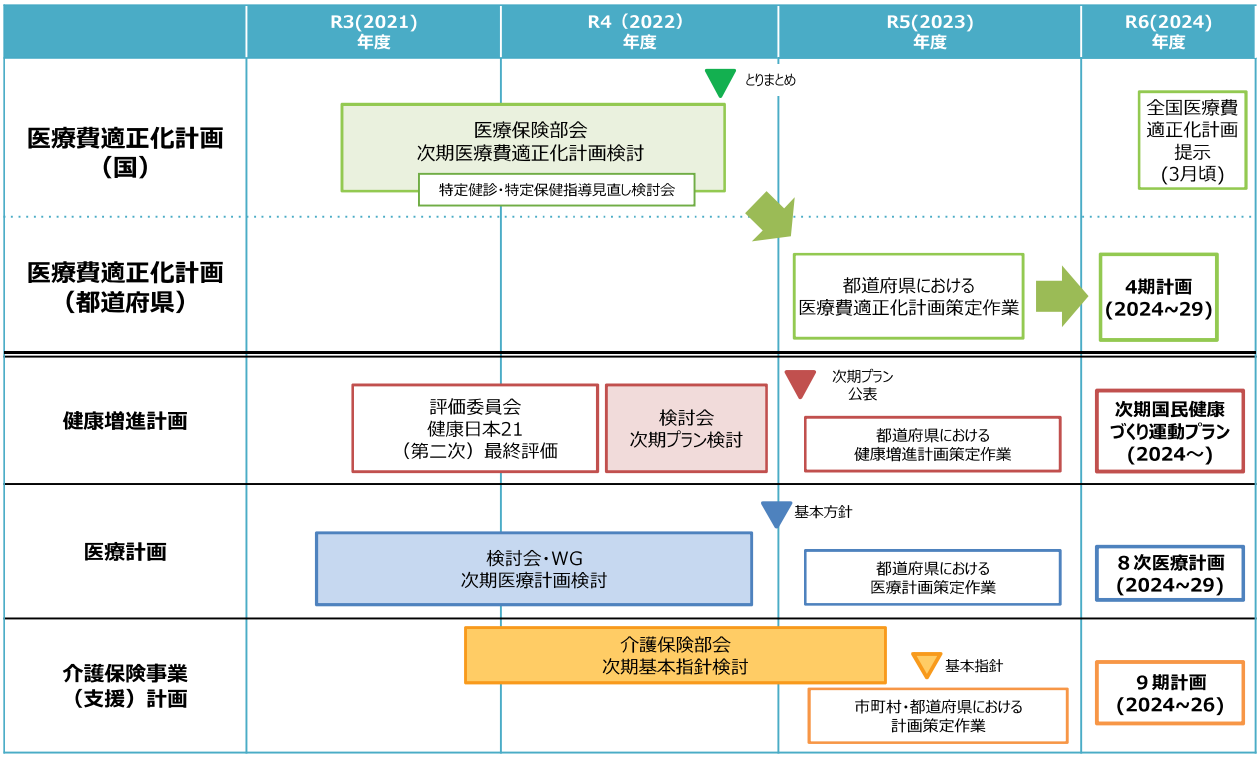

資料６－５

山形県アルコール健康障害対策推進計画の概要

～　健康安心社会やまがたを目指して　～

計画の概要

◆計画策定の趣旨◆

アルコールに関する多くの社会的な問題を背景として、国は、平成 25 年に「アルコール健康障害対策基本法」を制定し、平成 28 年に「アルコール健康障害対策推進基本計画」を策定した。これを受けて、本県におけるアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進していくために策定する。

◆計画の位置付け◆

アルコール健康障害対策基本法第 14 条に規定されている「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」として策定する。

◆ 計 画 期 間 ◆

2019 年度から 2023 年度までの5年間

基本理念・基本方針

◆ 基 本 理 念◆

本県は、多くの酒蔵やワイナリーを抱える酒どころ「日本一美酒県山形」として、おいしいお酒に恵まれた環境にある。健康に十分配慮した節度ある飲酒は、生活に豊かさと潤いを与えるものであり、お酒に親しむ伝統と文化は県民の生活にも深く根付いている。

本県では、平成 30 年3月に「みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例」を制定し、健康長寿日本一の実現を目指して取組を進めている。多量の飲酒等の不適切な飲酒は、アルコール健康障害の原因となっており、安心して健康で長生きできる山形県の実現には、健康障害の原因となる不適切な飲酒習慣の改善が欠かせない。

そこで、本県は、**「県民みんなが飲酒に伴うリスクを正しく理解する県」**として、リスクを十分理解したうえで、健康で長く楽しく上手にお酒と付き合い、アルコール健康障害の発生を将来にわたって予防することができるよう、正しい知識の普及に力を入れて取り組む。

また、すでにアルコール健康障害を抱える方については、その進行を抑制し、早期回復に向けた適切な支援を受けられるよう、県民全体で支える環境づくりに取り組む。

◆ 基 本 方 針 ◆

本県のアルコール健康障害対策を「発生」、「進行」、「再発」の各段階に応じて、市町村や関係機関と連携しながら総合的に推進していくために4つの基本方針を設定する。

Ⅰ　発生の予防	基本方針1：正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
Ⅱ　進行の抑制	基本方針2：誰もが相談できる相談窓口と必要な支援につなげる相談支援体制づくり 基本方針3：専門的対応が可能な医療機関の確保と連携の促進
Ⅲ　再発の防止	基本方針4：アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

重点課題

4つの基本方針に沿って総合的な対策を推進していくとともに、本計画では、2つの重点課題を設定して集中して取り組む。

◆重点課題１◆
飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防する。

課題に対応する評価指標		現状値	数値目標（2022 年）
① 生活習慣病のリスクを高める量※を飲酒している者の割合 （※1日の純アルコール摂取量が男性 40g（清酒2合程度）以上、女性 20g（清酒1合程度）以上）	男性	18.2％（2016 年）	13.0％
	女性	8.0％（2016 年）	6.4％
② 20 歳未満の者の飲酒割合	高校3年の男子	―	0％
	高校3年の女子	―	0％
③ 妊娠中の女性の飲酒割合		0.6％（2016 年）	0％
④ 節度ある飲酒量※の認知割合 （※1日の純アルコール摂取量が男性 20g 程度（清酒1合程度）、女性や高齢者はそれより少ない量）		55.8％（2016 年）	100％

◆重点課題２◆
アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備する。

課題に対応する評価指標	現状値	数値目標（2023 年）
① 国の要綱によるアルコール健康障害に関する相談拠点の設置	―	1機関
② アルコール依存症の専門外来を設置する医療機関数	7機関（2018 年）	10 機関
③ 国の要綱によるアルコール依存症に対する適切な医療を提供できる専門医療機関の選定	―	1機関以上

基本的施策

Ⅰ　発生の予防

1．アルコール健康障害に関する啓発の推進

（1）学校
小中高校及び大学・短大等における 20 歳未満の者の飲酒に伴うリスクの理解の促進　等

（2）家庭
20 歳未満の者の飲酒に伴うリスクを周知し、飲酒をさせないよう家庭において機運を醸成
成人の家族についてもアルコール健康障害に陥ることのないよう、互いに配慮し合う機運を醸成　等

（3）職場
健康経営の普及に併せたアルコールによる健康問題に関する啓発　等

（4）地域・県民
市町村との連携による推進体制の整備及び効果的な啓発、医療機関・その他関係団体等との連携によるアルコール健康障害についての正しい知識の普及啓発、性別・年齢・体質によって個人差のある「節度ある飲酒量」についての周知、飲酒運転防止の啓発　等

2．不適切な飲酒の誘引の防止
20 歳未満の者への酒類の販売・提供をなくすための事業者向けの啓発活動の強化、飲食業者に対する指導・取締りの徹底、街頭補導活動の強化　等

Ⅱ　進行の抑制

1．健康診断等からの早期改善指導
市町村等が実施する特定保健指導において適切な指導ができるよう担当者を対象にした研修会の実施、相談支援の担当者等に対する早期改善指導・早期支援のための手法に関する情報提供　等

2．アルコール健康障害に係る医療の充実等
アルコール依存症の疑いのある者を内科等の一般診療科の医療機関から専門医療機関へつなげるための連携体制の構築　等

3．アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する対応等

（1）飲酒運転をした者に対する指導
運転免許取消処分者講習における再犯防止指導に併せた相談窓口等に関する情報提供　等

（2）暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する対応
アルコール依存症が疑われる者による事案発生時の警察と県精神保健福祉センター・保健所の連携による対応　等

4．相談支援等
相談窓口における専門医療機関や自助グループの紹介、相談体制強化に向けた相談拠点の整備等

Ⅲ　再発の防止

1．社会復帰の支援

（1）アルコール依存症からの回復支援
専門医療機関や自助グループとの連携による回復支援体制の整備、依存症者やその家族を対象にした相談会等の開催　等

（2）就労及び復職の支援
就労支援機関との連携による社会復帰のため相談支援体制の整備

2．民間支援団体の活動に対する支援
自助グループの役割や有効性の周知、自助グループの活動の活性化に向けた支援　等

Ⅳ　基 盤 整 備

1．人材の養成・確保等
医学生・看護学生を対象にしたアルコール健康障害に関する効果的な教育の推進、地域の「健康づくりリーダー」や職場の「健康経営リーダー」をアルコール健康障害についての正しい知識の普及啓発も担う人材として養成、市町村や関係機関との連携による施策の有効な展開に向けた体制の整備　等

2．調査研究の推進等
アルコール関連問題の実態を把握するために必要な調査研究の実施　等

推進体制・計画の見直し

◆ 推 進 体 制 ◆

施策の効果や目標の達成状況について進捗状況を把握し、行政、医療機関、自助グループ等の関係者において連携・協議しながら、効果的な施策の推進を目指す。また、関連する計画との整合性を図りながら、総合的に推進する。

◆計画の見直し◆

計画による関連施策の効果等を踏まえ、社会情勢やアルコール健康障害に関する状況の変化を勘案し必要な見直しを実施する。

医療費適正化計画及びアルコール健康障害対策推進計画の見直しに向けた検討体制について

資料６－６

１．医療費適正化計画の検討体制

第１～３期計画策定時と同様、保健医療推進協議会の部会として「医療費適正化部会」を設置し、次期計画策定に向けた協議を行う。

（参考）第３期計画策定時の医療費適正化部会　委員名簿

団体名・職名	氏名
山形大学大学院教授（部会長）	村上　正泰
山形大学人文社会科学部准教授（副部会長）	坂本　直樹
山形県薬剤師会副会長	岡嵜　千賀子
山形県保険者協議会副会長（全国健康保険協会山形支部長）	本間　富美勝
山形県保険者協議会委員（山形市市民生活部長）	渡部　正美
山形県看護協会常任理事	小松　良子
山形県医師会副会長	中條　明夫

２．アルコール健康障害対策推進計画の検討体制

第１期計画策定時（H30）は、地域の有識者等から意見を聴く場として「山形県アルコール健康障害対策関係者会議」を２回開催。

第１期計画策定以降、保健医療推進協議会において本計画の進捗状況等について協議を行っていることを踏まえ、第２期計画策定に当たっては、保健医療推進協議会の部会として「アルコール健康障害対策推進部会」を設置し、協議を行う。

（参考）H30「山形県アルコール健康障害対策関係者会議」　出席者名簿

団体種別	団体名・職名	氏名
学識経験者	山形大学大学院医学系研究科看護学専修　准教授	森鍵　祐子
医療関係	日本精神科病院協会山形県支部　副支部長	沼田　由紀夫
	山形県医師会　副会長	神村　裕子
自助グループ	山形県断酒連合会　理事	楠　慶一
	山形紅花断酒会家族会　代表	茅野　加代子
民間支援団体	山形県依存症関連問題研究会　代表	小関　清之
福祉関係	山形県社会福祉協議会人材研修部　人材主査	今田　真樹
事業者	山形県酒販協同組合連合会　専務理事	茂木　賢一
	山形県社交飲食業生活衛生同業組合　理事長	丹野　健一
行政	天童市健康福祉部健康課　副主幹（兼）市民健康係長	新関　典代
	山形県保健所長会　副会長	山田　敬子
	山形県精神保健福祉センター　所長	有海　清彦